

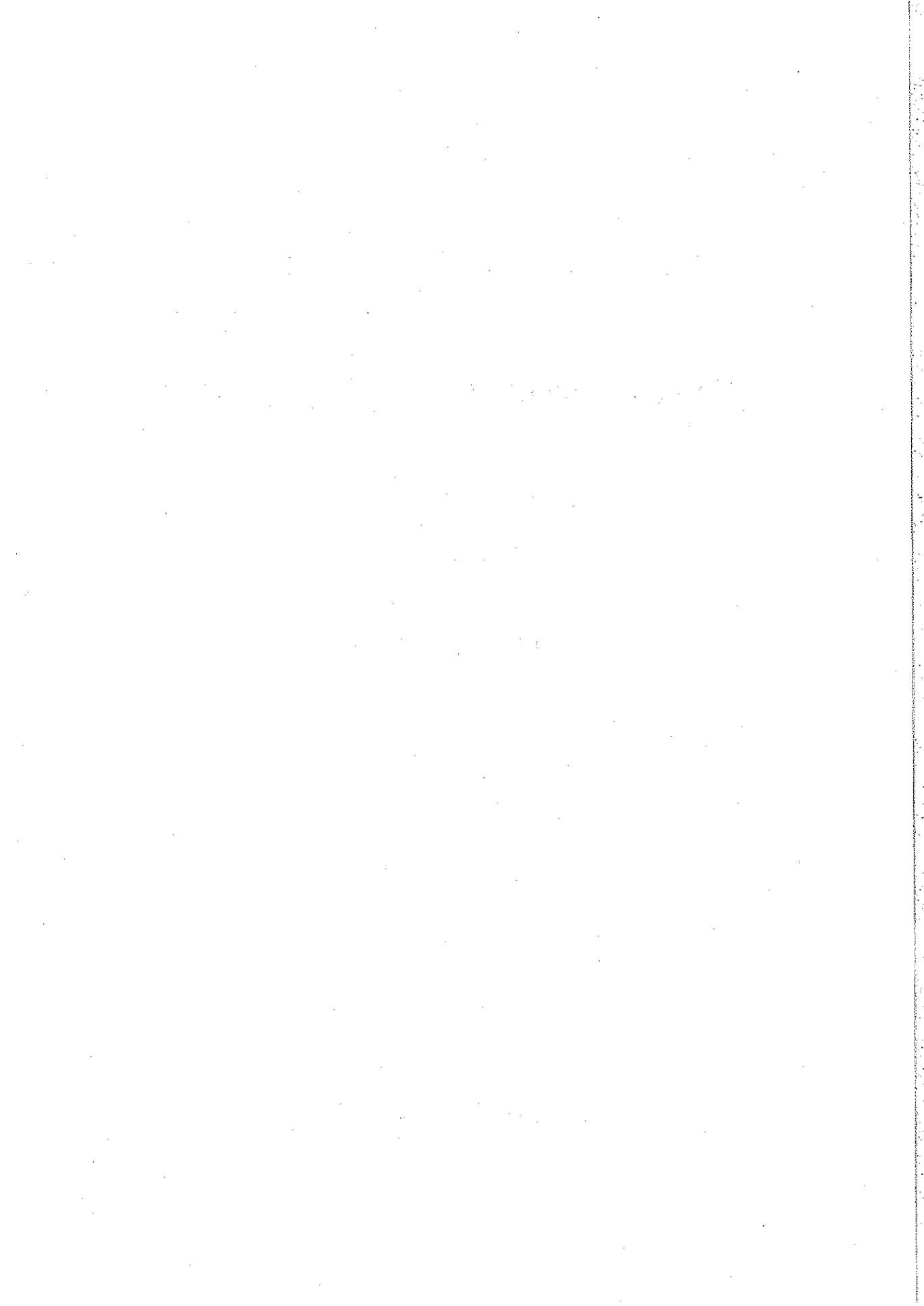
平成 7 年 10 月 2 日 開 会

平成 7 年 10 月 17 日 閉 会

和泉市議会第 3 回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

平成7年10月2日(月曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1"
○ 議事日程	3"
○ 開会宣告(午前10時00分)	3"
○ 市長開会挨拶	3"
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(井坂善行議員・猪尾伸子議員)	7"
○ 日程第2 会期の決定について(10月2日～10月20日 19日間)	7"
○ 日程第3 一般質問について	
1番に 13番 柏 富久蔵 議員	10"
2番に 25番 天堀 博 議員	20"
3番に 29番 勝部 津喜枝 議員	36"
4番に 12番 大谷 昌幸 議員	48"
5番に 19番 穴瀬 克己 議員	55"
○ 散会宣告(午後4時53分)	74"

平成7年10月3日(火曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	75"
○ 議事説明員、その他	75"
○ 議事日程	77"
○ 開会宣告(午後10時00分)	79"
○ 日程第1 (監査報告第21号) 例月出納検査結果報告(収入役 扱 平成7年3月分)	

○ 日程第 2	(監査報告第22号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年3月分)	括 上 程
○ 日程第 3	(監査報告第23号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年3月分)	
○ 日程第 4	(監査報告第24号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年度平成7年4月分)	
○ 日程第 5	(監査報告第25号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成7年4月分)	
○ 日程第 6	(監査報告第26号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年4月分)	
○ 日程第 7	(監査報告第27号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年4月分)	
○ 日程第 8	(監査報告第28号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年度平成7年5月分)	
○ 日程第 9	(監査報告第29号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成7年5月分)	
○ 日程第10	(監査報告第30号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年5月分)	
○ 日程第11	(監査報告第31号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年5月分)	
○ 日程第12	(監査報告第32号) 定期監査 (平成7年度第一次分) 結果報告	
○ 日程第13	(認定第1号) 平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	
○ 日程第14	(認定第2号) 平成6年度和泉市水道事業会計決算認定について	83"
○ 日程第15	(認定第3号) 平成6年度和泉市病院事業会計決算認定について	85"
○ 日程第16	(議員提出議案第11号) 決算審査特別委員会の設置について	87"
○ 日程第17	(報告第24号) 専決処分 の 報告 について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	

○ 日程第18	(報告第25号) 専決処分の報告について(市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	一 括 上 程 92頁
○ 日程第19	(報告第26号) 専決処分の報告について(市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	
○ 日程第20	(報告第27号) 専決処分の報告について(市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	
○ 日程第21	(報告第28号) 専決処分の報告について(市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	
○ 日程第22	(報告第29号) 専決処分の報告について(改良店舗の明渡しに係る訴えの提起)	100頁
○ 日程第23	(報告第30号) 専決処分の承認を求めることについて (平成7年度和泉市一般会計補正予算(第2号))	102"
○ 日程第24	(議案第33号) 工事請負契約締結について((仮称)余熱利用温水プール建設工事)	104"
○ 日程第25	(議案第34号) 工事請負契約締結について ((仮称) 余熱利用温水プール建設機械設備工事)	108"
○ 日程第26	(議案第35号) 委託契約締結について(都市計画道路唐国久井線の一般国道170号への 接道に伴う道路整備工事に関する平成7年度委託契約)	111"
○ 日程第27	(議案第36号) 委託契約締結について (史跡池上曽根遺跡整備事業に関する平成7年度委託契約)	116"
○ 日程第28	(議案第37号) 町の区域及び名称の変更について	121"
○ 日程第29	(議案第38号) 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	127"
○ 日程第30	(議案第39号) 市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	130"
○ 日程第31	(議案第40号) 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例制定について	132"

- 日程第32 (議案第41号) 和泉市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定について 135頁
- 日程第33 (議案第42号) 和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について 138"
- 日程第34 (議案第43号) 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について 140"
- 日程第35 (議案第44号) 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 143"
- 日程第36 (議案第45号) 平成7年度和泉市一般会計補正予算(第3号) 148"
- 日程第37 (議案第46号) 平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号) 155"
- 日程第38 (議案第47号) 固定資産評価審査委員会委員の選任について 157"
- 日程第39 (議員提出議案第12号) フランスと中国の核実験に反対する決議 159"
- 日程第40 (議員提出議案第13号) 大阪府立高等学校校定時制課程の募集停止に関する要望決議 161"
- 日程第41 (議員提出議案第14号) 義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び栄養職員の給与に対する半額国庫負担制度の堅持を求める意見書 162"
- 日程第42 (議員提出議案第15号) 平成8年度治水事業予算の重点確保に関する意見書 164"
- 日程第43 (議員提出議案第16号) 保健所の削減に反対し、母子保健の市町村委譲に伴う人的・財政的保障を求める意見書 166"
- 日程第44 (議員提出議案第17号) 米軍人による女子小学生暴行傷害事件に関する意見書 168"
- 追加日程第1 議長辞職許可について 169"
- 追加日程第2 (選挙第2号) 議長選挙について 170"

(午後2時40分休憩、以後再開されず自然散会)

平成7年10月4日（水曜日）～平成7年10月11日（水曜日）まで休会

平成7年10月12日（木曜日）～平成7年10月13日（金曜日）まで自然休会

平成7年10月14日（土曜日）～平成7年10月15日（日曜日）休会

平成7年10月16日（月曜日）第3日目

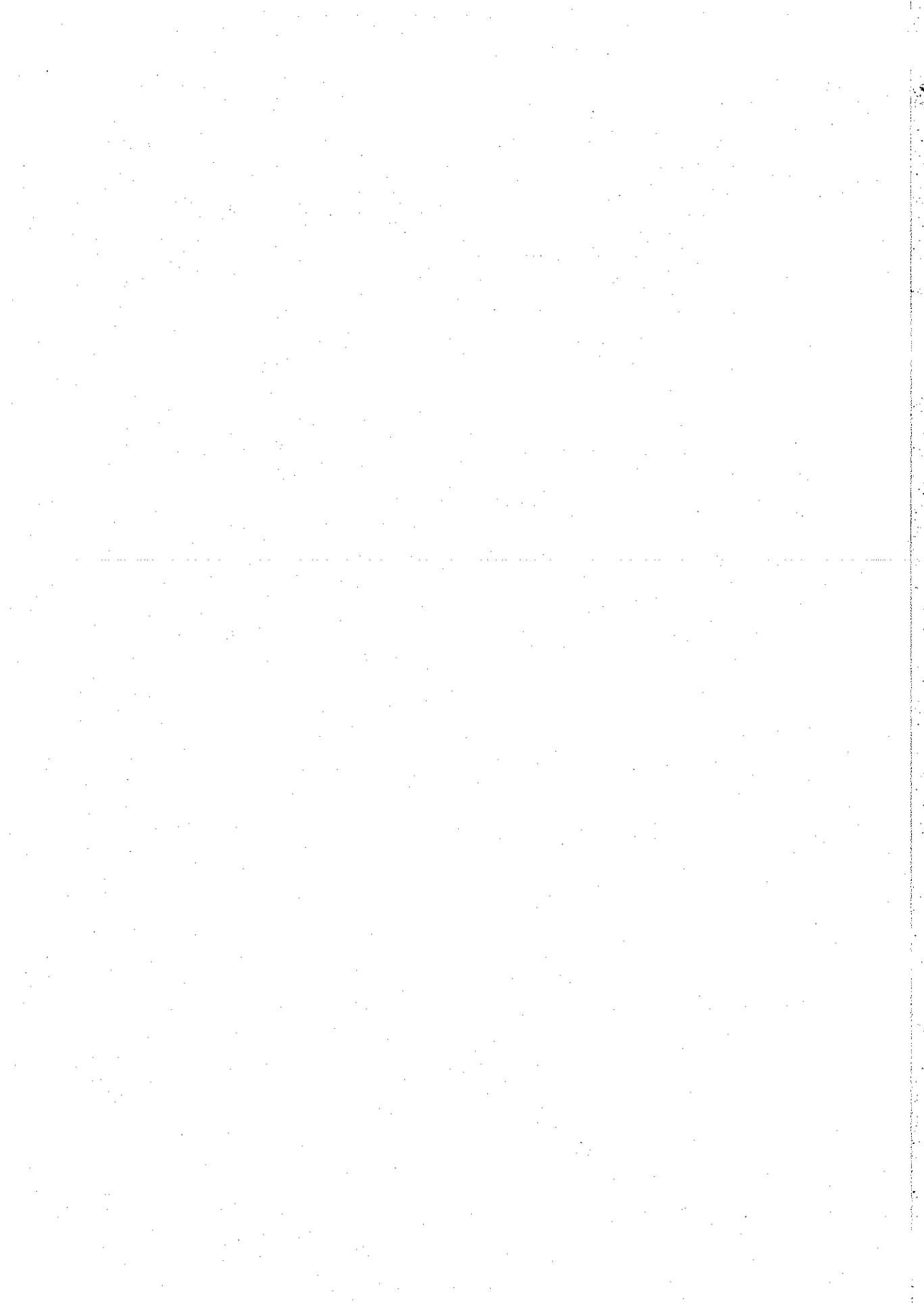
○ 出席議員・欠席議員	173頁
○ 議事説明員、その他	173〃
○ 議事日程	175〃
○ 開会宣告（午後4時00分）	175〃
○ 日程第1（選挙第2号） 議長選挙について	175〃
○ 追加日程第1 副議長辞職許可について	177〃
○ 追加日程第2（選挙第3号） 副議長選挙について	179〃
○ 散会宣告（午後4時55分）	181〃

平成7年10月17日（火曜日）最終目

○ 出席議員・欠席議員	183〃
○ 議事説明員、その他	183〃
○ 議事日程	185〃
○ 開会宣告（午後3時30分）	185〃
○ 日程第1 常任委員会委員の辞任について	} 括 上 程 187頁
○ 日程第2 特別委員会委員の辞任について	
○ 日程第3 常任委員会委員の選任について	

○ 日程第 4	特別委員会委員の選任について	括 上 程 189頁
○ 日程第 5	決算審査特別委員会委員の選任について	
○ 日程第 6	(選挙第 4号) 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	一 括 上 程 190頁
○ 日程第 7	(選挙第 5号) 泉北水道企業団議会議員の選挙について	
○ 日程第 8	(選挙第 6号) 南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	
○ 追加日程第 1	(議案第48号) 監査委員の選任について	192頁
○ 市長閉会挨拶		194〃
○ 議長閉会挨拶		195〃
○ 閉会宣告 (午後 3 時50分)		195〃

第 1 日



平成7年10月2日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	28番	猪尾伸子君
13番	柏富久蔵君	29番	勝部津喜枝君
15番	木村静雄君		

欠席議員(1名)

27番 早乙女実君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	山下喬三
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	逢野博之	同財政課長	林和男
同理事(人事担当)	戸口泰明	同和对策部長	三井義秋
同次長兼人事課長	今村堅太郎	同次長兼総合調整課長	門林良治
同人権啓発室長	山本襄	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同秘書課長	木寺正次	参与兼市民生活部長	麻生和義
企画調整部長	森利治	同理事兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(行政改革推進担当)	井阪和充	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同次長兼企画調整課長	油谷巧	福祉事務所長	坂田平之
同次長兼情報政策課長	西岡政徳	同理事	池辺一三
同次長兼女性政策課長	樋渡和子	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同次長(施策推進担当)	石本博信	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
参与兼総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介
同理事(財政担当)	阪豊光	同理事兼農林課長	松林保

同 理 事	池 辺 功	病 院 事 務 局 長	谷 上 徹
同副理事(交通公害担当)	大 塚 俊 昭	同 次 長 兼 総 務 課 長	梅 山 世 紀
参 与 兼 都 市 整 備 部 長	富 田 宏 之	同 次 長 兼 医 事 課 長	尾 食 良 信
同 理 事 (再 開 発 担 当)	橘 本 昭 夫	消 防 長	一ノ瀬 喜 廣
同 理 事 (再 開 発 担 当)	清 王 政 志	消 防 本 部 理 事 兼 消 防 署 長	池 野 透
同 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	田 中 武 郎	同 次 長 兼 予 防 課 長 兼 消 防 署 長 補 佐	飯 坂 慶 治
同 次 長 兼 開 発 調 整 課 長	上 出 卓	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	北 野 喜 平
同 次 長 兼 公 園 課 長	藤 本 仁	同 次 長 兼 総 務 課 長	植 田 眞 人
コ ス モ ポ リ ス 推 進 部 長	中 屋 正 彦	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事	鈴 木 常 弘	教 育 長	杉 本 弘 文
同 次 長 兼 業 務 課 長	福 原 進	教 育 次 長 兼 社 会 教 育 部 長	大 塚 孝 之
建 設 部 長	奥 村 富 彦	管 理 部 長	鹿 嶋 賢 昌
同 理 事 (道 路 担 当)	谷 俊 雄	同 次 長 兼 総 務 課 長	田 丸 周 美
同 用 地 室 長 兼 用 地 第 一 課 長	奥 野 義 一	同 次 長 兼 学 事 課 長	着 本 直 幸
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	指 導 部 長	木 村 吉 男
同 次 長	中 野 英 二	同 次 長 兼 指 導 課 長	堀 川 不 可 止
同 副 理 事 (河 川 水 路 担 当)	樋 渡 顕 治	社 会 教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	田 丸 勝 之
同 副 理 事 (ふるさと総務課担当)	岸 本 孝 二	同 副 理 事 兼 久 保 忠 記 念 美 術 館 長	中 野 徹
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	松 井 一 雄
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
同 理 事 兼 営 業 課 長	城 前 伊 佐 雄	監 査 委 員	庄 司 清
同 次 長	西 尾 浩	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
同 次 長 兼 総 務 課 長	池 野 文 一	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
病 院 長	竹 林 淳	同 事 務 局 長	厩 田 嗣 夫

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆
参事 山本茂樹
主幹 大谷幸広
議事係長 田中康弘
議事係主査 田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、何かとお忙しいところ多数御出席くださいます、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されております議員さんは24名でございます。欠席届の出ている議員さんはございません。早乙女議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、24名でございます。

- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成7年第3回定例会を開会いたします。

- 議長(松尾孝明君) 本日の会議に出席報告のあった者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、開会あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成7年第3回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

議員皆様方には、公私何かと御多用の折にもかかわりませず御出席をいただき、ただいま議

会が成立いたしましたことを厚く御礼を申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成7年度和泉市一般会計補正予算外14件、認定3件、報告7件、監査報告12件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本議会は、私の任期中の最後の定例会でございますので、私事でまことに恐縮でございますが、議長さんのお許しをいただきまして、議員皆様方に一言、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

去る昭和50年12月、市民皆様の御支持をいただきまして和泉市政の重責を担って以来早くも20年を経過をいたしまして、任期もあと60日と迫ってまいりました。

顧みますとこの間、わが国内外の諸情勢は目まぐるしく変転をいたしました。とりわけ国外では、東欧諸国における民主化、東西ドイツの統一など、戦後の冷戦構造が大きく変化をいたしまして対話と協調へと移行し、社会経済における新しい秩序の構築がなされてまいりました。

また、国内的には、再度にわたる石油ショックに起因する低成長期を経験し、その後、安定成長期を迎えましたが、近年、バブル崩壊に伴う予想を上回る景気の低迷によりまして、社会経済情勢はまことに厳しいものとなりまして、内需拡大、政治改革、人口の高齢化、失業対策、生活環境の多様化など大きな変革期を迎えました。

このような情勢のもとで、本市行財政運営もまことに厳しいものがございまして、特に本市の財政環境は経常収支比率が高く、体質的には脆弱でありまして、多額の累積赤字を抱える中で私は、市政の重責を担当させていただいたのでございますが、常に現状の厳しさを認識する中で、時代の進歩と変容を念頭に入れ、壮大な気宇を持って来るべき21世紀の新しい時代、新しい社会に誇るべき活力と活気のある郷土和泉市を創造すべく、積極的な都市行政を推進をいたしまして、累積赤字解消を初め市政全般にわたりまして全力を傾注いたしながら努力を重ねてまいりましたが、おかげさまでようやくその努力が実りまして、今や、近隣都市から注目される南大阪泉州の中核都市へと発展してまいりましたことは喜びに耐えない次第であります。これひとえに議員皆様を初め市民各位の市政に対する深い御理解と温かい御支援、御協力のたまものだと深く感謝申し上げます。

特に私はこの20年間、市政運営に当たっては、ハード事業、ソフト事業のバランスを図りながら、調和と活力のある人間都市和泉のまちづくりを目指して取り組んでまいりました。ハード面におきましては、特に4つのプロジェクトを掲げまして、その推進に精力的に取り組んで

まいったところであります。

まず、広大な面積でございますので、山間部と市街地との何とか調和を図りたいという気持ちで、和泉中央丘陵でのトリヴェール和泉ニュータウン開発に取り組んでまいりました。市長就任以来、大きなロマンを秘めながら推進してまいったものでありますが、ようやくして今年4月、泉北高速鉄道と和泉中央駅の開設や主要幹線道路の開通、桃山学院大学の開校等々が実現をさせていただきまして、居住者も次第に増加する中で画期的な街並みが形成されてまいりました。

また、かつて本市地場産業の柱として盛況を極めてまいりました繊維産業が構造的な不況で低迷する中、明日の本市の産業をつくろうと取り組んでまいりました先端技術産業団地コスモポリス事業は、用地集約時異常な地価高騰の影響を受けまして若干、おくれはいたしましたものの昨年12月、区画整理組合の設立を見まして活発に事業推進が図られているところでありまして、造成工事も本年度内に着工される運びと相なりました。

また、やがて20万都市になろうとする本市の表玄関口である和泉府中駅前再開発事業につきましても、地元の方々の深い御理解と御協力のもとに再開発準備組合を設立をいただきまして、これを軸に鋭意取り組み、進展を図っているところでございます。

さらに、週休2日制の定着や余暇ニーズの増大にこたえるため、健康、スポーツを兼ね備えた施設としてのラーバンライフリゾート構想につきましても、実施調査、検討を重ねているところでございます。

私は、これらのプロジェクトをテコとさせていただきまして、郷土和泉市の都市基盤整備を大きく前進をさせていただきたいと諸事業を推進する努力を重ねてまいり、10年先、20年先をしっかりと見定めた都市発展の礎を一定、築かせていただいたものだと確信をさせていただいております。

また、ソフト面におきましては、学校教育や社会教育の充実、お年寄りや障害者、母子福祉の拡充、国民的課題である青少年問題や同和問題の早期解消あるいは女性の地位向上と社会参加、国際化社会への向けての取り組み等々多岐の面にわたりまして、市民皆さんの御意見、御要望も生かしながらだれもが住んで良かった、安心して暮らしていただける地域社会建設に向けまして努力をしてまいったところでございます。

特にこの間、学校教育にありましては、明日の郷土を担い活躍が期待される若人の健全育成のため、知育、徳育、体育のバランスの取れた教育を推進するとともに、自ら励むという気概を育てるため学校諸施設の充実に努めました。

また、老人福祉、障害者福祉を初めとする福祉におきましても、社会の変容に則した対応、

拡充を図ってまいったところでございます。中でも皆様方の御支援、御協力によりまして策定をさせていただきました和泉市福祉計画、和泉市老人保健福祉計画は、多様化する福祉行政あるいはますます進行する高齢化社会にありまして、今後の本市福祉行政の機軸となるものでございまして、この2つの計画を策定できたことは、私にとりまして大変印象深いものの1つであります。

このほか人権問題、中でも同和対策につきましては、心理的差別解消については、まだまだ大きな課題となっておりますが、環境改善事業を中心とする諸事業におきましては、関係皆さんの深い御理解と地元皆さん方の御協力によりましておおむね顕著な成果をおさめることができました。

また、女性の社会参加、国際化社会への対応等々につきましても最大限の努力をさせていただきました。

まだまだ言い尽くせないところがありますが、私は、郷土和泉市の限りない隆昌を念じつつ、本市だけでは何十年掛かってもなし得ない諸事業を国や府、関係機関の力と財力を活用させていただき、持てる力をフルに発揮いたしまして、本市発展のためにお役に立ちましたことをこの上ない喜びとし、誇りに思っているわけでございます。

この20年、様々な出来事があり、苦しいことも多々ありましたが、今となれば、良き思い出の1つひとつであります。今年は市制施行40周年、考えて見ますと、その半分の20年を不肖私が担当をさせていただいたわけでございます。あっという間の20年でございましたが、私にとりましては、中身の濃い歳月であったとしみじみ思っております。20年の間、至らぬ私に絶大なる御支援、御協力をいただきました議員皆様方を初め市民各位、関係各機関の皆様にご満腔の敬意を表しますとともに、衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。まだまだ成し遂げねばならない事業、課題もたくさんありますが、それは後進に託してまいりたい、このように存じております。

なお、残された2カ月ほどの期間、全力を尽くしまして市政運営に邁進をいたしてまいる所存であります。

なおまた、かねてより御心労をお掛けしております衆議院議員選挙の出馬問題につきましては、各方面から強い御要望をいただいているわけでございますが、今なお、熟慮中でございます。いずれ皆様方には意向をはっきりと表明させていただきたい、このように考えております。

終わりに当たりまして、和泉市のさらなる隆昌と議員皆様方のますますの御健勝と御活躍をお祈りをいたしまして、私の意は尽くせませんが、心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきますと存じます。

御清聴をいただきましてまことにありがとうございました。(拍手)

○ 議長(松尾孝明君) 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、11番・井坂善行議員、28番・猪尾伸子議員。

以上、2名の方を指名いたします。

○ 議長(松尾孝明君) 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月20日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より10月20日までの19日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成7年第3回定例会)

発言順	1	発言者	柏 富久蔵 議員
発言の要旨	1.	下水道整備計画について	
	2.	空教室の利用について	
	3.	和泉霊園問題について	

発言順	2	発言者	天堀博議員
発言の要旨	<p>1. 人事問題について</p> <p>① 来年度職員採用</p> <p>② 市長引退に伴う特別職</p> <p>2. 横山小学校での学童保育開設要望について</p> <p>3. 環境改善整備事業区域内及び周辺、並びに同和対策事業用地について</p>		

発言順	3	発言者	勝部津喜枝議員
発言の要旨	<p>○ 聖ヶ岡町内パチンコ店増改築問題について</p>		

発言順	4	発言者	大谷昌幸 議員
発言の要旨	<p>1. 学童保育について</p> <p>2. 市長選挙に関して</p>		

発言順	5	発言者	早乙女 実 議員
発言の要旨	<p>○ 「生きがいを感じ、健やかな暮らしをつくるまちづくり」について</p> <p>① 「福祉のまちづくり」について</p> <p>② 「福祉バス」について</p> <p>③ 健康保持について</p> <p>④ 給付事業などについて</p>		

発言順	6	発言者	穴 瀬 克 己 議 員
発 言 の 要 旨	1. 和泉市総合計画並びに実施計画の推進について		
	① 公園、緑地の整備		
	② 細街路の整備		
	③ 心にうるおいをあたえる文化振興		
	④ 心ふれあう連帯と信頼のコミュニティづくり		

○ 議長（松尾孝明君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、13番・柏富久蔵議員。

（柏富久蔵議員登壇）

○ 13番（柏富久蔵君） 13番・柏です。一般質問の趣旨説明をさせていただきます。

6月議会で今期限りの引退を発表された池田市長にとってこの10月議会は最後となる議会において、今回、私が質問をさせていただくことは、私自身、大変感慨深いものであります。去る8月22日、姉妹都市ブルーミントン市への訪問団の一員として加えていただき、約1週間、池田市長と御一緒でき、私の議員生活3年間では想像できなかった精力的でブルーミントン市民挙げて愛される池田市長像に接し、さすが5期20年間、和泉市のトップという重責を担ってきたお人だけのことはあると最大の敬意を払うものであります。また、この後は、国会を目指しておられるとお噂がありますが、必ずや、上に行かれても国民のために頑張っていただけるものと信じております。

それでは、質問の趣旨説明をさせていただきますが、その前に、都合によって通告の質問の順番を変更させていただきます。1番は、和泉霊園火葬場について。2番は、空き教室の利用について。3番目は、下水道整備事業とさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、まず、1番目の和泉霊園火葬場問題について。人は生まれ、やがて死んでいきま

す。「揺り籠から墓場まで」と言われますが、われわれ人間にとって最後にお世話になるのが火葬場であり、墓地であります。火葬場は、このようにわれわれ人間にとっては大変重要な施設であります。和泉市もこの施設の重要性を認め、昭和31年の市制施行後、市内の観音寺町に市営火葬場を設置し、操業を開始しました。そして、その後十数年間、市営火葬場として市民の利用に供してきたわけではありますが、昭和40年の中ごろ、地元観音寺町の住民と市営火葬場の存続について協議を行ったが、合意が得られず、使用ができなくなりました。そのため観音寺町の市営火葬場を廃止し、他に移すことになったと聞いております。

現在、このような経過から市営火葬場は、昭和47年に信太山演習場内に設置されたものではありますが、そのときの経緯を調べてみますと、市は、地元上代町住民の合意を得ず工事に着手したため反対に遭い、訴訟にまで発展したものであります。

そこで市は、市営火葬場の操業をするため、地元上代町住民と協議を重ね、昭和47年7月6日に協定を交わし、やっと操業に漕ぎ付けることができたわけであります。

昭和47年7月6日に上代町と交わした協定書によりますと、和泉市は、火葬場の操業を協定成立の日から30年以内に停止し、他に移転する。ただし将来、合併による地域改定または共同施設となる場合その他諸般の事情を考慮し、右使用並びに期限の改定につき必要と認めるときは、双方協議の上決定することができる。移転後の跡地利用に関しては、公害を伴う他の何物にも使用しない、となっています。

そこで、市営化火葬場問題についてお聞きをします。第1点目は、昭和47年以降、上代町は市営葬儀を利用していないように聞いていますが、和泉市として、上代町に対して市営葬儀の利用についてどのように対処してきたのかどうか、お伺いをしたい。

2点目は、上代町と交わした協定書によりますと、あと7年で操業を停止し、他に移転することになっていますが、市として次の候補地を探しているのかどうか。また、残り7年間でどのようにこの問題を解決していくのか、お聞きをしたいと思います。

2点目、空き教室の利用について。近年の著しい科学技術の革新と経済の発展は物質的な豊かさをもたらしましたが、一方では、都市の過密化、情報化により地域の連帯意識や相互扶助の精神が薄れ、教育機能の低下が指摘されるようになりました。今後も余暇時間の増大、高齢化社会の到来、社会の国際化が進む中、これら社会状況の変化に適切に対応できる人間形成が今、教育に求められています。また、今日の子供生徒の問題行動などもこれらの社会の変化と深くかかわっており、学校と家庭、地域社会が連携し、教育力の充実と回復が重要な課題であると言われています。

そうした状況を踏まえ、私は、学校開放の考え方をお尋ねしたいと思います。近年、人々の

生涯にわたる学習意欲はますます高まり、その内容も多種多様になりつつあります。これらの学習意欲は学習要求となり、さらに、学習活動として活発に展開される状況が先進市では進捗しつづきます。市民が豊かで充実した人生を享受し、地域社会の活力を維持発展させるため、市民の生涯各期における学習活動を促進し、社会の変化への適切な対応を図っていくことが教育行政の重要な課題ではないでしょうか。21世紀を展望しつつ生涯学習にかかわる行政が一体となり、効果的、効率的に各種の施策を総合的に進めることが必要であると思います。

また、市民に幅広い学習の機会を提供する観点から生涯学習活動に資する地域の教育資源を発掘し、市民自らが選択し活用できるよう、地域に開かれた学校とするべきではないでしょうか。学校開放事業は、学校を単に児童生徒が学ぶだけにとどまらず、地域の人々が生涯にわたって学ぶことができる教育、文化スポーツ活動等の中心的施設としてとらえ、地域に根ざした学校とすることによって地域の人々の学校教育への理解と信頼が深まり、学校と地域と家庭との連携が一層高まることが期待できるものであります。私は、こうした観点から学校開放を1日も早く促進していただきたいと願うものであります。

それでは、具体的な質問に入ります。まず、和泉市の小中学校における空き教室の実態をお聞かせください。

次に、和泉市は、埋蔵文化財が非常に多い地域であります。したがって、空き教室を利用し、和泉市の各地域から出土された遺物を陳列し、市民に広く見てもらうようにしたらどうですか。

また、空き教室を先ほど申し上げた地域の人々の生涯学習の場として活用する学校開放事業についての考え方を聞かせ願いたい。

3番目の下水道整備について。下水道は、私たちの日常生活において不可欠な施設であり、浸水の防止、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な都市基盤施設であります。市民が豊かで快適な居住空間を満足するためには、大規模な開発事業で招かれた新しい和泉市民がその恩恵を最初に受け、最も待ち望んでいた既成市街地の旧住民がおくれてくるといった矛盾点にも力を注いでいただく必要が大いにあろうかと思えます。今後、下水道整備を促進していくため、市街化区域を中心に積極的に面整備を図られているように思われますが、そこで、お尋ねします。

今年は、国における第7次5カ年計画の最終年度であります。5カ年の期間中の本市の投資総額、整備面積、人口普及率は何%向上したのか。また、第8次5カ年計画における大阪府の整備目標を教えてください。

2番目は、今年度上町地区における雨水管整備が予算化されているその進捗状況と、おく

れている信太地区の下水道整備計画はどうなっているか、お伺いをします。

3番目は、池上地区の下水道整備計画と面整備の予定をお聞きます。

以上です。答弁によっては、自席にて再質問をさせていただきます。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 市民生活部次長（和田栗登君） 環境整備課和田栗より市営火葬場問題の2点についてお答えいたします。

まず、第1点の歴代上代町会長に市営葬儀の利用についてお願いをいたしているところですが、今のところ、御利用いただけていないのが現状でございます。今後とも御利用について、町会役員に誠意をもってお願いにあがりたく存じますので、よろしくお願いいたします。

2点目につきましては、和泉市第3次総合計画で昭和47年7月締結した上代町との協定書の内容を踏まえつつ検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 社会教育部参事（西垣宏高君） 社会教育部西垣よりお答えいたします。

まず、小中学校の空き教室の状況でございますが、小学校では50教室、中学校では20教室でございます。

次に、遺跡の出土品等の陳列について、市民が常時見られるよう学校の空き教室を利用できるか、ということでございますが、今後、関係機関等と十分協議をしてみたいと考えております。

最後に、空き教室の利用につきましては、数年前から教育委員会内部で検討委員会を設置し、研究を重ねてまいりました。また、以前から議会でも御指摘をいただいております。地域の方々の特技、伝統的な技術等を学校の子供たちに教え伝える機会をつくるとともに、さらに、地域の人々のコミュニティー、生涯学習の場として、学校の一部を来年度より開放していく予定でございます。まず、試行的に市の中央部と北部に1校ずつを実施をしたいと考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 下水道工務課長（浦 一夫君） 3番目の下水道整備計画の3点の御質問につきまして、下水道工務課浦からお答えいたします。

まず、1点目の第7次下水道計画の実績並びに第8次5カ年計画の概要でございます。国における第7次5カ年計画は、平成3年度を初年度として、最終年度は平成7年度末となっております。

ざいます。国の5カ年計画に合わせまして、本市でも流域下水道幹線と整合を図りながら5カ年計画を策定しております。この5年間の実績（平成7年度は見込み）でございますが、投資額は約123億円、整備面積は約510ha、人口普及率は16.5%でございます。ちなみに平成7年度末の整備面積は約950ha、人口普及率は約45%の見込みとなっております。

次に、平成8年度から始まる第8次5カ年計画でございますが、投資額は約200億円、整備面積は600ha、人口普及率は約25%を目標としております。

なお、第8次5カ年計画の最終年度であります平成12年度末の整備面積は約1,550ha、人口普及率は約70%を目標としております。

また、大阪府のコスモス21計画では、平成12年度末の人口普及率は90%を目標にしているところでございます。

次に、2点目の信太地区の下水道整備計画でございますが、雨水につきましては、浸水の解消を図るべく本年度より信太幹線を実施してまいります。また、汚水につきましては、当地区に関係いたします流域下水道幹線は高石泉大津幹線として、現在、高石市役所付近まで延伸しております。この流域幹線から公共下水道葛の葉上幹線として府道泉大津美原線の側道に布設し、葛の葉町の一部を除く信太地区の大部分約190haの面整備を図ろうとするものでございます。これらの面整備の見通しにつきましては、今年度から測量調査等を行い、平成8年度から葛の葉上幹線の事業化を計画してまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の池上地区の下水道整備計画でございますが、当地区に関係します流域下水道幹線は、和泉泉大津二幹線で、現在、国道26号線と池下線の交差付近でストップしております。この流域幹線は池下及び泉南線を通り、自衛隊下がりの市道伯太2号線に布設し、池上、伯太、黒鳥町地区の約240haの面整備を図ろうとするものでございます。

なお、流域下水道幹線の終点は、伯太郵便局の前でございます。

今後の面整備の見通しであります。当池上地区の汚水は池下線に布設されます流域下水道幹線に流入するもので、流域下水道と整合を図りながら促進してまいります。

以上、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 13番（柏富久蔵君） それでは、1点目の市営葬儀の利用については要望にとどめておきますが、上代町の方々は、火葬場の問題があって以降非常に敏感になっており、安い市営葬儀を利用せず、高い料金を払ってまでも民間の葬儀を利用しています。全市民が市営葬儀を利用するよう指導するのも市の務めであると思います。難しいとは思いますが、町会長、町会役員と十分誠意をもって話し合い、利用してもらおうようお願いします。

第2点目の火葬場の移転問題については、和泉市の第3次総合計画の中で検討していく、とのことでありますので、再度、お尋ねします。

市長がおつくりになった和泉市第2次総合計画において、市民が祖先の霊を敬い、和やかな心を保てる場所として、市設墓苑や市内に散在する共有墓地などの整備拡充に努めるとともに火葬場の設備改善を図る。また、葬儀の場としてふさわしい市民の憩いの場ともなる火葬場を併設した墓地公園の設置などについて検討を進める。今後の人口増等を考えると、将来的には、火葬場を併設した墓地公園の設置等を検討する必要がある、と立派なことを言っておられますが、市長が市政を運営してきた中でこの問題についてどのような取り組みをされてきたのか。総合計画は、絵に描いたもちではないと思います。総合計画をどのようにとらえて市政を運営してきたのか、お尋ねしたいと思います。

また、和泉市の第3次総合計画の中で検討していく、と言っておりますが、それでは、具体的にどのような取り組みをされるのか、お尋ねをしたいと思います。私は、霊園問題は大変重要な問題であり、1年や2年の短期間で解決できるものではないと思っております。担当課がやることだからと言っている間にもう残り7年しかありません。今こそ、企画等が中心となって市全体で取り組んでいく必要があると考えておりますが、その点も含めお答えをお願いいたします。

- 市民生活部次長（和田栗登君） 御質問の本市の火葬場につきましては、総合計画の中で市民の憩いの場ともなる火葬場を併設した墓地公園の設置等の検討を進める、となっておりますのでございます。本市の現火葬場和泉霊園につきましては、地元住民皆様方の御理解と御協力をいただきまして、昭和47年7月6日、8項目にわたる協議事項をもって上代町町会との間で協定書を締結し、同年8月5日から操業を開始しているところであります。

なお、本市といたしましては、総合計画に沿うべく候補地の探索をいたしましたが、いずれも遺憾ながら適地を見出せなかったのが現状であります。この問題につきましては、市全体で取り組むという認識の上で霊園問題を検討する委員会等を設置し、そこで十分検討していただきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

- 13番（柏富久蔵君） 委員会を設置し、検討していきたい、とのことでありますが、霊園問題は、大変重要な問題であるということを十分認識していただき、早急に委員会を設置をお願い、検討していただきたいと思っております。

それでは、最後に市長にお伺いをします。

市長は、常々行政のプロとおっしゃっていますが、20年間、行政を運営してきた中で、この重要課題を解決するよう努力されてきたと推測されますが、今日、市長の所見をお聞きをしま

す。

○ 議長（松尾孝明君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 柏議員さんから厳しい御指摘をちょうだいいたしました。肝に銘じるところでございます。この問題は、本当に難しい課題でございます。担当から御説明をさせていただきましたが、検討も重ねたわけでございますが、未だに解決を見ておらないところでございます。この問題の重要性は、私自身も深く認識しているところでございます。確認書からいたしますと、7年しか残されておらない現状でございます。本問題につきましては、地元上代町の皆さんにも大変御心労を煩わせてまいったところでございます。

この問題は、市の総合計画の中でもとりわけ大きな重要課題であることは、十分認識しております。市全体で取り組んでいかなければならない課題であるわけでございます。その点、私も20年を終わろうとしておりますが、これは大事な問題でございますので、後進の者に十分誠意をもって対応してもらおうよう引き継ぎをさせていただき、今後に対応させていただきたい、このように存じております。御指摘、痛み入ります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 13番（柏富久蔵君） 市長もよく現状を御承知のことと存じます。上代町の南側には和泉市の市営火葬場があり、北側には、泉北環境のごみ処理場があります。地元上代町の人の話では、夏は南風が吹き、冬は北風が吹き、そのためこれらの施設の煙突から出る煙や臭いがまともに上代町に向かってくるので大変迷惑を受けている。辛抱するのも限度がある。他に移転を求めている、と言っております。市長におかれましても地元上代町住民の心情を十分受け止めていただき、協定期間満了後は他に移転できるような計画を立て、次の市長に引き継いでいただきたいと強く要望して、この件は終わります。

2点目について再質問をさせていただきます。

2校について試行的にやるのではなく、それがうまくいけば順次、その他の学校も開放していくのかどうか。それはいつごろか。どのぐらいの割合で教室が空けば一般開放するのか、目安を教えてください。

○ 社会教育部参事（西垣宏高君） 社会教育部西垣でございます。今後の状況につきましては、来年度から2校をモデル的に開放をしたいと考えてございます。今後におきましては、その運営状況等を勘案をした上で積極的に取り組んでまいります。

2点目の状況等でございますが、今後、児童生徒等の推移を十分勘案しながら積極的に取り組みたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

○ 13番（柏富久蔵君） この質問について、要望意見を申し上げて終わりたいと思います。

冒頭、申し上げたように生涯教育の考え方に立てば、学校は、地域に開かれた施設であるこ

とが求められています。開かれた学校とは、学校の施設や教育的、文化的な機能を地域住民に開放し、学習の場として活用することだと思います。そのことによって地域住民と良好な協力関係を結ぶことになり、地域住民も学校をより身近なものとしてとらえ、よく言われている学校、地域、家庭の信頼関係が深まり、それぞれの教育力の充実につながっていくものと思われると思います。

そこで、お答えの中でも学校開放は試験的に来年度より実施していく方針が示されるところでありますが、より効果的な学校開放を行うため、私見を申し上げておきたいと思います。

学校開放に取り組むためには、教育委員会の関係部課が共通の理解を深め、学校当局に対し適切な指導助言を行うことが必要だと思います。また、学校の先生方は、学校開放事業の意義と効果のあり方などを理解されると、その運営に積極的に協力されると聞いております。そのため教職員の研修の機会をとらえ、学校開放についての理解を求めることが重要なことだと思います。

また、生涯学習は、人々の自発的な意見を尊重することが前提であり、利用者の方々に運営委員会をつくり、これを支援することにより利用者相互の意思の疎通や親睦が図られるなど、実際の運営を効果的に行うため必要であろうかと思われます。

また、幾ら立派な目的を持っていても、多くの人々が理解をしなければ利用の拡大につながらないと思います。そのため学校開放事業を文化性の高いものにすべきだと思います。先ほど、質問をいたしました和泉市の貴重な文化遺産を学校開放を通じて広く市民に知っていただくことも1つの方策ではなかろうかと思えます。そして、高齢化社会を迎えた生涯学習の場という新しい発想のもとでこの事業のイメージを人々の感性に訴え、また、共感的な利用を促す広報活動も大切かと思えます。

いずれにしても、学校は地域の生涯学習のセンターであり、地域のスポーツ広場であり、地域の防災拠点であり、地域のコミュニティセンターであるという地域に開かれた学校という発想のもと、意義ある学校開放に向け創意と工夫を重ねていただくことを要望し、この件の質問を終わります。

次に、下水道整備事業についてお伺いをします。

1点目の第7次5カ年計画の実績及び第8次5カ年計画についてお伺いをいたしました、それまで整備面積、人口普及率は、開発業者が地域内の下水道を整備したものも含まれており、市独自で整備した面積及び人口普及率は何%になるか、教えてください。

議長、これは1点ずつお願いをします。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

- 下水道工務課長（浦 一夫君） お答えいたします。
- 第7次5カ年計画の5年間で自前で整備した面積（平成7年度は見込み）は約17.0ha、人口普及率は約5%でございます。
- 次に、第8次5カ年計画の中で自前で整備しようとする面積は約40.0ha、人口普及率は約8%を目標にしております。
- 以上、よろしく願いいたします。
- 13番（柏富久蔵君） 第8次5カ年計画の市独自の整備面積は、第7次5カ年計画に比べ2倍強となっているのはなぜですか。開発が行き渡り、開発ばかりに頼れなくなったからか。それとも、途中で大きな開発事業が突発的に出てくればそれを優先して行うのか、お聞かせください。
- 下水道工務課長（浦 一夫君） お答えいたします。
- 先ほど、第8次5カ年計画の自前で整備しようとする面積でございますが、既存住宅等を対象とした計画であり、開発を見込んだ数値ではございません。
- 以上、よろしく願いいたします。
- 13番（柏富久蔵君） わかりました。
- 次に、2点目の信太地区の下水道整備について再度、質問をさせていただきます。
- 「葛の葉町の一部を除く」とありますが、これは私どもにとって大問題です。それはなぜか。公共下水道葛の葉上幹線の完成年度と面整備はいつごろになるのか、教えてください。
- 下水道工務課長（浦 一夫君） 下水道工務課浦からお答えいたします。
- まず、1点目の葛の葉町の一部を除くのはなぜか、というお尋ねでございますが、当葛の葉町の一部の区域につきましては高低差があり、技術的に他の幹線で処理することとなっております。
- 次に、葛の葉上幹線の完成年度と面整備でございますが、幹線の延伸は、5カ年を目途に計画をしております。
- 面整備の時期については、幹線の進捗を見ながら進めてまいりたいと考えてございます。
- 以上、よろしく願いいたします。
- 13番（柏富久蔵君） この地区の人たちの待ち望んでいる下水道なので、1日も早く面整備が図れるよう強く要望します。
- 次に、池上地区についてですが、流域幹線は一部上流で先行工事を行っておられるが、先行工事をしなければならない理由でもあるのか。
- 下水道工務課長（浦 一夫君） お答えします。

この工事は、大阪府が施行している流域幹線であり、本来は、下流から施行するところですが、下流の池下線内の流域幹線につきましては現在、当道路用地を買収中であり、道路築造と整合を図りながら進めてまいります。したがって、御指摘の先行工事につきましては、全線早期完成を目指すため、工事可能な上流部を施行しているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○ 13番（柏富久蔵君） 流域幹線の下水道が通る26号線から泉南線まで都市計画道路池上下宮線の進捗状況を教えてください。

○ 下水道工務課長（浦 一夫君） お答えします。

現在、国道26号線から大阪岸和田南海線までの区間は大阪府において事業化を図り、和泉市が用地買収の委託を受けて買収を行っているところでございます。先生がお尋ねの国道26号線から泉南線までの買収状況でございますが、現在、70.8%買収しております。

なお、大阪府においては、事業完了年度を平成11年度末を目途に取り組んでいると聞き及んでおります。

以上、よろしく申し上げます。

○ 13番（柏富久蔵君） ただいまの答弁では、平成11年度末完成と聞きましたが、それでは下水道の工事は、平成11年度と受け取っていいのか。また、池上地区の面整備はいつごろになるのか、お聞きをします。

○ 下水道工務課長（浦 一夫君） お答えします。

池下線の道路は、平成11年度末を目途に完成となっておりますが、池上地区の下水道整備につきましては、池下線の用地買収にもよりますが、流域幹線の工事は、国道26号線から阪和線までの区間を先に施行すると聞いております。したがって、当地区の面整備は、平成11年度より早く着工できると考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○ 13番（柏富久蔵君） いろいろと答弁をいただき、ありがとうございました。今まで泉北環境の昭和42年鶴山台、昭和46年光明台地区、昭和49年環境改善整備事業、昭和62年いぶき野地区、そして、平成9年は、国体に向けての関連下水道整備事業と開発に絡んだ下水道整備が先行して事業化され、自前の面整備、特に旧市街地の整備が著しくおこなわれていたのですが、やっと自前の面整備が、第8次5カ年計画では第7次の2倍強と目標がされております。信太、池上地区においてやっと第一歩が始まったばかりです。

第8次5カ年計画の中で順次、幹線、面整備がされていくと伺いましたが、第3次総合計画の中においても、信太、池上地区の位置付けを明らかにしておいていただけることを強く要望

するとともに、これらの事業を執行する体制が弱体であれば事業は進捗しません。国際化を迎える今日、清潔で美しく快適な市民生活の実現のために、まず、下水道部の体制の強化をしていただくことを意見として申し上げ、終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、25番・天堀 博議員。

（25番・天堀 博議員登壇）

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。通告に基づきまして、質問の要旨を説明いたします。

まず、第1点目は、人事問題であります。

その1つ目としまして、来年度の職員採用についてであります。先月17日、来年度の和泉市の職員採用の1次試験が行われました。不況のあおりもありまして、民間での不採用と公務員志望が非常に多いと聞いております。そこで、各職種につきまして、採用の予定者数並びに応募者数、そして、実際の受験者数をお聞かせ願いたい。また、それぞれの倍率についてもお聞かせ願いたいと思います。

次に、1次試験の合格の通知、さらには2次の試験日、最終採用決定の日等のスケジュールをお聞かせ願いたいと思います。

また、3つ目には、本年の採用試験の応募状況等についての特徴点があればお聞かせ願いたいと思います。

人事問題の2つ目ですが、市長の引退に伴う特別職の問題であります。本日も市長の方からごあいさつがありましたように、既に来月行われます市長選挙には不出馬を表明されております。よって、市長選挙の形態がどうなるうとも池田市長は引退、そして、新市長が市政を担当することになるわけであります。

そこで、助役以下の特別職の方々は、これまで現市長から選任をされ、議会で同意を得られ、あるいはまた4年の任期終了後再選任をされ、市長の片腕、女房役として支えてこられたわけであります。再任の折には、議会にもいろいろとお話もあり、それぞれの状況も生まれているわけです。

部長以下の職員の方々についても、同じように市長から任命を受け、それぞれが部署に付いておられるわけですが、執行権者すなわち最高幹部が決めた方針に基づいて、法律上間違いのないように行政を進めている、こういう仕事と見ていいと思います。

特別職の皆さんはこういうことから見れば、おのずと立場が違うわけであります。そこで、水道事業管理者を含めた特別職の皆さんは、市長引退に伴って自らの進退についてどのように

対処すべきと考えておられるのか、それぞれお伺いをしたいと思います。

次は、横山小学校での学童保育開設の要望についてであります。

横山小学校に学童保育をつくる会から市長と市議会議長に対しまして、横山小学校では、家族が児童を迎えてあげられる家庭が多く、核家族が少ないため学童保育を必要としない状況でしたが、近年、共働き家庭が増え、勤務時間の問題や近親者や隣人に頼めない事情などで低学年の児童を放課後1人での留守番は不安が大きく、また、働きに出たくてもそのような事情から職探しもできないということで横山小学校にも学童保育を実施してほしい、という要望書が1,000名余の署名とともに提出をされています。市議会では、議長から各会派にコピーが配付されました。

このつくる会では、現実にはどの程度が必要と思っているのか、を小学校の1、2年生と幼稚園、保育園の保護者162名、これは来年度対象となる児童の保護者ですが、アンケートを取り、その回収が121名だったそうであります。それによりますと、今後、働きに出たいと思っているお母さんは回答者の75%の91名。そのうち学童保育があれば、低学年でも働きに出たいと思っておられる人がその54%の49名。さらに、学童保育があればよい、と答えたお母さんが114名、回答者121名の94%にも達しているわけであります。

現在、市内で学童保育を開設していない小学校は20校中5校であります。そのうち幸小学校は、幸青少年センターで別の形で実施をしておりますので、実質的に未開設校は、山間部の4校のみであります。つくる会の人たちは、要望書の冒頭で横山小学校校区などでは学童保育を必要としない状況であった、と言っておられるように、正直なところ、最近まで私もそのような認識でありました。横山に学童保育を、と聞いたときには、実際には驚いたわけですが、このアンケートの集計を見て認識が変わりましたし、つくる会の若いお母さんたちの頑張りの様子が伺えるわけであります。このように苦勞して集められたアンケート結果からわかるように、横山小学校でも学童保育開設の必要性は確かであります。教育委員会としては、この要望にどう対処すべきと考えておられるのか、お考えをお聞きをしたいと思います。

次に、3つ目の環境改善整備事業区域内及び周辺並びに同和対策事業用地についてであります。

先月の14日、同和対策特別委員会が開かれ、現在までの実施状況や進捗状況あるいは見直しに関する件などの報告がありました。いよいよ最終段階にきているわけですが、そこで、その同和対策特別委員会と後日、補足として出された資料等に基づいて、環境改善整備事業区域内及びその周辺並びに同和対策事業用地のうち事業目的のない土地について報告をいただきたいと思っております。それぞれこの土地を所有している部署が違うわけですが、わかりやすいよ

うにお答えを願いたいと思います。この中には、いわゆる端地と言われる残地等については、除いていただいて結構です。

これは今までなかなか明確にしてくれなかったわけですが、いよいよ最終段階に至っていますので、本来、私の方から質問をするというよりは、行政の側がきっちり把握して明らかにし、どうするかを明確にしていく必要があるものだという事も付け加えておきたいと思います。さらに、それぞれの事業目的のない事業用地につきまして、今後、どのように対処しようとしておられるのかもお聞かせを願いたいと思います。

以上、大きく3点について質問をさせていただきましたが、答弁の内容によりまして、自席から再質問をさせていただきたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 人事課今村です。ただいまの天堀議員さんの御質問の第1番目の来年度職員採用の何点かについてお答えを申し上げます。

まず、1点目の各職種別の応募者数等の数の問題でございます。順番に申し上げます。事務職上級採用予定人員5名程度。応募者数157名、受験者数135名、倍率27倍。

事務職初級採用予定人員5名程度、応募者数107名、受験者数104名、倍率20.8倍。

電気技術職初級採用予定人員1名、応募者数2名、受験者数2名、倍率2倍。

次に、保母採用予定人員5名、応募者数86名、受験者数84名、倍率16.8倍。

次に、保健婦採用予定人員1名、応募者数1名、受験者数1名、倍率1倍。

看護婦採用予定人員2名、応募者数17名、受験者数16名、倍率8倍。

次に、調理員採用予定人員4名、応募者数126名、受験者数119名、倍率29.8倍。

用務員採用予定人員4名、応募者数98名、受験者数96名、倍率24倍。

消防職初級採用予定人員1名、応募者数5名、受験者数5名、倍率5倍。

病院調理員採用予定人員2名、応募者数16名、受験者数16名、倍率8倍。

以上です。

次に、2点目の今後の最終合格発表までのスケジュールですが、10月初旬に1次の合格者の発表をしたい。10月下旬2次試験、口答試験実施。最終合格発表は11月初旬にしたいと予定をしております。

3点目の今回の応募状況の特徴ということでございます。先生が御指摘のように民間の状況が反映をされているのかと思いますが、まず、全体の応募者数が昨年と比較して約2倍という数字になってございます。

その中でも特に事務職上級の数が非常に多いのも特徴かと思えます。

また、女性の割合が年々増えておりますが、今年もかなり上昇したと思われま
す。
以上です。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 助役（田中昭一君） 天堀議員さんの質問の中で人事問題についての2番目の市長引退に伴う特別職ということで御答弁を申し上げたいと存じます。御質問の趣旨は、私ども特別職と水道事業管理者共通の事項でもございますので、個々のお答えは省略をさせていただきまして、僭越でございますが、全員の意向を私からお答えをさせていただきたいと存じます。

本市の激動期を20年の長きにわたりまして市政発展のために尽くされ、その礎を築かれました池田市長さんが、12月2日の任期満了期に勇退をされますが、この市長さんのもとで選任をしていただきました私たちでございます。御質問の趣旨につきましては、表現が適切かどうかはわかりませんが、政治ルールと申しましょうか、このような処理における社会通念上の処し方につき十分理解をいたしておりますので、この考え方のもとに対処をしまいたい、かように思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 社会教育部参事（西垣宏高君） 横山小学校の学童保育開設要望について、社会教育部西垣よりお答えをいたします。

横山小学校での学童保育の開設につきましては、以前に和泉市学童保育連絡協議会及び横山小学校に学童保育をつくる会より市に対して開設要望が提出されてございます。

学童保育の開設につきましては、従来より一定の条件として4項目がございますが、それらが整った時点で開設いたすこととしております。

核家族化など社会状況の変化に伴いまして、学童保育への要望等が高まりつつある中で、われわれといたしましても、その必要性は認識いたしているところでございます。したがって、教育委員会といたしましては、さきに述べた4条件①留守家庭児童が20名以上②当該校に空き教室があり、学校教育に支障を来さないこと③府補助が受けられること④学校長の承諾が得られ、指導員の確保ができること、この条件が整備されましたならば、開設に向け最大限の努力をしまいたいと考えております。よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 改良事業部長（中辻寿夫君） 改良事業の中辻でございます。環境地区内の用地の件について3部にまたがる御質問でございますが、地区内の事業を主に担当しております改良事業部の方からお答えを申し上げます。それから、目的が明確でない土地の御報告並びにその土地の今

後の対処の仕方ということでございますので、一括して御報告申し上げたいと存じます。

まず、地区内の北の方から申し上げますと、1番目には、王子町188の2、面積271.07㎡がございまして、これは公社名義の土地で、阪和線と泉南線との中間に位置する坂下運送の西側にございまして信太4号線の土地でございます。本土地には、公共施設を設置する予定が今のところございません。したがって、今後、事業の権利者の代替地として提供していきたいと存じまして、現在、境界確認等を行っているところでございます。

次に、2番目でございます。王子町758番地の7、面積834.21㎡でございます。これも公社名義でございまして、王子東公園の東に隣接する物件でございます。当時、信太第二保育園用地として取得いたしました。しかし、この事業の変更によりまして未整備となっております。今後、この土地は、公共事業用地の代替地等として利用するよう考えているところでございます。

次に、3番目でございますが、王子町828番地外4筆、面積合計981.9㎡でございます。これも公社名義でございまして、場所は、通称小栗街道と岸和田南海線の予定地の通称赤土との中間に位置する物件でございます。本件は当時、プレイロット用地として取得いたしました。しかしその後、当物件の東側において民間住宅の開発が行われましたので、再度、周辺の住宅環境、道路整備状況等を再検討いたしまして、災害時の空地等としての必要性も考慮し、当初計画でもありましたプレイロットいわゆる緑地的な整備を計画する方向で関係機関等と調整を行っている現状でございます。

次に、4番目でございます。これは放光池1号公園の東側に位置する土地でございまして、所管が3部にまたがっております。まず、1つ目でございますが、伯太町四丁目936番地の4、面積318㎡でございます。これは総務部が管理する普通財産でございます。放光池1号公園整備並びに改良事業の買収に伴います代替地として、今後、提供していきたいと考えてございます。

次に、2つ目として同じ場所でございます。その東側に隣接して伯太町四丁目936番地の2、面積429㎡。同じく947番地の1、面積339㎡、同948番地、面積780㎡の3筆、合計1,548㎡でございます。これは改良事業部所管のプレイロット用地として公社より買い戻しいたしました。しかし、放光池1号公園の完成に伴いまして施設が隣接することとなりまして、当初計画を廃止したわけでございます。そして、環境改善関連事業の一環として位置付けられており、また、市が大阪府から用地集約を受託しております池上下宮線用地の代替地として提供する方向で、現在、庁内協議を進めているところでございます。

続きまして、3番目といたしましては、その東側伯太町四丁目950番地の1、面積426㎡でございます。これは公社の保有地でございます、岸南線用地として大阪府へ譲渡した残地でございます。本物件は、岸南線と隣接しておりますが、道路が相当高いところを走るの、さきの御報告した物件と合わせて池下線の代替地等として処分した方が単独利用よりも有効であると考えられる物件でございます。

次に、5番目は、伯太町五丁目532番地の1、面積101.7㎡でございます。これは総務部の所管でございますが、ひまわり保育園に隣接する土地でございます、現在では、池下線の歩行者用道路と予定をされておりますので、これは大体の利用が決まっております。

以上、合計いたしますと5カ所、13筆にわたっております。簡単でございますが、御報告に代えさせていただきます。

○ 議長（松尾孝明君） 次、

○ 土地開発公社事務局次長（植田真人君） 続きまして、環境改善整備区域周辺の公社保有地につきまして、土地開発公社植田よりお答えいたします。

区域周辺で所有しております用地といたしまして、1点目としては、伯太町一丁目215番地外19筆、旧名称は、いわゆるサントリー北用地の1でございます。面積8,409.75㎡及び同地への進入路として4筆、面積117.59㎡、合計8,527.34㎡でございます。

2点目として、伯太町一丁目252の1、旧名称は、サントリー北用地の4でございます。面積1,071.07㎡所有しております。

以上、2件が一般処分地として公社が所有しております。

以上でございます。

○ 25番（天堀 博君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の人事問題の1でございますが、今、数字をお聞かせいただきました。特徴的なこととしては、民間の状況を反映して上級の事務職の応募者が特に多くなり、しかも、女性の比率が上がっており、倍率が27倍。それから、調理員が29.8倍、用務員が24倍と高い倍率を示しております。

採用試験につきましては、われわれや他の議員さんもよく質問をいたしますが、噂としていろんなことが流れやすい。今のような状況の中で受験者は市の方を信じて真剣に受験をされているのですから、厳正にさせていただくことを改めて申し上げておきたい。これは意見にとどめておきます。

2つ目の特別職の関係ですが、今、田中助役さんから代表してお答えをいただきました。それで結構だと思いますが、私も非常にきっちりせんとすまんたちでございます。適切な表現か

どうかわからないということで、社会通念上の処し方として申されましたが、新しい市長さんが出てこれたら進退伺いを出されるということでわれわれは理解をしいのかどうか。私だけでなく他の議員さんもお聞きになってますので、その辺は馬鹿念かもわかりませんが、ひとつお聞かせ願いたい。それで1点目については終わっておきたいと思います。

○ 助役（田中昭一君） 議員さんの御理解のとおり、私たちもそのように理解をしております。

○ 25番（天堀 博君） そういうことだとわれわれも解釈をしております。

2点目の学童保育の問題であります。今の御答弁でも4条件が整えば、必要性については認識をしている、と言われてます。私も地元の問題でもありますので、念のためお聞きをしますが、4条件が整えば、即学童保育に入所されるようになるのかどうか。入会申し込み者は、ほぼ20名以上はあると思われま。

空き教室についても学校側としては、プレイルームとかいろんな形で使いたいのは人情だと思います。ただ、昨日も運動会が途中で雨で中止になりましたが、横山小学校は総数で380余名、81名になると3クラスになるとかその辺の加減もあるので、来年度はどうなるか。教育委員会の1学年への進学調査では、87名か88名とおっしゃってました。私学へ行かれるとかいろんな事情もありますので、果たして80名になるかどうか。それ以上になると、教室を1つ使うことになるという事情はありますが、大体、外見から空き教室も確保できるのではないかと思われま。

あとの校長先生の承諾と指導員の確保は、教育委員会でもらわんとしようがないと思われま。

府の補助金は、これからの問題だと思います。

それぞれの条件について、教育委員会としてはどの程度まで考えておられるのか。私どもがとやかく言うよりは、必要性を認めてやっていこうと言われてますが、ある程度の可能性についてお答え願えればお聞きをしたい。

○ 社会教育部参事（西垣宏高君） 社会教育部西垣でございます。天堀議員さんがおっしゃっておられましたが、3点については、一定の調整を図りつつございます。

最後に申されました府補助の件でございます。これにつきましては、10月末から11月初旬に掛けてのヒアリングでございます。これを申請をいたしまして、できる限り補助を受けられるよう調整を図ってまいりたい。前向きに考えてまいりたい、かように思いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 25番（天堀 博君） 今の御答弁にありましたように現地の生の要望を前向きに受け止めて

いただいていますので、ひとつ来年度から開設できますよう、私どもの方からもお願いをしたいと思います。

次は、3点目の土地の問題であります。お答えをいただきましたが、細かくやっていることやこしくてわけがわからなくなってしまう。同対の委員会で出た資料には、進捗状況等が図面で示されておりますが、実際には、公募の部分とか実測の部分とかいろんな違いもあり、面積的にわかりにくい。しかも、残地と言われるそれぞれの権利者が自ら改善をされていくと位置付けられている部分があるので、中身が非常にややこしい。

そこで、大きな事業目的のない部分だけを取り上げさせていただきましたが、今後、どのようにされていくのか。いよいよ同和対策の環境改善整備事業の終結が近いということできっちりしていけないといかん。今までなぜきっちりできなかったということで取り上げました。

大きな部分について何点かの御答弁がありました。ほとんど代替地として活用していきたい、というのが中心であります。代替地となると、必要であります。例えば271とか981、834という平米数を持っている大きなところは、本来、公共事業に使っていかなくてはならないと思います。しかも、公社が抱いているので、金利を含めて大変な負担になってくる。本日は、その部分で質問をしていると時間がありませんので、特に現在、問題点があります例の放光池の東側に位置するもともとプレイロット用地として事業認可を受け府から補助金をいただいたが、その後、事業認可を取り消している土地あるいはその周辺についてお聞きしたいのが1つ。

それから、先に市長にお聞きをしておきたいのは、いよいよ市長もおやめになるのですが、例のサントリーの北側の土地は、売ろうとするときに解放同盟から待ったが掛かった。同和対策事業用地として購入したのに無断で外へ売却するのは何ということや、といわゆるロックが掛かっている。そのロックを外すため、市長は同対委員会や本会議で「今、しばらくお待ちを願いたい」と言ってこられました。残り2カ月で始末を付けていただくのかどうか。先にその点の確認をさせていただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） サントリー横の問題につきましては、かねてから議員皆様方から御指摘をいただいているところでございます。現在、地価が下落の状況の中でございますので、上向いてまいりましたら、何とか処分をさせていただきたいという考え方には変わりはありません。

ただ、今、ロックというお言葉がございましたが、ロックではなく、同和対策事業用地という位置付けの中で買収したものを一般処分をしまっていることになりますと、地元の支部と協議をして了解を求めていかないといけない。前々からいろいろと申し入れをさせていただき、現

在も協議中でございます。

何らかの同和対策としての使用について地元からの強い要望もございますが、私たちとしては、一般処分をさせていただきたい。その中では、実はロックということではなく、話し合いがちょっと付きにくいということで今日に至っているわけでございます。御指摘のように私自身も残された2カ月の任期の中で何とか最大限に努力をしまいたい、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

- 25番(天堀 博君) 市長はあと2カ月ですので、今さら言い争いをしても後味がいいことはない。どっちみちできないやつです。今までせんど言うてますので、この点は、これで置いときます。そんなものも残っているということを腹に入れといてください。

そこで、いわゆるプレイロット用地として購入した土地の件ですが、伯太町四丁目936の2外についての問題点の1番目は、今までの議会とか先月の同和対策特別委員会の答弁でもいろいろと言われております。放光池1号公園ができたので、子供の遊び場としてのプレイロット用地の必要性がなくなったので池下線の代替地に、と言われております。ところが、池下線の代替地に充てていくとなれば、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というのがありますが、池上小学校用地の売却のときも問題になりましたが、これに違反をするのではないかと思います。

これには国の補助金について明記をされていますが、その法律の中に「間接補助金等」あるいは「間接補助事業者等」と出ております。それは「国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの」、いわゆる国以外が交付するものも「間接補助金等」と言われておりますが、この法律に違反をすると思います。

さらに、その点では、大阪府との協議が既に整っているのかどうかということです。

それから、実測で持っているはずですが、以前にお聞きしたところでは、936の2とか948は公募だと言われております。その辺では、なぜ実測登記ができないのかどうか。

それから、大阪府からプレイロット用地としていただいた補助金は幾らであったのか。今まで明らかになっていないので、それも合わせてお聞きをしたいと思います。

- 改良事業部長(中辻寿夫君) 改良事業部中辻でございます。プレイロットに関連する件でございます。本件につきましては相当広い面積がございまして、昭和54年当時、プレイロットということで確かに補助金をちょうだいしております。ただ、すぐに隣接して大きな放光池1号公園が計画されました関係上、補助金の対応等についても、府の担当者に御相談を申し上げているところでございます。本件については、補助金返還ということよりも、できれば、折

角同和対策事業として出した補助金だから有効に利用する方向で、場所等の変更等もヒントと
していただいているところでございます。ただ、正式にはまだ確定してございません。今後、
協議を進めていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の公簿の件ですが、この936の2と948については、隣接して水路が付い
てございまして、その右側が岸南線の交差点の崖の高い場所でございます。この高い場所につ
いて、土地の所有者や地番等が相当入り混じっております。この水路がそういう形でございま
すので、水路の明示が不可能なことから、ただいまのところ、公簿という格好で表示をしてご
ざいます。

なお、実測は別途してございますが、ほとんど公簿のトータルと変わらないということにな
ってございます。

3点目の補助金の件でございますが、府補助として8,315万7,000円いただいております。
以上でございます。

- 25番(天堀 博君) 府との協議とについては、正式ではないが、そういう形で有効に使っ
たらどうか、というヒントがされているということですが、この補助金等の適正化に関する法
律に基づいて処理をされる。例えばこれについては、平成4年に事業認可の取り消しをしてい
るので、一たん、補助金を返還をし、改めてそれ以外のところの分で他にプレイロット
ということも言葉の中に出ておりましたが、そういうものにも使うことで補助金をお願いをす
る、そういう話になるのが本筋だと思いますが、その辺は、どう考えておられるのか。このま
まいけば違反だと認めておられるのかどうか。

さらに、既に森氏と交換をした土地があります。この土地は、この法律に基づけば交換がで
きない。この法律の22条で制限が加えられておりますが、既にそれにも違反をされていること
になります。もちろん、その土地が旧プレイロット用地の中心部分に割り込んできているの
で、形を整えることについて異義を申し立てているものではありません。そうしなければ、何
に使うにしても使いにくいのですからね。それを隣の土地と等価等積交換をしていただくこと
については何も言うてません。ただ、手続上の問題としては、この法律の第22条の制限行為に
違反をしているのではないかと思いますので、その辺の法律的な解釈と実際のやられた行為に
ついてお聞かせを願いたいと思います。

- 改良事業部長(中辻寿夫君) 中辻でございます。まず、プレイロットの補助金の返還の問
題ですが、まだ正式な調整が終わってございません。担当者にヒントをいただいているのは、
補助金を返還するよりは、他に同じようなプレイロットをつくって、ということで申し上げた
とおりでございます。そして、この土地を有効に使っていけばどうか、ということございま

す。

それから、土地の等価交換等の件でございますが、ただいまの3筆の真ん中の土地が森養魚さんの土地でございました。それが和泉市のプレイロット用地の中でまともに真ん中に掛かってございました。それで放光池1号公園の支障物件の買収の中で、養魚権等の地元との関係については整理いたしました。が、堤防敷にございました倉庫兼作業所の移転先ができずに年度末を迎えたところでございます。

そういった中で改良事業部は、環境改善整備地区内という線引きをした中であるので、代替地につきましては、一応、改良事業部が買収した空き住宅をあてがって移転をさせ、本件の売買契約を終わったところでございます。その間、中間にあります森養魚の土地を西側の端に移し、地形を良くしようと等価等積交換を行ったところでございます。

いろいろ補助金問題等がありますが、私どもでは今のところ、まだ違反になるかどうかについては、担当者と協議は済ませておりません。今後、十分検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 25番(天堀 博君) 担当者というのは、どこの担当者を指しているのかわかりません。違反になるかどうかの協議はまだ済ませていない、と言われております。この法律の「財産の処分制限」という第22条では、「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない」となっているわけです。現に交換をしている。これは明らかに法律を犯しているのですから、それはどう考えているのですか、と聞いてます。

それから、池下線の代替地として使われる、と言われております。私は、いろんな状況なり事情はよくわかりますので、それならば、きちんと整理を付け、改めて補助金を仰ぐべきではないか。そうでないと、既にこの法律に違反をしているわけです。

- 議長(松尾孝明君) 都市整備部長答弁。
- 参与兼都市整備部長(富田宏之君) それでは、私の方から総括的に御答弁を申し上げます。

まず、第1点の補助金の適正化でございます。国の方で定めております法律があることは十分承知をしております。ただし、今回の大阪府独自の補助につきましては、その当時のいろんな社会情勢の中で和泉市に補助をされたものでありまして、若干、ニュアンスが違うという受け止め方をわれわれはしております。

それから、先生が御指摘のように一たん、補助金を清算をし、改めて新しい事業に補助金の

申請をしてはどうか、という御意見でございますが、これは先生も御存じのように、建設省に対して環境改善整備事業で42haの事業認可を受けております。その中では、年々見直しをしながら全体事業の縮小を図ってきたわけでございます。現在、認可を受けている範囲の中では、減らすことについては許可になりますが、増やすことについては一切許可にならないという1つの原則がございます。そういうことも考慮しながらわれわれは、同一事業の中で事業場所だけが変わっていくということで御理解をいただきたいと今、庁内協議並びに大阪府と協議を進めているわけでございますので、その点、十分御理解をいただきますようお願いをしたいと思います。

○ 25番(天堀 博君) この問題は、後に置いときます。

もう1つの問題点を続いてやります。先ほどもちらっと出ましたが、森養魚が放光池で魚を飼っておられ、その倉庫兼作業小屋の移転をされました。そこまでは聞いてなかったのですが、関連があるので話をされたのだと思います。既に環境改善地区内で買収をしたアパートか何かを使ってもらったが、それもぐあいが悪くなって他に移った。最終的に現在は、岸和田南海線の公社が保有している土地にあるプレハブ倉庫2棟を市がリースをして使っている。交換をしたのは、小屋の移転先などいろんなことだという、これはその後、話が変わってきたのですが、今の御答弁ではそうなっている。

私が不思議でしょうがないのは、交換をした土地は、1つの縦長の長方形の土地とさせていただいて、その下半分の一番下側には進入路が引付いています。北半分の方は、周囲が全部民地あるいは公社なり改良事業部の土地に囲まれている袋小路的な土地です。交換をするとき、よりもよって土真ん中にあった土地と、道も何もない上半分の土地を等価等積交換をすることともわからない。本来は、道の付いている下半分と交換をすべきではないか。何か売ってやるわい、という約束が養魚権補償のときあるいはその後の作業小屋を移転をさせるときに話があったのではないか。話があったとしか考えられない。その点も1つはお聞きをしたい。

それから、この放光池1号公園をつくる池の買収をしています。これは財産区財産です。和泉市伯太・池上・南王子村財産区という旧の名称ですが、この財産区から土地開発公社が購入した。この代金の35%が和泉市に入り、65%が財産区へ入っているわけですが、その金額と、養魚権、小屋の立ち退きその他の補償をどこがしたのか、その辺をお聞かせを願いたいと思います。

○ 議長(松尾孝明君) 天堀議員の一般質問の途中でありますが、お昼のため1時まで休憩いたします。

(午前11時50分休憩)

(午後1時00分再開)

- 議長(松尾孝明君) 午前に引き続き、一般質問を行います。

天堀議員の質問に対する答弁を願います。

- 改良事業部長(中辻寿夫君) 改良事業部の中辻でございます。森養魚に対する代替地の提供でございますが、放光池公園内にありました森養魚の倉庫並びに作業所の移転先でいろいろ苦慮したところでございます。ただ、森養魚が、私どものプレイロット用地のちょうど真ん中に947の1という339㎡の土地を持っておりました。和泉市としても、これを何とかして狭い土地の有効利用を図れないものか、ということございまして、そこで、この947の1の土地と一角の西端にある市有地と等価交換を行いました。

そのときの条件として、倉庫兼作業所の買収並びに他に不良住宅がございましたので、これの買収も含めた中で環境改善整備事業の代替地として残りをお渡しします、という約束の上で等価交換をしたところでございます。したがって、それによって市道に出られるということをやったところでございます。

それからまた、補助金の適性化の問題でございまして、今後とも十分協議を進めてまいりたい、かように存じますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

- 議長(松尾孝明君) 公園課長。
- 都市整備部次長(藤本 仁君) 放光池の処分の金額でございまして、総額につきましては、7億3,580万9,600円となっております。その中で森養魚さんの事務所付き倉庫は91.92㎡ございまして、金額としては、427万3,310円ということでございます。よろしくお願いいたします。

- 25番(天堀 博君) いろいろ今まで委員会などと言われてきましたが、この本会議の中で正式で正確な代替地の提供という点での御答弁では、旧プレイロットの中心部にあった森養魚さんの土地を西側の北半分の土地と等価 等積交換をした。そのとき、既に南半分の進入路に面している土地については倉庫その他の代替地として提供します、と約束をされていた、ということですね。それを確認しておきます。

それから、放光池の売却が約7億3,500万円、そのうち森さんの方に養魚権その他で427万3,000円、これはどこから支出したのか。売却した代金、すなわち財産区の方から支出をしたのかどうか。それを先に確認をします。

- 参与兼都市整備部長(富田宏之君) 再度、御答弁を申し上げます。

まず、放光池の買収でございますが、先ほど、申し上げた金額に相違ございません。

それから、庶務の諸経費として測量及び光明池の廃止に対する負担金等1億8,163万7,901円を差し引きまして、残りの金額を関係します3町会で分割をいたしました。合わせまして、そのときに市に納入されました金額が1億9,396万95円でございます。

それから、森養魚の倉庫等に対する補償でございますが、公園課が直接買収いたしました金額は427万3,110円でございます。ただし、森養魚の建物の一部が池上下宮線の道路用地に建てておりましたが、その面積につきましては、大阪府が166万9,141円を補償したものでございます。合わせまして、森養魚に対する漁業補償につきましては、3町会に下りました地元納付金の中から2,000万円を補償金として支払っております。

以上でございます。

- 25番(天堀 博君) それでは、市の方が直接森養魚から買収したのは事務所兼建物と大阪府が池上下宮線に係る金額166万9,000円、合わせて約600万円近い金額を直接に補償している。それ以外の養魚権補償については、財産区の方から2,000万円を支払ったということですね。

それでは、先ほど言われたような条件は、既にそのときから付いていたのかどうかということと、現在の岸南線の公社が所有している道路用地のところにプレハブを建ててます。それは無償だと聞いてますが、その大きさと、いつからそこに移ってリース料を支払っているのか。

以上を確認をしたいと思います。

- 改良事業部長(中辻寿夫君) 中辻でございます。

立ち退きに際しまして、代替地ができるまでの間ということと改良事業部が代替の用地として買収していた物件に一たん、移させたわけです。しかし、その場所についても事業用地ですので、1年間ぐらいしか期間がなかった。どうしても立ち退きをさせなければ事業が遅延する。急拠、移転先について本人にも促したのですが、飼料等相当量が入っておりまして、どうしても場所がない。こちらの事業の進捗もありますので、公社が所有している岸南線の用地にあるリースの48㎡のプレハブ倉庫を2棟を建て、移転させたということでございます。

これは平成5年4月からございまして、当プレハブの賃貸料が年間14万円、今までに43万8,000円余を支払ってございます。

以上でございます。

- 25番(天堀 博君) 先ほど、御答弁がなかったわけですが、立ち退きをしていただくということで、作業所等の場所の提供という条件が付いていたということですね。早い時期ということですが、一定の期間を限っていたのかどうか。普通、3カ月なり半年間、ここを使ってくれ。その間で探して移転してください、ということはよくある話ですが、そういうことであっ

たのか。それとも、そういう約束がホゴにされ、長期にわたってもいいということになっていたのかどうか。

- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） 富田の方から御答弁申し上げます。

財産区との話し合いの中でその解決を見ると、森養魚さんの倉庫につきましては、森養魚さんが保有している土地に建てるべく検討してきたわけです。ただし、森養魚さんのお持ちの土地が道路に面していない。また、それに隣接する市の土地が不整形でございますので、一定、等価交換をしながら整形に持っていきたいという目的もございました。

当初は、1年間ぐらいですべてのものを整理をして森養魚さんが独自で今回、お渡しする土地に倉庫の建設ができるだろう、という見方をしていたのですが、その辺、いろいろ大阪府の水路の許可とか明示の問題などによっておくれまして、今日に至っているというところでございます。おくれたことについては、まことに申しわけないと思っております。

以上です。

- 25番（天堀 博君） 開発公社に所有権移転されたのが平成3年3月27日付の売買ですね。今年9月19日に法務局から取った謄本ですので、間違いだと思います。伯太町四丁目934の1、ため池です。平成3年5月23日付で登記をしている。その間、何かごたごたあったんやと思います。この間、2カ月かかっていますので、さかのぼって売買ということで登記をしたということになってます。事務手続上、何か支障があっただとおくれたのだと思いますが、そのことは、今日はとやかく言いません。その時点で所有権が移ったということは、全部撤去されたということの意味していると思います。もし、そうでないとするならば問題です。

今まで4年間以上、いろいろ便宜を図ってその場所を提供してきた。それが平成5年4月からわざわざ48㎡のプレハブ2棟を公社の土地に建設をし、すべて無償で提供をしている。その間は、行政の責任でそうになっている、という言い方をされましたが、他の事業をやる場合、そんなことをしますか。環境改善の同和対策事業やからということで特別な計らいをしてきたと見ていいのかどうか。今まで同対委員会その他でははっきりしませんでした。最初からこの土地はこういうように使っていただきます、という約束もした上でこうなってきたのであれば、かなり特別な便宜を図っている、となりますが、その辺の考え方についてはどうなんですか。

- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） 先ほども御答弁を申し上げましたようにこの財産区の処分のときにいろんな条件が町会、水利組合も含めてあったことは事実でございます。そういうものを一つひとつ解決してきたわけでございます。われわれといたしましても、都市整備部の公園課の方で用地買収にいろいろ御苦勞を願ったわけですが、最終的には、公園事業を始め

る年にどうしても森さんの作業所兼倉庫の移転がまだ明確にならなかった、ということがございます。

そういうものも含めまして市の関係者が寄って協議をした中で、放光池の単年度事業の完遂、もろもろの条件を考えていく中では、市の責任でやはり森さんの土地プラス市の土地との等価交換その他道路の設置、大阪府の水路の許可等も含め市が行っていく、となっておりますので、その辺の事務手続がおくれてきたということ以外に何もございません。森さんに対して特別の配慮をしたことではないと私は思っております。これは行政の責任でやっていかざるを得ないという中で解決をしてきたものでございますので、よろしく願いをいたします。

- 25番(天堀 博君) 私が今、言うているのは、そういう顛末を聞いているのではない。このこと自体について行政がおくれてきたので、と言ってますが、こういう行為自体がよくないことだという反省は一向にないじゃないですか。環境改善整備事業、同和対策事業は特別な聖域にあるものだ、という考え方があるからこんなことが起きてくる。既にリース料だけでも43万8,000円を支払い、わざわざ公社の土地を無償で貸与している。こんなことは他にないですよ。今後、建設の用地取得に行ったときいろいろ条件を出され、あそこの土地が空いてるから使ってください。賃貸料は要りません。ただで結構です。何やったらプレハブを建てます、ということをやりますか。やらないでしょう。しかも、それが半年や1年で終わってない。3年も4年も経過してきている。48㎡の大きな建物を2棟どっかり建てて使わせている。そういう行政のやり方、始末の仕方はよくない、と言うてるんですが、一向に反省していないところに大きな問題があります。

先ほどの補助金の関係も大きな問題が残ります。参与の答弁では、社会情勢の中で同じ補助金でもニュアンスが違う、と言われた。どこが違うのか、と言いたい。同じように国や府が出している補助金じゃないですか。これも同和対策で出てきたのだからニュアンスが違うと言いたいんでしょう。そんなことで出てきている補助金やから、今さら、返すにも返せない。府の方もどうもしょうがないという状況が出てきているのではないですか。法的に問題があつてぐあいが悪いということも認めない。その辺で今の行政に大きな問題があると思います。

池田市長はこの20年間、ちょうど私と同じ在職期間なので私も寂しいのですが、特に和泉市の同和事業が大変になっていたさ中にあなたが就任されて現在に至った。その間、きちんと正していく方向でしてきたか。そうではなく、解放同盟との話し合いや意向を優先して進めてきた。この47年当時は、あなたはまだ市長ではありませんでしたが、府からの補助金やとか一杯取ってきて、どこがどうということやわからんままで、しかも、その金額が8,000万円以上の大きなものですよ。そんなものをニュアンスが違うことやから、と簡単に法律をねじ曲げて解釈

し、他のところに使うなんてもってのほかですよ。あなたはそれを容認し、率先して進めてきたのです。

そして、例のサントリーの用地のように処分することもできない。今は、地価が落ちているので別ですが、地価が上昇している最中でも、引き合いがあるのに手放してない。なぜか、解放同盟から待ったが掛かったからでしょう。それがあなたの今までの20年間の行政だと思います。そのため非常に不公正が生じてきた。用地買収ひとつをとっても、環境改善整備事業やその周辺、同和対策用地に対して平気で特権的あるいは特別な便宜を図ってきて反省がないことに対する批判と、そして、これは一般には通用しませんよ、ということを申し上げ、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、29番・勝部津喜枝議員。

（29番・勝部津喜枝議員登壇）

○ 29番（勝部津喜枝君） 29番・勝部津喜枝でございます。聖ヶ岡町内パチンコ店増改築問題について質問をいたします。

このパチンコ店とは、和泉市太町41番地 株式会社「北新」、代表取締役新井氏の経営する「プラザ」であります。当パチンコ店が営業を開始するに当たりましては、当時、いろいろな経過を経、最終的に昭和60年12月24日付をもって地元聖ヶ岡町会長と株式会社「北新」、代表取締役新井氏との間で当時の和泉市産業部交通公害課課長藤木氏が立会人として確認書を取り交しております。

この確認書は、①工事に関する事②建物に関する事③営業に関する事④その他一から成っており、②の建物に関する事では、将来において建物の面積を拡大する計画、意思はない、と明記されております。

さらに、昭和60年12月26日付をもって当時の産業部次長逢野一郎氏が新井氏に対し、この確認書に基づく事項については十分留意し、営業されるように、との申し入れを行っております。新井氏は、同日付をもって和泉市立ち会いのもとに、町会と取り交した確認事項については誠意をもって守り、万一、地元住民から苦情があった場合交通公害課の指導に従う、という内容の誓約書を和泉市長池田忠雄宛提出をしております。以来、約10年間が経過したわけですが、本年9月初め、突然、当パチンコ店の工事が始まったわけであります。

以上、前置きが長くなりましたが、既に工事も始まっていることでもあります。質問につきましては、日付、要点などあいまいにせず、明快な御答弁をお願いいたします。

質問1、事業者は、増改築工事を始めるに当たって本市に初めて来た日から、本市として申

請をOKとし、府の承認を得るまでの事務手続上の日程と、協議検討をされた経過をお述べください。

2、この経過の中で交通公害課としての対応、検討内容を述べてください。

以上、質問の趣旨説明とし、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 交通公害課岩崎よりお答えをいたします。

まず、1点目の経過でございます。本年6月13日、事業者から当課へ増改築の申し出がございました。これによりまして事前協議のヒアリングを開始したところでございます。この事前協議のヒアリングと申しますのは、現行の環境保全条例上特に規定はございませんが、運用上、ヒアリングを実施して指導の徹底を図っているという内容のものであります。

そして、6月19日、市の指導事項について事業者から回答がございました。これを受けまして、環境保全条例第8条の規定によりまして事前協議を開始をいたしましたところでございます。

また、6月23日、協議の概要を開発調整課へ報告をいたしました。これによりまして7月26日、事業者より開発調整課へ建築確認の申請が出された。開発調整課におきましては、審査及び関係課への合議を開始をされたということでございます。

同7月28日、私ども交通公害課へ合議が参りまして、合議が完了しております。

同7月31日、開発調整課から事前協議等の調整が整いましたので、事業者を通じて府へ確認申請書を送付いたし、9月6日付で建築許可が下りております。

以上が、御質問の府の承認に至るまでの手続でございますが、後、関連事項が若干ございますので申し上げます。

同9月6日付で事業者から地元住民に工事着工の通知があり、同9月10日付で増改築工事に着工しております。

その後、先生から9月13日、市長宛に申し入れ書が提出をされましたが、9月18日、地元の聖ヶ岡会館で交通公害課立ち会いのもとで事業者と住民の話し合いを行っているところでございます。

次に、質問の2番目の交通公害課としての対応と検討内容でございます。私どもは、ちょっと経過の中でも申し上げましたが、二段階で対応しておりますので、段階ごとに御説明を申し上げます。

まず、事前協議のヒアリングをしたときの検討及び事業者への指示事項でございます。大きく分けて3つございます。①騒音対策②排水対策③その他ーでございます。1つ目の騒音対策としましては、壁面の防音施工、排気口の改善、宣伝の制限、出入り口の制限及び出入り口

の二重化等を指示をいたしております。

2番目の排水対策でございますが、これは臭気対策等も含めまして浄化槽を新設、改善するように指示をいたしました。

また、その他事項では、台数が増えることによりまして駐車場の増設等を指示をいたしました。

こうしたヒアリング時の指示を受け、事前協議で新たに検討及び指示事項を出していきました。事前協議で申し上げましたのは、ヒアリング時での指示事項の徹底をまず指示をしております。

それから、工事にかかる諸注意としまして、ほこり対策とか工事騒音対策を指示をいたしております。

それから、交通安全対策といたしましてガードマンの配置、工事車両の安全対策、開店後の駐車場の安全指導対策等を指示をいたしております。

また、その他事項といたしましては、ネオン、屋外広告、空中照明等の制限、電波障害対策、それとともに一番大事な点でございますが、地元住民との協議を指示をいたしておるところでございます。

以上です。

- 29番（勝部津喜枝君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

ただいま逐次、日程を追いましでの経過報告をいただきましたが、この御答弁をいただきました一連の経過の中で、幾つかの点についてお尋ねをいたします。

第1点、確認書の存在はどの時点で問題になったのか。そして、それは事業者の方からなのか、市の方からなのか。さらに、確認書で明記されております増改築はしない、という項は、どういうふうに取り扱われたのか。市としてどう考えられたのか、お尋ねをしたいと思います。

2番目に、7月26日に関係各課への合議が開始された、とのことですが、この関係各課は幾つかあると思います。例えば教育委員会、道路課などは、この合議の関係課に含まれておるのでしょうか。

第3点、7月28日、交通公害課の合議完了とのことですが、このパチンコ店は営業開始以来10年間、正直申し上げまして地元住民は大変苦しんでまいりました。しかし、市長がよく言われる共存共栄ということもございまして、今日の自由経済のもとでのパチンコ店の開業はやむを得ないという事情のもとでの経営が続けられてきたわけでございますが、静かな住環境の破壊は、当然、御理解いただけるものと思います。

そういう立場に立って、交通公害課の合議完了というまでに地元住民の声を聞くことをされたのかどうか。また、付近住民への10年間の苦情や様々な問題点を調査されたのかどうか、その点をお尋ねをしたいと思います。

第4点、9月6日に事業者より地元住民に工事着工の通知、とのことでありますが、どのような方法で地元住民に通知をされたのか。そして、地元住民の反応はどうであったのか、事業者から報告を受けておられますか。

第5点、9月13日、私が池田市長宛に申し入れをいたしました文書につきましては、その取り扱いと業者の対応はいかがなものだったのでございましょうか。

第6点、工事着工より本日まで約20日間が経過をいたしております。この間、地元住民からの直接の苦情はたくさんあったと思いますが、交通公害課としてはどのように対応されていったのか。事業者にどのような注意喚起をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

以上が再質問です。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 幾つかの御質問がありました。交通公害課関係の件につきまして岩崎よりお答えをいたします。

まず、確認書の存在を知ったのはいつか、ということですが、担当が処理をいたす事務作業上での時点を申し上げますと、6月19日に事前ヒアリングの業者からの回答を受け、条例に基づく正式な事前協議を開始する時点で、確認書の存在について、事業者への問い合わせをいたしております。このときに同意書がある、ということの確認もいたしております。

それと、確認書についての考え方の問題でございます。確認書の法的効力とか性格はさておき、10年以上前の確認書であったとしても、行政が立ち会いをして交わされた約束事でありますので、行政の信頼性を考えれば、当然、尊重しなければならないものであると考えております。

次の関係課につきましては、開発調整課の方からお答えがあらうかと思っております。

7月28日の合議の件であります。地元の声を聞いたのか、ということですが、まだ増改築の事務作業段階での話でございますので、地元への通告等はいたしておりません。

また、地元住民の方の要望等の御意見でございますが、かねてから排気口の吹き出し口の問題とか出入り口の騒音問題、浄化槽の臭いの問題等、いろいろと苦情は私どもの方に寄せられておりました。したがって、それらの御要望をヒアリングまたは事前協議を通じて改善措置をするよう指導をいたしたところでございます。

それから、4つ目の着工通知でございますが、これは事業者が直接地元の住民さんに連絡をされたということでございます。早速、地元住民さんから私どもの方に電話が入りまして、

「増改築しない約束やったのにどないなってるんや」という問い合わせ等がたくさんございました。

それと、9月13日の先生から市長への申し入れ書の取り扱いでございますが、これにつきましては、正規の申し入れ書の取り扱いをいたしております。9月13日付で広報広聴課の方から要望書の依頼がございまして、こちらの方で検討した結果を市長まで報告をさせていただいております。結論は、先生にも御報告いたしましたとおり、工事を一時中止をする理由が見当たりませんので、一時中止をさせることはできません、という報告をさせていただいたところでございます。

それから、着工後の地元住民さんからの苦情等でございますが、非常にたくさんの方からいろいろな御意見等もいただきました。特に18日の地元での立ち会いの席でも非常に厳しい御意見をいろいろといただいたところでございます。その後、工事が始まってからこちらの方に寄せられ、現実に現場で指導した記録がございまして、その件を御報告いたします。

まず、9月20日でございますが、近所から工事騒音とほこりの苦情がございました。早速、現地調査、確認をし、現場の工事責任者並びに施主の新井氏に向けて改善指導等を行ったところでございます。

再び9月25日、これも電話で苦情がありましたが、直ちに現地に赴きまして、工事現場監督と工事の管理者に対して散水等の徹底をし、防塵対策をきちんとしなさい、という指導を行ってきたところでございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 都市整備部次長（上出 卓君） 開発調整課の上出でございます。先ほどの交通公害課の答弁と若干重複いたしますが、私どもの方で書類をお受けいたしましたのは7月26日付でございます。それ以降、先ほどおっしゃってございましたように、交通公害課並びに商工課の方に合議を回ささせていただき、先ほどの環境保全条例の関係についても承知済みであるという御了解をいただいた上で大阪府に書類を送付いたしました。

以上です。

- 29番（勝部津喜枝君） 交通公害課長の先ほどの御答弁の中で、私がお尋ねをいたしました第1点の中の増改築はしない、という確認書の1項についてはどのように考え取り扱われたのか、ということの御答弁が抜けておりました。

それから、開発調整課の上出さんの御答弁の中では、私が関係課の合議という中には、例えば教育委員会や道路課が含まれているのか、ということが抜けておりましたので、御答弁をお

願いたします。

- 交通公害課長（岩崎充男君） まことに申しわけございません。増改築をしない、という確認書の事項の内容についての市の考え方を申し上げます。

この確認書そのものが10年以前のものであっても約束を守るのは当然であります、10年という経過の中で状況等の変化が当然出てまいります。現実的な解決を図るためにも、変更もやむを得ないことではなかろうかと存じます。しかし、変更する場合は、当然ながら当事者としての相手方、この場合は、地元町会の同意を得ることが必要条件と考えております。今回は、地元町会長さんの同意書がございますので、私どもの行政手続上では問題はないと考えております。

- 都市整備部次長（上出 卓君） 先ほども申し上げましたように建築確認申請は大阪府への経由事務でございますが、その前段で市の方で独自に環境保全条例に基づきまして協議をされたという上で経過しておりますので、ただいま申しました商工課、交通公害課のみ合議をいたしております。

- 29番（勝部津喜枝君） まず、交通公害課の方にお尋ねをいたします。

幾つかのポイントがあると思います。10年前の約束であるので、今日までのいろんな経過の中で現実的な解決も仕方がないと思った、という内容と、必要条件である町会長の同意書について、全文をここで朗読をしていただきたいと思っております。

さらに、私の当面、地元住民との話し合いが済むまでは工事をストップさせるようにしていただきたい、という申し入れに対して、理由が見当たらない、ということでしたが、理由とはどのようなものか、明らかにしていただきたいと思っております。

- 議長（松尾孝明君） 理事者は質問の内容をよく把握し、的確に答えるようお願いいたします。答弁。

- 交通公害課長（岩崎充男君） まず、1点目の問題でございます。非常に難しいことでございます。確かに守るべきものであり、特に私どもの前任者である課長が立ち会いをされ、同意をされている内容でございますので、当然、尊重しなければならないと考えております。また、そういうものの存在を抜きにしたところで、特にパチンコ業界の増改築、出店等については、地元とのトラブル等を最小限にとどめるべく、事業者から地元町会への協議を積極的に指導をいたしておるとい立場でもございます。今回の問題についても、事業者に積極的に指導を行って問題の解決を図っていく措置をいたしているところでございます。

それから、2番目の同意書でございます。手元でございますので、読み上げます。

[同意書]

株式会社北新 代表取締役新井洪範殿

このたび、和泉市太町41の72において株式会社「北新」が所有するパチンコプラザ店の浄化槽新設工事及び増改築工事に関して聖ヶ岡町会としては一切異議はございません。

平成7年4月5日

大阪府和泉市太町聖ヶ岡町会 中山平治

以上でございます。

それと、一時中止の理由が見当たらないということでございます。一時中止をさせるからには、当然、それなりの根拠が必要でございます。事業者は、正規のルートに則って事業を行っているわけですので、その手続上、重大な過失でもあれば、工事の一たん中止等を命令することが可能ですが、今回は、特にそういう問題がございませんでした。したがって、一時中止する理由は見当たらない、という結論に至ったということでございます。

○ 29番（勝部津喜枝君） 交通公害課の方にお尋ねいたします。

既に4月5日に地元町会長名の承諾書を事業者は用意しておられます。本市は6月19日、事業者の確認書の存在を伝えております。既に事業者は4月5日に同意書をもらっているということです。今の日程から言えばそういうことになりますね。これは事実に基づく質問ですから、はっきり御答弁いただければいいんじゃないですか。4月5日付で聖ヶ岡町会長名で増改築については異議がない、という承諾書をもらっている。本市において確認書の存在を問題にしたというか、事業者に伝えたのは6月19日である。これが事実に基づく経過であることは間違いありませんね。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） はい、そうです。

○ 29番（勝部津喜枝君） 起立して答弁してください。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） そのとおりでございます。

○ 29番（勝部津喜枝君） 次に、私が非常に残念に思いますのは、この経過の中では、一貫して住民本位という精神が抜けているということです。私が申し入れをいたしましたことに対して、正当な理由が見当たらない、過大な過失が見当たらない、とおっしゃいましたが、どれほどの状態であったか、お聞きになりましたか、見に来られましたか。解体作業を行うについて、普段、行われるビニールシートによる覆いなどはせず、裸のままあの狭い道路に大きな車が来て、朝早くから解体作業を行ったのです。あの道は、鶴山台の方々初め通勤通学、買い物客などが多く通るところです。そういったところでまさに目に余る状態が続けられてきたわけでありまして。だからこそ、地元住民の方々が市にも多少のというか、当然というか、きつい言葉での苦情や申し入れがあったと思います。

私も法的な裏付けなどはともかく、何も工事をストップせよ、パチンコ店をやめろ、と言っているのではない。本当に市民の立場に立つならば、当面、工事をストップして話し合いに臨むという姿勢が欠けているのではないか。交通公害課が今日に至るまで謙虚な姿勢やその視点が抜けていることについては、本席で残念を通り越して指摘をしたい。いかがですか。御答弁ください。

- 交通公害課長（岩崎充男君） どのようにお答え申し上げてよいやら困惑しております。私ども、環境行政を預かる者としては、環境保全条例とその基本になっております環境基本法に基づき各種の法令等の基準に基づき指導業務を行っております。当該パチンコ店の増改築等についても、一定の基準に沿って措置をする方法をとっております。

それから、先ほどの御答弁で申し上げましたが、私どもは、現行法の規定以上に厳しい、もちろん地元住民の方々の御要望に沿った形での指導を行っているのも現実でございます。ヒアリングの実施等についても何も根拠がないわけですが、事前にヒアリングを実施をしまして、建築確認で出す設計をするまでに、こちらから改善命令ないしは要望をした事項を設計の中に盛り込むべく指導をいたしておるのが実態でございます。私どもは、現行法の指導の中ででき得る限りの努力はさせていただいていると考えているところでございます。

ただ、御指摘をいただきました解体工事が始まってからのほこり等の問題は、特に風が強い日がたくさんございましたので、直ちに現場に向けまして散水をしなごらほこりが出ないような努力をより一層徹底せよ、という指導をしてきたところでございます。

お答えになってないかもしれませんが、よろしくお願いを申し上げます。

- 29番（勝部津喜枝君） 精神として答えになっておりません。

4月5日付当時の町会長の承諾書の文書は、この一連の経過の中、増改築事業を行う中で行政手続上の必要書類の1つになりますか、その点をお尋ねいたします。

議長、一問一答で申しわけございませんが、よろしくお願いを申し上げます。

- 交通公害課長（岩崎充男君） 先ほど、確認書の御答弁では、法的な拘束力云々というところはさておき、と申し上げました。むしろ、地元住民との約束事でございますので、私どもは尊重するという立場、ということで取り扱いをしているところでございます。

- 29番（勝部津喜枝君） 簡単に言えば、必要書類の1つであるということですね。本市としては、行政手続上必要な書類と考えたというか、取り扱われてきたということですか。

- 交通公害課長（岩崎充男君） そういう同等の取り扱いをいたしてきたところでございます。

- 29番（勝部津喜枝君） これは昭和61年1月付の環境保全条例の冊子ですが、目的は、将来

にわたって市民のより良い環境をつくるためこの保全条例をつくった。さらに、基本理念としては、この環境というものは市民全体の財産である。公害の提起は、人の健康または生活環境が阻害されることのないよう行政が仕事をするることである、と明記をされております。

毎年、私どものところに和泉市の「環境公害編」という冊子をいただいております。ちょうど確認書を取り交した昭和60年度の池田市長の巻頭のメッセージは、経済情勢の著しい変化の中で大変問題が多様化している。その中身は、自転車の問題、ごみの問題、身近な暮らしの問題であり、それに対して環境美化キャンペーンなどで頑張っていく、と述べられております。そして、和泉市環境保全条例によりより良い環境をつくるために頑張っていく、と述べられております。

平成2年度、池田市長の巻頭の言葉では、今や公害問題は地球的規模の問題になった。だから、公害問題は、行政と同時に地球的規模の観点を抜けてはならない、と述べられております。

引き続いて平成3年度には、地球的規模になった公害問題では、さらに、自治体の果たすべき役割がますます重要になってきた、と述べられています。

1992年、環境と開発に関する国連会議でも述べられております。いわゆる地球サミットが開かれ、地球規模で環境のあり方を問う世論が高まってまいりました。

池田市長は、政治家として見事に環境問題についても、時代の推移を巻頭のメッセージで述べられましたが、残念なことにそれが具体化、推進されていないのが今日の状況ではないかと思えます。

環境公害編平成5年度調査の内容ですが、環境条例でも述べられておりますように、将来にわたって子々孫々に至るまで、さらに、21世紀に向けてより良い環境をつくるために、と述べられております。そして、地球サミットに引き続いて国においても基本法などの制定が行われ、アセスメントなどの基本法が成立されていないという不十分さはありますが、一定のレベルが敷かれたことで関係者に評価もされているところであります。

私は、この一連の冊子に目を通して感じたことがあります。専門家ではありませんので、難しい部分はよく理解をしておりますが、生活者の視点、暮らしの立場でこれを眺めたとき、一貫して共通している問題があります。この公害編の中で最大の問題が騒音です。そして、その騒音の未処理率が非常に高い。解決率が一番低いときは60%台になっており、次年度に持ち越しております。

そして、この公害編の中では、事前協議の環境条例8条2項に基づく数字が出されておりますが、驚きましたね、和泉市に何とパチンコ屋が多いことか。平成2年度には、第8条2項に

基づいて5件の事前協議の申請が出されております。この質問の事前打ち合わせの中でいただきました資料では、現在、和泉市には、工事中のものも含めパチンコ店が24あるということでございます。

そこで、お尋ねしたいと思いますが、本質問の聖ヶ岡町内のパチンコ店のみならず、関係各課の合議の中に教育委員会が含まれていなかったのか、とお尋ねいたしましたのは、こういう風俗営業法に基づく事業を開始される場合、今日のような子供たちを取り巻く環境などを考えた場合、教育委員会としてどのような御見解を持たれるか、改めてお聞きをしたいと思っております。

私自身、当パチンコ店の近くに親族がおりました関係上、その大変さは常時、住まわれている方に比べれば薄いかわかりませんが、承知しております。教育委員会の御見解をお尋ねしたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 教育委員会答弁。
- 教育長（杉本弘文君） 私から御答弁をさせていただきます。

今、問題になっておりますパチンコ店問題につきましては、風俗的な面からしても、教育委員会としては好ましくないという判断は持っておりますが、これの設置につきましては、それなりの法的規制がございまして、それらに当てはまるかどうかの問題がございまして、一概に全部がだめだというお答えもしにくうございます。ただ、法に照らしての判断の中で、教育委員会としての態度を決めていかなければならないと考えております。

- 29番（勝部津喜枝君） 本来、理事者に対して予定していなかった質問なので大変恐縮でございます。法律に基づく手続としての立場ではものが言えないが、実態としては、子供のより良い教育環境の面では決して好ましいものではない、こういうお立場でありますね。
- 教育長（杉本弘文君） そのとおりでございます。
- 29番（勝部津喜枝君） ありがとうございます。

もう1点、この冊子を見て気が付いたことは、工事中も含め24店のパチンコ店があるということですが、環境というのは、また、公害というのは、当然、騒音や水質、大気汚染などいろいろな面が含まれますが、環境保全条例の中でも、文化の面からの環境も当然あるわけです。本市におきましては、図書館の問題も含めいろんな文化面の要求も高まってきております。新しいまちづくりに新しい住民が入り、新しい要求も当然であります。こうしたことから考えれば、この公害編を見る限りにおいては、和泉市は、文化の環境も最悪であると言わざるを得ない状況だとつくづく考えた次第です。

2カ月後におやめになる御苦労多かつた池田市長さんに何と申し上げていい言葉はわかり

ませんが、文化の面における本市の環境は、この冊子を見る限りではまことに粗末であり、その視点が抜けていると言わざるを得ません。

さて、交通公害課に再度、お尋ねをいたします。

いろいろ御答弁をいただきましたが、申し入れ書に対しても、重大な過失が見当たらないということも含め住民本位の精神が抜けている、と強く申し上げましたが、その後の御答弁の中でも謙虚な反省が見られません。

今、行政の組織とそこで働く公務員労働者に求められているのは、住民参加、住民主権の精神であります。このことが、より良い社会と行政を進めていく上で強く求められているのではないのでしょうか。法律上の手続等では、あなた方は確かに間違っていないかもしれないけれども、この過程の中で、また、苦情が発生してきた中で積極的に住民参加、住民主権の立場に立ち、堂々と住民の中に入り、自分たちがやってきた仕事、手続が間違っていなかった。事業者に注意を喚起し、住民の安全と環境を保障するための立場を取ってきたとこの場ではっきりと言えますか。御答弁ください。

あえて申しますならば、9月18日、地元聖ヶ岡会館で交通公害課の方も来ていただきました。さきの経過の中でも御報告がありました。大変しんどい雰囲気の中で席を置いていただいて御苦労ではあったと思いますが、自分たちのやってきた仕事に対する確信は全く見られませんでした。私も同席していた者としてはっきり残念に思っております。なぜもっと住民本位と住民の生活環境を守るという立場でこの仕事を進めなかったのか。その謙虚な反省を本席できっぱりと示していただきたい。これが私のあえて貴重な時間をいただいている質問をする趣旨であります。

- 交通公害課長(岩崎充男君) 御指摘、痛み入ります。再三、私の方から言いわけがましく御答弁を申し上げておりますように、私どもは、法律や基準や規定に基づいて業務をしていくわけでございます。それらの枠を少しずつでも広げながら、いかにすれば住民の方により御納得をいただける行政をすることができるのか。どこまでそれが可能なのか。

それも相手があることでございます。相手は、もちろん法律さえクリアすればいいと当初から考えた上で行動を起こしてくるのに対して、どうすれば、住民の意見を伝えながらお互いに理解をし合える状態になり得るのか、日ごろから努力をしておりますし、そのことについても、御答弁を申し上げたつもりでございます。厳しいお言葉をいただき、今後、どうすれば現行制度の枠の部分をつまみ食いして拡大をしながら住民の方々の利益を守っていくか、その命題、課題に向かって努力をしてみたいと考えております。

- 29番(勝部津喜枝君) 今後の決意はそれでよろしい。本件に関しての謙虚な反省、それを

明快にお答えいただきたいということです。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 明快な反省という御指摘でございます。確かに事前に住民の方々に対してこういう計画があるんだ、ということについてお知らせができればよかったです。私どもが行える行政の中身、制約、一定の規定の範囲内で精一杯の努力をしてきた結果が実態の問題ではなかろうかと思っております。今後とも、より一層その部分の拡大を図ることができるのか、という命題を胸に秘めながら業務の遂行に当たっていきたくと考えております。

○ 29番（勝部津喜枝君） 事業者に対して守秘義務を持たなければならないということは承知しております。申請途中に住民に公表せよ、などとは言ってません。手続が完了した時点でこれほど大きな住環境に影響を与える事業を進めるのだから、市として責任を持って申請を許可したことについて、なぜ市の主体性を持って住民に説明をする立場を取らなかったのか、と聞いているのです。途中の経過を説明せよ、などと言ってません。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 何回も申し上げておりますように私どもは、事業者を通じて直接近隣、地元の方々と御納得のいく話し合いをしていただくことの指導しております。今回の9月18日の説明会も事業者が地元住民に対して行ったものですが、再三再四、地元に対して説明をなさい。特に従来から出ている騒音、悪臭、排気口の問題等を改善してきた事項がたくさんございましたので、そういうことについて住民の方に御説明をし、納得が得られるようにしなさい、という指導を行ってきたところでございます。

○ 29番（勝部津喜枝君） それでは、事業者が地元住民に対して納得のいく説明を行い、地元住民も納得をした、という報告を交通公害課として事業者に求める。そして、その内容なり事業者の報告なりを私にお願いをしたいと思います。

もう1点、これは問題が大変大きくなりますが、パチンコが100%有害だとは思いませんが、例えば難しいラブホテルの問題が条例化されております。今後の課題として、こういった風俗営業に関する事業の1つとしてのパチンコ店が、本市で事業を始めるに当たってどうあるべきか、検討する時期であると思います。難しい問題だとは思いますが、どこで御答弁をいただくのかわかりませんが、しかるべき担当課の御答弁をお願いいたします。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 現在、地元の住民さんからの苦情はまいっておりません。ごく近所の方から御希望というか条件を出していただき、18日の話し合い以後、事業者が直接その方々と話し合いをして解決をされた、と聞いております。

それから、2点目の全体的なパチンコ屋さんの総量規制、新たな出店阻止の問題でございます。交通公害課の立場で答弁すべきことか、少し疑問がございます。確かに現行制度上で新た

に規制をすることは非常な困難ではなからうかと思ひます。特に私どもが所管をしております環境保全という手法では、とてもじゃないが解決はしていけないと思ひます。どのような手法を使えば可能か、一度検討してみたいと思ひますが、いずれにしても、新たな出店を規制する目的、根拠によりまして、当然、実施方法なり実施主体が変わってくるわけですから。どこの課がどのように所管をしながらこの問題に対応していくのか。全体の調整という意味では、企画調整課あたりで調整をしていただけるものと思ひますが、一度協議検討をしてみたいと思ひます。

- 29番（勝部津喜枝君） 2番目の問題につきましては今後の大きな課題でありますけれども、協議検討していきたい、ということですので、よろしくお願ひをいたします。

第1点目の問題ですが、本日、私がこの場をお借りし貴重なお時間をいただき一般質問をいたしました。この時点において地元住民へ説明なり納得なりをしてもらったか、再度、事業者に対し報告を求め、私にそれをいただきたいと要望しておきます。

締め括りでございます。本当にまことに残念ながら、本件を通じまして一生懸命に努力をされてきたのではありましようけれども、基礎的な地方自治体の職員としてのあるべき姿、住民本位、住民主権、住民こそ主人公という立場が欠落している。このことを強く申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○

- 議長（松尾孝明君） 次に、12番・大谷昌幸議員。

（12番・大谷昌幸議員登壇）

- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。通告の順番に従ひまして、質問要旨の説明をさせていただきます。

まず、1番の学童保育についてであります。午前中にも質問が出ましたが、現在、16校で行われている全体的な現状について、定員に対する充足数、それから施設について。すなわち空き教室を利用してやっているところと、そうでないところがあるように承っておりますので、第1点目として御説明願ひたい。

その2点目として、国府小学校と和気小学校では定員を相当オーバーしておりますので、これについて現在、どのように措置をし、今後、どのように対応していかれるおつもりか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

次に、2番目の市長選挙に関係してであります。本定例会の冒頭、池田市長さんより御丁寧なる20年間にわたる御経験を踏まえてのごあいさつをいただきました。大変痛み入る次第であります。恐らく市長さんの脳裏には、この20年間は、走馬灯の回転するがごとく昨日のよう

に、あるいは一昨日のように、あるいは今日のように次から次に浮かんでこれられると思います。その間には悲しかったこと、苦しかったこと、しんどかったことなどが多く、楽しかったことは少なかったのではなからうかと御推察申し上げまして、心より痛み入る次第でございます。

来月5日には、市長選挙が告示されます。今日より数えてわずか34日であります。大阪市のように池田市長さんの市政方針を継承して立候補されるという方は現在のところ見当たらないので、非常に残念に思われることかと思う次第でございます。

今後は、後進に道を開かれるというお言葉もいただきましたが、現状から考えて見ますと、恐らく11月5日の告示日には、候補者が1人もわかりません。そうなると、当日で次の市長が決まるわけです。仮に選挙があったとしても、11月12日の夜には決まる、という日程になっていると思います。

そして、池田市長さんは12月2日までの任期と承っておりますので、恐らく最終の登頂日、すなわち退庁日は12月1日になるのではなからうか。そうしますと、新しい市長選が終わって退庁されるまでかなりの日数がありますので、私どもから申し上げるのは恐縮とは思いますが、事務の継承については十分していただき、市長さんがまだやり残されたこともあると思いますので、それが幾らかでも継承されるよう御努力していただきたいと思います。

それに関連いたしまして、今朝からも特別職のことにつきまして、田中助役さんより社会通念に関連して身を処す、という御答弁をいただきました。新しい市長が12月5日あるいは6日ごろに登庁されるということから考えますと、すぐに議会が始まる。恐らく議会の告示まで1週間余しかないと思います。そのうちに年末年始の休暇の時期に入りますが、新しい市長も大変多忙な初頭を迎えることになるかと思いますが、その点も十分考察されまして、4名の特別職の方は、なるべく適切な措置を取られることをこの場からお願いをいたしまして、私の一般質問の趣旨説明を終わらせていただきます。

御答弁のいかんによりましては、自席より再質問させていただきたいことをお願いいたします。ありがとうございました。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 社会教育部参事（西垣宏高君） 学童保育について、社会教育部西垣よりお答えいたします。

まず、開設の状況でございますが、小学校20校のうち15校、総数で538名措置してございます。そのうちプレハブで開設しております学校が6校ございます。

それから、定員等の状況等について御説明申し上げます。

現在、一応、40名の定員をもって運営をしているわけですが、40名の定員をオーバーするクラブにつきましては、45名まで枠を拡大して措置しているのが現状でございます。その中で国府小学校では45名措置している中、12名の待機がございます。和気小学校では45名措置する中、15名の待機がございます。

それらを解消すべき措置といたしまして、現時点での物理的な面を考慮しながら最大限措置できる定員を考えてまいりますとともに、管理面上の体制整備に努めてまいりたい、かように考える次第でございます。よろしくお願いいたします。

○ 12番（大谷昌幸君） 国府と和気が超過している、という御答弁をいただきましたが、ほかのところは超過してないんですか。15校のうち今の2校以外は、45名でおさまっているんですか。待機はないんですね。

○ 社会教育部参事（西垣宏高君） さようでございます。

○ 12番（大谷昌幸君） 国府については、私の知る範囲では、この12名の方は、その「サザンパーク」の方だと聞いてますが、それで間違いありませんか。

○ 社会教育部参事（西垣宏高君） そういうふうに聞いてございます。

○ 12番（大谷昌幸君） この「サザンパーク」の12名の父兄の方がどの程度か知りませんが、費用を分担し、その中の集会所を借りて自主的にやっていると聞いております。

和気校区の方は、どうしているのか聞いてませんが、和気校区の施設はプレハブですね。

○ 社会教育部参事（西垣宏高君） さようでございます。

○ 12番（大谷昌幸君） 国府校区は空き教室ですね。現在、義務教育としての正規の定員は40名以内ですから、45名という5人分の机を増やしてやってくれているんやと思います。指導員の方の御苦労は大変だと思います。私どもの体験から言いますと、指導員の方に悪いのですが、50名ぐらいでも何とかやっていただけると思います。しかし、国府、和気校区は、たとい50名にしてもまだ超過するわけですので、できるだけ早急に解決してやってほしい。これは社会教育の場ですが、教育の機会均等、平等から考えると、12名の方あるいは15名の方を少し語弊がありますが、見殺しにしているんやないかと残念に思います。

他の小学校は45名以内でおさまっているわけですが、全体で15校、538名、平均定員が40名とすると600名、まだ62名の余裕があります。40名以内のところもかなりあると思いますが、その点では、非常に不公平ではないかと考えます。そこで、もう少し早く年度内あるいは年内でも12名と15名の待機者を措置してもらえる方法はないものかどうか。あえて重ねてお尋ねをいたします。

○ 社会教育部参事（西垣宏高君） 恐れ入ります。要望があった時点で措置すべきが本来かと

存じますが、いろんな物理的な面等を考慮する中、新年度に向けて最大限措置できる定員を考えてまいりたい、かように思う次第でありますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 12番（大谷昌幸君） この学童保育については、たしか平成2年に議会に請願が出ていると思います。もう5年もたっているのに放っとくというのは、われわれ議員の立場からすれば非常に心苦しいということが1点。

特に今の2つの校区については、現在、マンションが建設され、既に販売されていますので、まだまだ人数が増えてくると思います。学校教育の方で教室不足になるのかどうかはここでは論外にしておきますが、私が調査したところによりますと、このマンションの開発について、国府校区の東洋不動産の場合、総額6億5,000万円の開発負担金が入っている。その中の約30%に当たる1億9,000万円が学校の施設費として市の方がもらっております。

それから、和気校区でやっておりますクボタハウスについては、総額5億5,000万円の開発負担金をもらっており、学校教育の負担分として3億4,000万円入っております。

この数字の信用性は100%間違いないと思います。国府校区では既にカネをもらってある。私の手帳の記録によりますと、4月17日（月）に書いてますので、今年度に間に合っているはずなんですよ。たといその10%でも学校教育とは違いますが、学校教育に関連した社会教育の場ですので、せめてプレハブでも建てて何とかしてやる方法はなかったものか。

社会教育と言え、以前から言うてますように何でもしんどい仕事を申し受けている、と他の職員さんは全部思ってますので、カネも一緒にもらってもらわんと、結局、迷惑を被るのは子供たちであり、御父兄であると思います。その点について、重ねて自覚のほどをお聞かせいただけたらと思います。部長からでも結構です。

- 議長（松尾孝明君） 教育次長。
- 教育次長（大塚孝之君） とりわけ国府小学校の学童保育についていろいろお気遣いいただき、恐縮でございます。一部では、自主保育をしていただいているのも事実でございます。行政自身は精一杯やっているわけですが、それを超えた部分は自主的にやっている。その意味では、いいことであろうと考えているところではございます。

行政としても、現在は45名でございますが、指導者の方々とより一層協議をいたしたい。小さな幼児をお預かりしますので、安全性が第一でございます。したがって、安全性を確保するため、指導者の増員なりも図っていく必要もあります。その観点から今後ともまず、指導者会とも協議を進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

- 12番（大谷昌幸君） 部長のお気持ちもわかりますが、今の答弁の中で気に入らん点が2つ

あります。「サザンパーク」でやっておられる自主的というのは、父兄はやむにやまれずやっているわけですよ。両隣は措置されているが、自分のところはどういうわけか、抽選が外れたのか、措置されていない。親としては、いたたまれない気持ちになると思います。それで、自主的というよりもそういうことをやっているわけですよ。

もう一つは、学校定員を40名で括っているのに45名というのは非常に指導者はしんどいことです。私は、現在の指導者のままで50名とは言ってません。教室には50名を収容できるスペースはあるということです。だから当然、1教室で50名を措置するにしても、指導者を2人にしなければいかんでしょう。

その点でこれから指導者会と協議をする、ということは、何か非常にのんびりしていると思います。最初、父兄からこの話を承って社会教育の方にお話をしに行ったのが、先ほどお話しした4月の中ごろです。4月17日に開発負担金の金額を全部控えてあるんです。開発負担金をもらっているのになぜしないのか、と言うて行ったんです。それから6カ月もたっているのにまだこれから協議をする、というのは手おくれもはなはだしいものがあると思います。もっと早く対応していただかないといけない。

子供は成長が早い。今、何年生の方が待機になっているのか知りませんが、措置しているのは1年生、2年生、3年生の低学年の方だけでしょう。だから、もしも国府校区の12名、和気校区の15名が3年生であれば、この子供さんたちは現実、もう学童保育をしてもらえなくなるんですよ。子供の感受性は非常に強いです。ずっと和泉市に住む方もあるでしょうし、また、親の都合、本人の都合でほかの土地へ行く人もあるでしょうが、あのときに僕らだけ学童保育に行けなかった、ということが本人の気持ちに一生残りますよ。その点も考えていただき、もう少し速やかに対応してもらえませんか。

現在は12名と15名ですが、来年度の予測の根拠はよう出しません、両校区には大きなマンションが建ってます。既に入居募集もしているのですから、増えることはあっても減ることはない。今の教室のままでは恐らく措置できないでしょう。私の体験上、50名までは机は入れられますが、60名以上は机を入れることはできないはず。どちらにしても、半年先の来年4月からはどんなぐあいにされるのか。請願もいただいていることですので、そこまで承っておきたい。もう一度答弁をお願いします。

○ 教育次長（大塚孝之君） 現在のところ、翌年の児童数の推測がどのぐらい出るか、ちょっとわからないのですが、おっしゃるように国府小学校で社会増が見られます。人数が増えれば、当然、学童保育の対象数も増えてくるのは自明の理であろうと考えます。その中で新年度に向けましては、現在のところ、40名の定員を45名に拡大をさせてやっているところござい

ますが、より一層の定員の枠の拡大を図るべく指導者会と打ち合わせをやってまいりたいと思います。

加えまして国府小学校の場合、非常に物理的に施設整備を行う場所が狭小でございますので、その両面からも検討を加え、できるだけ早く新年度に向けて対処していきたいという考え方を持っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○ 12番（大谷昌幸君） 学校教育の方は、それぞれのマンションからどれだけの児童数が発生するか、つかんでますね。それだけ先に答弁してください。

○ 管理部長次（田丸周美君） 総務課の田丸でございます。

国府小学校と和気小学校の状況を御説明申し上げます。まず、国府小学校でございますが、現在の児童数は31学級、1,060名でございます。来年度に東洋不動産のマンション295戸が入居予定になってございます。したがって、平成10年ごろには、最大35学級、1,200名程度の学校になる見込みでございます。

なお、児童の増加は、マンション開発による社会増でございますので、平成10年を過ぎますと、急激に児童が減少する傾向にございます。

和気小学校でございますが、現在の児童数が989名、29学級でございます。クボタマンション572戸がございまして、平成8年並びに9年に入居される予定でございます。当校も平成10年には32学級となりまして、1,100名程度になる見込みでございます。

なお、和気小学校につきましても、平成10年を過ぎますと、急激に児童が減少する傾向でございます。

以上でございます。

○ 12番（大谷昌幸君） 学校教育については、突然の質問で申しわけございません。私が聞きたかったのは、来年の人数をつかんでないということから、来年の4月には、その両方のマンションができるためにどのぐらいの児童数が出てくるか、をお聞きをしたかただけです。

和気小学校の学童保育については、現在、プレハブでやっていますからね。そして、現在の989が1,000名を超えてくる。いずれ校舎を建てなくてはいけませんが、校地も狭いということはいくわかります。

国府校の場合は、空き教室1つを使っています。一応、来年については、東洋不動産のマンションができて、現状のまま措置できるだろうという見通しであると承っておりますが、学童保育の分の教室が現状の空き教室でいけるかどうか。私自身、これは不明だと感じております。そうすると、国府校区の場合はプレハブを建ててもらわんことには2学級できないと思います。

先ほどの御答弁の揚げ足を取るわけではないのですが、指導者会の方にも相談しなくてはいいかということですが、これは社会教育の方で独自に決めることだと思います。国府も和気も現在の45名が60名近くなりますから、やはり2つに割って2教室を使わないといけないようになります。そうすると、指導員の方も1人増やさないとかけないが、それは社会教育部の判断ですよ。

くどいようですが、1つの教室に50人を超過して入れるのは無理です。また、1人の指導員の方でもらうのも無理でもあります。例えば1つの教室へ60名を入れて2人の指導員で見るということも不可能です。その面から考えれば、例えば国府校区でしたら空地にプレハブを建てるとか、あるいはまた和気校区では、そういう空地を近隣で見付けてでも建て、希望者を全部収容できるよう措置してあげなくてはいいと思います。その点について、確実に来年からこうする、という答弁をください。というのは、この間からいろいろとこれについて父兄が動いているように聞いてますのでね。いずれまたわれわれの方が迫られると思います。その点を御理解いただいてもう一度答弁をください。それで最後になるようにしてください。

- 教育次長（大塚孝之君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど来、申し上げておりますとおり、少なくとも定員は現在よりも増やしていくべきだ、まず、最大限の定員を確保する形に持っていきたいと考えていることは事実でございます。

来年の予測で国府小学校に空き教室があるかどうかという問題もございますが、今までやっておりますのは、府の補助対象も1つの小学校で1つの教室という形になってございます。その面からの克服もしなければならぬと思います。いずれにしても、現在よりも定員を増やし、1人でも多くの希望者がお入りいただけるように努力を重ねていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

- 12番（大谷昌幸君） 最後に意見だけ。

補助対象ということもあります。この際、他市の事例も御研究をされ、現在のままで和泉市の学童保育のやり方がいいのかどうかとも考慮されるよう、ひとつ来年からやっていただけるよう期待をしておきます。先ほどの特別職に関連しますが、教育長にも来年の4月からのことですが、よろしくお願いをしておきます。終わります。

- 議長（松尾孝明君） ここで、3時20分まで休憩いたします。

（午後2時55分休憩）

（午後3時20分再開）

- 議長（松尾孝明君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

ここで、早乙女実議員より一般質問の通告の取り下げの申し出がありましたので、これを許
可いたします。

よって、次に、19番・穴瀬克己議員。

(19番・穴瀬克己議員登壇)

- 19番(穴瀬克己君) 19番・穴瀬克己でございます。一般質問に当たりまして、今回の9月
定例会市議会が池田市長にとって最後の議会となりますところから、5期20年という長きにわた
り和泉市の発展に尽力をされてこられた市長に対し、ねぎらいの意も込めて、これまでの池田
市政への業績に対する評価について、私なりに簡単に総括させていただきたいと思ひます。

まず、かねてから積極的に取り組んでこられた和泉中央丘陵部における新しいまちづくりに
ついては、泉北鉄道の1駅延伸や桃山大学の誘致といったこれまでの市長の努力が、市制40周
年を迎えたこの4月に現実のものとしてわれわれの目の前に姿をあらわすことになったもので
あります。

トリヴェール和泉の進捗と合わせて和泉市の副都心づくりは、着実にその成果を上げてきて
おり、これによりこれまでのJR阪和線の和泉府中、信太山、北信太という3駅中心のまちづ
くりから、泉北鉄道を含めた5駅を中心とした広域的なまちづくりに向けての条件が整備され
たものと評価するものであります。

また、産業面においても、繊維を初め地場産業が構造的不況の中、府立の産業技術総合研究
所の誘致に成功された結果、来春の竣工に向けて工事が着々と進められているところであり、
コスモポリス開発も土地区画整理組合が設立され、本格的な工事着工の時期が今年の秋となっ
ており、和泉市は、これまでの地場産業主体の産業構造から大きな転換の時代を迎えようと
しております。

次に、道路、下水道等の都市基盤整備については就任当時の状況から大幅に進展し、特に道
路については、広域的な幹線道路整備の進捗により市内の交通形態の骨格がほぼ形成されつ
つあるところであります。

また、住宅地区改良事業については、来年度末の法期限の満了を控え、改良住宅の整備を初
めとするハード面の整備が一定、完了するとともに、1町を含めた広範囲の中で多大な成果と
なってあらわれているところであります。

さらに、教育行政関連については、新設校のみならず既存の学校も含め、市内全小中学校に
おける体育館、プールの設置や鉄筋化を果たしたことは、特に施設整備面を中心に格段の教育
環境の向上が図られてきたところであります。

このように和泉市において果たしてきた数々の成果は、ひとえに市長就任以来和泉市の振興

発展を切に願ひ、変化の著しい社会経済情勢に対する優れた判断力と的確な行動力のもとに、これまで市政を担ってこられた池田市長故のたまものと深く敬意を表する次第であります。長きにわたる御苦勞に心から拍手を送るものであります。

しかし、一方では、これらの成果とは別に積み残された課題も数多くあるわけでありまして。それらの諸点について、市長初め理事者の方々に取り組みの考え方についてお伺いをいたします。

総合計画並びに実施計画の進捗状況の中から公園緑地の整備についてお伺いをいたします。

私は、一般質問並びに各委員会におきまして数多く質問や提言をしております。その間、公園課の新設や公園緑化協会の設置等一定、管理運営面において前進されてきたわけでありまして、今日において公園課が所管する園は、都市公園や地域公園等大小合わせ150園にもなっております。市民のニーズに合わせた特色のある公園整備が必要であり、また、公園設置の行政目的を明確にし、管理運営面においてさらなる抜本的な見直しをする必要があると思ひますが、御所見をお伺いをいたします。

次に、道路整備についてであります。空港や公団関連による広域的な幹線道路整備はかなり進んでおりますが、地区幹線道路や地域生活に密着した生活道路整備等は非常におくれており、快適な居住環境にはほど遠い状況にあり、積極的な取り組みのため、財源も含め道路行政の見直しが必要であると思ひますが、御所見を賜りたいと思ひます。

次に、心に潤いを求める文化振興について。学校教育施設はかなり高いレベルまで推進をされておりますが、社会教育全般においては、施設面、文化の振興については非常におくれているものと思ひます。近年、特に文化スポーツの振興とともに、生涯教育の推進を図るべく重要な施策として取り上げられております。そこで、市民の皆様方に文化の香りを与えていくという姿勢から、様々な取り組みや施設の整備等計画の推進をお聞かせを願ひたい。

そういう観点から次の質問要項にあります心触れ合う連帯と信頼のコミュニティーづくりの質問も重複をしておりますので、合わせて考え方もお示しを願ひたい。

以上で質問要旨の説明を終わります。自席より再質問の権利を留保いたします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 都市整備部次長（藤本 仁君） 公園課長藤本からお答えいたします。

まず、公園の管理の充実ということでございますが、本市において管理をしている公園は、150公園ございます。その面積は68.9haございまして、そのうち都市計画公園は47カ所、58ha余でございます。その他の公園につきましては103カ所ございまして、10.8haとなっております。

これらの公園は、年々増加の一途をたどっておりまして、それに伴い本年度より協会職員を6名より8名に増員するとともに、シルバー人材センターの協力を得ながら対応しているものでございます。しかし、先生が御指摘のとおり、まだ十分な管理には至っておりませんが、現有職員において工夫を重ねながら日々、努力をしているところでございます。この6月の議会におきましても公園課や協会の体制の充実、また、年次計画の策定の必要性につきましても、今後、検討しながら明らかにしてまいらなければならないかと考えております。

また、公園の目的や特色といった表現と計画性となりましようか、公園は、御承知のとおり都市を緑化し、都市景観の改善、公害の防除、都市環境の向上とともに休息の場、鑑賞の場、散歩、遊戯、運動等住民の情操の純化と健康増進、教育の向上に合わせ、防災面からも市民を守ることが都市公園としての役割でございます。

しかし、公園には、街区公園（旧児童公園）、近隣公園、地区公園、総合公園等幾つかの種類がございます。いずれも地形、規模、位置や周辺の状況等諸条件が異なっておりまして、これらの点をよく踏まえながら市民の憩いの場、安全の場として今後、一層改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 2点目の道路問題につきまして、道路課より御答弁申し上げます。

道路につきましては、都市基盤整備の中心をなす生活幹線道路の整備が叫ばれている中であります。広域幹線道路につきましては、先般もお話申し上げましたように一定の都市基盤整備がなされた状況になっております。今後、生活幹線としての整備、また、地域幹線として旧来の道路事情が悪い中での整備を図っていくことが、大きな課題として残っております。

生活道路舗装、市単独道路整備事業、角切り、交差点改良事業といった住民からの要請に基づき、また、議員さんからの御提案に基づきまして、過去、こういう市民生活に密着した道路の整備を図ってきたところでございますけれども、まだまだ十分な事業としての取り組みができておりません。

当然、主要幹線の整備としては、光明池春木線、唐国久井線といった主要な都市計画道路についても、まだまだこれから5年、10年という長きにわたって道路整備を図ってまいらなければならない状況もございます。

その中では、市民生活の一步家から出れば道路にぶち当たるわけですので、当然、市民からの要請という部分では、道路行政は、非常に大切だと理解をしております。こういった中で市民の要請に対しては、今後、生活幹線に整備についていろいろ検討してまいりたいと思います

ので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 社会教育部次長（田丸勝之君） 社会教育部の田丸からお答え申し上げます。

3点目、心に潤いを与える文化の振興、同じく心触れ合う連帯と信頼のコミュニティーづくりにつきまして、現在、社会教育部といたしましては、文化活動としての文化振興については、本市の文化協会を通じてそれぞれ各施設において活躍を願っております。また、市主催事業といたしましては、市民会館なりコミュニティセンター、体育館等を使いまして、各種の成人教室なりスポーツ教室なりそれぞれ活動を行ってございます。

また、一般市民の方々が持っている才能や知識の発表の場が余りにも少ないという観点から今まで御指摘をいただいているものと思われま。和泉市におきましては、公民館活動はまだ不十分でございます。ただ、私どもは、それに代わるものとして今後、学校の余裕教室をそれぞれの目的に沿った使用に開放していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） 市長も非常に長きにわたって和泉市の発展のために御尽力をいただけてまいったわけですが、人口も当初から3倍に至るような増加という形で大きな様変わりをしてきました。財政困難な中の行政運営と理解をするわけです。その中で特別事業と言いましょ。うか、同和事業も非常に困難な中、多大な事業を完成をさせてこられました。片方では、和泉市の中央部分の100万余坪を削り取るトリヴェール和泉の開発にも多大な尽力と時間を掛けてきました。産業面でも、新たな産業誘致の形で次の世代に向けて1つの施策を打ち出してこられました。

どのような行政の方向性を取っていくかという中では、当然、日の当たる施策と日の当たらない施策も出てこようかと思ひます。その意味では、大きな部分には光が当たってこりましたが、細かな部分、特に地域住民と密着した形の施策が非常におくれているように思ひます。その意味で4点にわたって取り上げさせていただきます。

公園についても、本来、計画いたしている用地買収は全然進んでおりません。公園からいただいた公園、そして、開発に伴って移管される公園ばかりで150に及ぶようになっている。基本的に和泉市にとって幾つの公園が必要か、また、どのような公園をつくらなければならないかという、公園についての行政の大目的が明確にされていないようにも思ひます。

各地域の地域公園にしても、特色のある公園づくりをしていかなければならない。公園をつくっても、市民の皆さんに寄っていただけない公園であれば何にもならないだろう。管理運営をどのようにしていくかも明確にしなければペンペン草が生えてしまいます。それこそ草ぼう

ぼうとなり、草刈りを頼んでもなかなか来てもらえない。また、枝刈りや防虫をしなければならぬのになかなかしてもらえない。かえて市民の皆様方から煙たがられる公園になってしまう。全体的な公園の大目的を持ち、それに対する管理運営の基盤をきちんと整えていかなければ、幾らたっても住民にとって潤いの場所になってこない、このようにも思うわけでありませぬ。

一つひとつ挙げればきりがありません。盆に草刈りをしてくれ、と頼んだのに未だに来てもらえないとか、150もあるんやから順番にしていくなかなか行き届かない。財源や人の問題がきちんと整備されていない。緑化センターに委託をし、シルバーに頼んでやる。きちんとした体制で150公園の草刈りや防虫をするという目的ではっきりした行政サイクルを組んでいない。このような状況で市民の皆さんに潤いを与える、健康の増進とか、コミュニティーの場と言うても、言うこととやることが全然マッチしていない。市民の苦情ばかりが目につくわけです。

当初の公園課のないころからしますと、かなり充実はしてきました。当初の50公園ぐらいが今、3倍に膨れ上がっているが、3倍の財源が付いてきていない。人も付いてきていないという形やと思います。公園課の皆さんにそのことで責めるのは酷だと思いますが、財政を含めた形で公園の管理運営、活用の部分も含めて積極的に取り組んでいただきたい。

光明池緑地など立派な公園をいただきました。そこには野外ステージがあります。でも、この野外ステージが1回も使われてない。僕は弁当持ちで行きましたよ。野外ステージを使って青少年の健全な文化の活動、創作活動に十分役立つと思いますが、それを活用していない。公園行政の目的がはっきりしていないということに尽きると思います。

最近、黒鳥山公園が商工振興とか緑化フェア、水道フェアなど、市民のコミュニティーの場として多く活用されるようになってきました。これは積極的に各担当部局が黒鳥山公園の活用について、商工振興のあり方や水道のあり方など新しいものを模索しながらでき上がってきたものだと思います。その意味から公園そのものについて、行政目的を掲げ全庁挙げての活用を図っていただきたい。折角広い敷地を持ちながら、立派なコミュニティーとして活用されないというのは大きな損失であります。

その面から再質問をさせていただきますが、公園施設の行政目的の考え方や、全体の管理運営について、本当に財政的な裏付けを持って取り組んでいけるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 都市整備部次長（藤本 仁君）：公園課長藤本からお答えいたします。

まず、公園の目的でございますが、市内の公園は、街区公園、近隣公園、総合公園という3

種類あるわけでございます。現在、施行中の宮ノ上公園は地区公園でございまして、それを合わせると4種類になりますが、それらには、各設計の指針がございまして、

例えば街区公園は120カ所ございまして、その目的は、児童の遊戯、運動の場ということでございまして、面積も比較的小さくて特色が出しにくく、現在のような形になってございまして、

また、近隣公園も9カ所ございまして、これの目的も屋外レクリエーションや休養の場と定められてございまして、街区公園に比べてそれほど広いものではございまして、

また、そのような中で現在、整備中の地区公園でございまして宮ノ上公園につきましては学園ゾーンにあり、社会教育施設や公園の管理棟の中に園芸教室や緑化相談室を設けるなど、精一杯特色付けをやらせていただいております。

また、総合公園でございまして黒鳥山公園につきましては、桜の名所を生かしながら地域性を取り入れたクラフトパークの計画も現在、関係課と進めているところでございまして、今、1つの総合公園であります松尾寺公園につきましては、これも緑の豊かさを生かし、緑溢れるシンボル拠点と位置付けまして、心の安らぎの場として施行中でございまして、

以上のように目的を持ちながら地形、規模、位置周辺の状況等諸条件に合った計画施行を行っていかねばならない、また、これからもそのような目的で整備を続けてまいりたいと考えております。

それから、公園の管理でございまして、かねがね御指摘をいただいております。公園の管理につきましては、除草、剪定、病害虫の防除、清掃とか修繕等、施設の構造物の物的条件を整える維持管理のほかにも、公園利用者との対応を通じて利用の条件を整える業務とか財産管理、許認可、使用料の徴収等、法令に基づく業務が多種にわたってございまして、

今まで都市公園施設の維持管理につきましては、先ほども申し上げましたが、最少の人員と経費で最大の効果を上げるべく、緑化協会と絶えず連絡調整を取りながら頑張っているところでございまして、

しかし、今後、トリヴェール和泉の進捗とコスモポリスや民間開発による提供公園等によりましてさらに急増していく中、御指摘のように管理体制づくりが急務となっております。今後は、管理体制の基本となります公園管理計画の作成にも努力をしましてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

- 19番（穴瀬克己君） 余り文句は言いたくないのですが、きちんと管理体制を敷いてもらわないと、折角の公園が市民に還元されないことにつながってまいります。黒鳥山公園にしても、クラフトパークの位置付けをされながら、もう80%を超えた買収率になっておりますが、

未だ全体の実施計画の絵ができてこない。その中でバラ園の造成や部分的な造成を発注している。本来の公園そのものがどうあるべきか、それがはっきり示されない中で事業が着工されている。本来の大目的を果たせるよう、都市公園なら都市公園の意義付けがなされない公園になってしまうおそれがあります。きちんと公園の管理体制、計画を立てていただくことを要望したいと思います。

特に黒鳥山公園には、排水等の問題もたくさんありました。ところが、雨水管がこないということですとずっと待っておりました。そして、雨水管がきましたが、なかなか接続できない。全体構想を立てていながら実施の計画を立てていないので、排水管の工事すらできない。

本来の公園のあり方、目的、管理運営がきちんと計画がされた総合的な公園管理のシステムを構築してほしい。特に3次総合計画が目前にあります。その点では、悔いの残らないよう年次的な財政的裏付けも含めて取り組んでいただきたい。このことを強く要望する次第でございます。

それから、光明池の野外ステージ等については、公園課に活用せよ、と言っても無理なことですが、公園課がこれだけの施設を持つ中で、社会教育等がなぜ自然環境の中の公園を活用できないのか。緑地運動公園であれば、スポーツ体育の振興のためにサッカーとかいろいろ行われていますが、この野外ステージでは1回も催し物をしていない。あれは公園課の所管のものや、スポーツ運動公園は社会教育の施設やからという、1つの縦割り行政の中で本来の施設目的が十二分に活かされていない。莫大なカネを投資していながら活用されていない。行政目的を明確にしていないからだと思いますので、そういった点も含めて取り組みを強化し、ぜひ3次総計の中に反映をしていただくことを強く要望しておきます。

続いて、道路整備であります。広域行政の道路は、余り褒めたくはないが、必要に迫られて空港関連や新しいまちづくりの公団によってでき上がってきたものです。市が推進すべき計画道路はなかなか進捗していない。今朝から池上下宮線の話がありましたが、一向に進捗していない。岸和田南海線しかりです。都計道路には全力を出して取り組んでもらわないと、関連の広域の部分だけで前に進んでいるかのように見えますが、現実、和泉市の幹線道路はずたずたでございます。その点をしっかりと受け止めて取り組んでいただきたい。

同時に、快適な居住環境に結び付く生活関連道路については、今、取り組んでいただいている交差点改良にしても、年間400万円ぐらいの予算です。市単独の道路整備事業も2,000万円ですわ。これで本当に快適なまちづくりができる行政運営かどうか、疑問です。全体的には、広域幹線道路や都計道路等の進捗による買収費などで実施計画ではどんどん金額は上がって来ますが、中身を見ると、市単独でやらなければならないものはかけらもない。これでは日常の快

適な生活環境にはほど遠い。幾らいい格好を言っても、現実に予算が付いてない。何ぼ口角泡を飛ばしても、カネを付けてくれてないからどうしようもない。

振り返りますと財政が非常に困窮し、補助事業に頼らざるを得ないので、目をそちらの方に向けて取り組んできたという、今日まで池田市長がやってきてくれた成果はそれなりに認めるわけです。やはり同和優先事業があり、片方では、新しいまちづくりで中央丘陵という優先の事業があった。コスモポリスもやらなければいけないという、50年、100年先を見据えた行政にけちをつける気はありませんが、肝腎要の部分が後回しにされている。

いよいよ同和行政も法期限が過ぎようとし、ハードな部分も終わりに近い。本当に私たちの住む快適な空間づくりのための道路整備に本腰を入れてやらなくてはならない時期にきています。周辺の泉大津、高石、岸和田だけを見ても、生活関連道路の整備は非常に進んでおります。その面からも、他市におくなくてはならない道路行政については、やはり優先順位を付けた事業としての取り組みが必要だと思いますので、その点についての考え方を示していただきたい。

○ 道路課長(関 和直君) 道路課長でございます。生活幹線道路の整備につきましては、確かに公園課のお話がありましたように、既につくられている道路は、非常に狭い道路事情となっているわけでありまして、何千という数の市道認定をしております、これらを一つひとつ改良をし、4m以上の快適な状況として御利用いただける道路にしていくことは、砂上に水を撒いたように遅々として進まない事業かと私も理解をしております。

今後、こういった道路整備につきましては、単に道路整備事業として一定の方針を出すのではなく、市長が以前から述べておりますように創意と工夫という部分では、今、ある道路をうまく活用していきながら、最大限の効果が出るような政策を取っていくべきではないかと思っております。

開発行政の中で中心交代された道路が元に戻ったりというようなことを含め、また、道路の表面にたくさんの車が駐車されて通れない、こういう総合的な道路利用の判断の中で、おカネを掛けても一番有効な方法を考えながら、道路課だけでなく、市全体の創意工夫を持ちながら今後、進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○ 19番(穴瀬克己君) あわててやってもできないことです。同和行政、開発行政や教育行政のようにきちんと20年とか30年の計画を持ち、財源もきちんと付けた上でやらなくてはならない。それを膳の上の蠅を追っているような改修では、抜本的な都市基盤の確立はできないと思っております。その意味では、細街路整備計画と財源は1つのセットでございます。今後、40周年を

迎え、市長も代わりますので、新しい時代の中での目玉として施策を立てていかなければ、何年たってもできないだろうと思います。

交差点改良で400万円、市単の道路整備が2,000万円程度では、20年たっても30年たってもできっこない。だけど、同和事業がソフト、ハードで1,500億円、20数年掛けてやってきた。他方では、いろんなことを辛抱しながら見事にやり遂げた。大変な中、地元住民、市全体の住民の協力を得ながら今日まで進んできた。昔の八坂町と今の改良の地域を見て御覧なさい。見事なまでに仕上がっている。これは全体の協力があってこそ初めてできたものです。

この道路行政も同じく優先的な事業としてとらえない限り、絶対に地域の潤いのある環境はいつまでたってもできっこない。幾ら幹線道路ができたとしても、一番難しい生活関連の細街路事業はなされていかない。よほど腹を括らないとでき得ない事業です。道路行政を単なる補助事業というとらえ方の広域幹線道路でなく、私たちの住環境に直接関係のある道路整備について、きちんと光を当てて整備をしていかなければ大きな悔いを残してしまう。周辺都市に比べて一番おくらしているのが和泉市の状況です。その面からしっかりした細街路の整備計画と財源も含めたものを行政の柱として取り組んでいただきたい。建設部長、ひとつ答弁を願いたい。

- 議長（松尾孝明君） 建設部長答弁。
- 建設部長（奥村富彦君） 御意見、まことに頭の下がる思いでございます。私自身も今日まで地元の町会長さん、あるいはまた直接生活道路にかかわって議会の先生方からいろいろ御意見、御要望をいただいてまいりました。今日までお話を申し上げてまいりましたのは、今、和泉市にとって都市基盤の整備が一番大事や。だから今、広域幹線道路を中心にやらせてもらっているのです、今しばらくお待ちをいただきたいということです。

15万市民にとっては、課長が申しましたように一步外へ出ればそこは道路ということは認識をしております。生活関連道路についても、今まで幹線道路に取り組んできたのと同じような勢いで、きちんとした方針を持ちながら取り組まなければならないと自覚をしております。課長も含め関係課ともそれらについて検討を始めたところでございます。十分検討しながらこれらの方針を持っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

- 19番（穴瀬克己君） これは今日言うて1年や2年で解決する問題でないのは十分わかっております。周辺都市と違い、合併後40年という浅い歴史であり、また、立地条件の悪さも加味すれば、道路行政が非常におくらしているということは十分承知しているところでございます。

ところが、山手の方にも新しい大きな広域幹線道路ができてくる中では、今のまま放置していると、交通の安全施策なんてひとつもできない状況になってきます。市民の安全と暮らしを

守るという言葉だけで、実質的に前へ進まず、それが何年もの課題として残っていくだろうと思います。思い切った施策の一環として、次の10年を目指す1つの施策の大きな柱として、3次総計の中でも十二分に反映をさせていただきたい。

市長の任期も12月までありますので、締め括るだけでなく、今までの問題点もきちんと総括をしなければならないと思いますし、その総括の中で次へのパトタッチをする点は、3次総計の中にきちんと織り込んでもらいたい。このことを強く要望する次第でございます。

道路に関してもう1、2点、細かいことで聞きたいんですが、岸和田南海線の自衛隊の正門前でございます。これは黒観線が開通し、また、伯太桑原線などの道路整備等が進み、いびつな形で取り残されております。果たして交差点改良だけではなかなか取り組めない大きな事業であろうかと思えます。計画道路の交差点でもありますので、何とか先行した形でこの交差点改良ができないものか、この点についてお聞かせを願いたい。

- 議長（松尾孝明君） 建設部答弁。
- 建設部理事（谷 俊雄君） 岸和田南海線の件につきまして、建設部谷からお答えをいたします。

現在、自衛隊下がりの伯太桑原線と市道小田舞線との交差点は、非常に輻輳した交差点となっております。伯太桑原線につきましては、防衛庁の採択で途中で止まったような格好で終了しております。したがって、当面の措置としては、岸和田南海線の用地に残っている建物を府との協議の結果、先行買収をさせていただくということで現在、用地買収をしておりますが、まだ契約以上に至っていないのが現状でございます。

また、先生がおっしゃってますように岸和田南海線が都計街路になっておりますので、この先行というお話でございますが、この件についても先般、府の方に申し入れはしておりますが、非常に難しい要素もございまして、現在のところ、まだ答えをいただけていないのが実態でございます。今後、努力をしまいたいと考えております。

- 19番（穴瀬克己君） 岸南の先行というのは、岸和田から市民病院の前まで供用を開始しており、大きくは、前奈池公園も先行で買収もしました。逆に信太から幸に向け岸南の事業化に向けて取り組んでおります。その意味から現実の交通問題と岸南の買収の絡みの中では、交通問題から先行しなければならないという角度から、もっと府に対して説得できるものであらうと思います。

まして自衛隊が周辺整備資金であれだけの整備をし、半分まで立ち退きの買収も終え、道をつくってきているのに、これでは周辺整備の実効も薄い。防衛庁も何のために周辺整備のカネを出しているのかな、と思いますよ。だから、防衛庁の玄関整備のアプローチも含め、当然、

早いことしなければ日本の防衛の緊急時にまでかかわっていく大きな問題でもあろうかと思えます。

この自衛隊前の交差点改良について、岸南の都計の買収と絡めいち早く着手してもらわないと、このままいつまでも放置しておくことは、和泉市の行政の姿そのもののあらわれになっています。一番優先してしなければならないところが後回しにされ、そうでもないところをえらい一生懸命にやっているという感じもします。

この岸和田南海線の和気、小田のところのすいせん保育園の交差点もそうです。変ないびつな形で交通事故がいつ起きてても不思議でないところが1年、2年たっても解決していない。その辺では、果たしてどこまで住民の生命や暮らしを守るために知恵を絞ってくれているのか。創意工夫をして上級官庁にアプローチをしてくれているのかな、と疑問に思います。別に道路だけでなく、他の面でもそういった箇所が数点あると委員会でも耳にします。谷理事、もっと積極的な取り組みができないのですか。

○ 建設部理事（谷 俊雄君） 谷よりお答えをいたします。

岸和田南海線につきまして、大阪府の基本的な考え方といたしましては、現在のところ、池上4号線から地区内4号線を環境改善整備事業として平成6年12月に事業認可を取って、今、測量等を行っております。このネットワークからしてそれをさらに延長しまして、北信太駅前線まで事業を図っていきたいということで進めております。

この岸和田南海線は、非常に長い延長の路線でございます。和泉中央線から泉大津阪本線までも、交通のネットワークから見ても急がれているところでございます。今、先生がおっしゃってられます伯太の交差点の前も交通量が増え、輻輳しております。この路線は、早く整備が必要なわけでございますが、府としては、池上下宮線から北信太駅前線について一応めどを付けてから順次、進めていきたいという考え方でございます。われわれとしては、この路線が泉南線のバイパスとして非常に効果のある道でございますので、整備促進に一層努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） 別に岸和田南海線を府中から伯太まで、信太までやれ、と言うてるんと違う。先に交差点だけ改良してほしい、と言うてるんですよ。というのは、あそこは小学校や中学校の通学路です。まして、自衛隊の大型車量が走り、そして、黒観線を開通させた中でダンゴになってます。だから、ここを交差点改良に付けて特段の配慮を願いたい。この部分だけなぜ先にやれないのか。片方で防衛庁の周辺整備基金で伯太桑原線をやると言いながら、黒鳥の信号から正門の横まで来て止めてあるので、よけい危険になってます。単に岸和田南海線を早期実現せよ、ということなんか言うてない。先に交差点改良だけ取り上げよ、と言うてい

るんですよ。子供たちを守るため、歩行者を守るためにやりなさい。

この交差点のいびつなことは、5本ほどが寄り重なっていることです。信号も付けられないような状況の中で、今、日常生活が行われている。常に危険な状況にあります。伯太桑原線の買収問題で大変なところをやっています。正門の横でぶつんと切れている。なぜ、全部やっしまへんね。ここは伯太桑原線の買収や、こちらは府の岸南線の交差点改良と分けてしまって事業を進めています。そんなことで本当に市民の生命、特に弱者を守れるのか。

この辺の施策については、大変なことはわかっています。補助の取り付けも含め先行し、創意工夫してやらなければならない。これは単に府があかんから、ということで片付けられない問題です。それやったら、議会を通じて府に陳情したのか。われわれではあかんから、議員さん、府に対する陳情を後押ししてほしい。また、市長、1回行っておくなはれ、ということで道路課の担当者はそこまでの手を打ったかどうか、答弁願いたい。

- 道路課長（関 和直君） 御指摘のとおり、伯太桑原線の整備と関連して、当然、岸和田南海線の交差部分を改良すべく当初はいろいろ検討し、買収に取りかかる予定までしておりました。その辺までは、議員さんもよく御承知をいただいているかと思えます。

その後、用地買収に関連する事業手法、もちろん、先行取得となりますと居住用資産の税控除の問題、それに伴う家主さん、地主さん、また、居住者の方の御理解を得ることが非常に難しいかと思えます。それとまた、交差点の改良事業につきましては、伯太町1、2号線も以前から継続しておまして、府の補助金導入という部分では、御指摘がありましたようにもっと努力すべきではないか、というお話のとおりでございます。われわれはその辺についても、一生懸命に今後とも努力をしてみたいと思いますので、もうしばらくの御猶予をお願いしたいと思えます。

- 19番（穴瀬克己君） そこまで府に対して積極的に取り組んでいくためには、市もかぶらないとあかん話もあります。市は財政が困窮しているんで、かぶらないでやろうとすることはわかりますが、それと住民の命のどちらを取るか。和泉市としての財政的な取り組み方、施策として府で乗らない分について、市がどうフォローして行くかという部分を少しも前へ進めていない。現状の府の制度に乗った形でしか進められないから、いつまでたっても解決しない。

その分を市で持てばいい。上物の補償ができないのなら、それまでの間の金利を和泉市で持てばいい。それでできるわけです。従来からそういう手法を取ってやらないから、そこで乗り上げてしまう。すべてを府に見てもらおうという感じで話を持って行くから、府もなかなかうんと言わない。

その点では、事業推進に当たってもっと出すべきときには出さなければならないという考え

方について、ここでやらなければ大きな問題が残ってくるという場合については、市の取り組みを改めていかなければならないと思います。

原課の課長に青筋立てて言うても仕方がない。一生懸命にやってくれているのはわかりますが、本来の市行政運営のあり方を財政当局も含めてしっかり取り組んでもらいたい。単なるばらまき財政では、ひとつも市民の暮らしや命を守ることはできないとしっかり受け止めていたきたい。このことを強く指摘をしておきます。この件については、早急な対応に取り組んでもらいたいとお願いをしておきます。

次に、文化の振興、コミュニティーの関係ですが、朝からの質問にもありました学校開放にもつながる問題であります。特に市民のニーズがどんどん高い文化活動を望み、われわれも市民に対して高い文化の香りを与えていく施策が必要となってきております。その中で学校開放については、義務教育施設をしっかりと守る中で社会教育と一体化できる施設開放の意味から、はっきりと教育行政の中で社会教育の受け入れの位置付けをしていただきたい。

と申しますのは、本来、学校教育を使わなくても、コミュニティー活動の最たる拠点として公民館活動の推進が、今までの第1次、第2次総合計画、実施計画において載っています。公民館は2館ほどあるように思いますが、いずれも公民館活動に似て似つかわない状況であります。本来の公民館活動の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

- 社会教育部次長（田丸勝之君） 社会教育部田丸よりお答え申し上げます。

本来の公民館活動におきましては、専門の職員の配置を行いながら、その施設におきまして各種講座、教室等を開催するものでございます。

以上でございます。

- 19番（穴瀬克己君） 公民館という施設は、他市にも見学に何度も行かせていただきました。やはり地域のコミュニティーの盛り上がり、地域住民の意思による文化活動の集積が、その館を通じていろいろと展開をされておりました。その中には図書館施設も含まれ、創作や学習施設もあります。片や、体育館施設やグラウンド施設もあります。館とグラウンドが併設した形で市民の健康や体育スポーツ、文化活動が総合的に展開されるのが公民館施設であります。かなり社会教育の盛んな教育文化の高いレベルの地域では進んでおります。

うちみたいな町会館と匹敵するような公民館はどこにもありません。本来、基本的には、地域の文化や地域住民の創作学習活動の場を与えていこうという姿勢がひとつも見られなかった。市政40年間そのものであります。やっとできたのが、公民館に代わるようなコミュニティーセンターの感じです。ところが、未だに総合計画の中にずっと公民館がうたわれています。

今の和泉市の財政の状況を勘案したり、この広域な地域から考えると、今の学校を開放して

いきたい、という答弁が社会教育の方からありましたが、果たして学校義務教育としていかなる考えを持っているのか、お聞かせ願いたい。

○ 管理部次長（田丸周美君） 総務課の田丸でございます。来年度から社会教育施設として小学校2校を開放していきたいと考えております。現在、発生している教室につきましては、まず、義務教育の施設として効率的に転用していく。そして、将来的に余裕があると見込める学校では、一定、地域への開放をしていきたい。その際、文部省所管の義務教育施設を財産処分し、社会教育施設として使用してまいるという考えでございます。

○ 19番（穴瀬克己君） 単に空き教室があるから、そこをコミュニティーの場として地域文化その他創作や学習活動に開放していくという考え方では困ります。本来は、公民活動が生涯教育を通して基本的な考え方としてなければならない。ところが、今の和泉市において、公民館を2つも3つもつくるのは財政的に困難であるので、生涯教育や文化活動に義務教育施設を提供するというならば、学校側もはっきりした考え方を持たないと、義務教育に大きな支障を与えることになってくると思います。単に空いているから使うという発想では困ります。

徐々にやっていくのはいいが、本当に心配するのは、果たして本来の社会教育の位置付けである生涯活動や地域のコミュニティー活動を単に空いてるから開放するという考え方でなく、大きなコミセンが拠点となるならば、そのサブとしてどの場所、どの場所という形で市全体として社会教育活動の場として連携を取っていくという、きちんとした構想に基づいて学校の開放をしていかなければならない。空いているからちょっと使うぜ、という発想でいくと、将来、義務教育と社会教育の間で非常な問題点が起こってくるのではないかと懸念をします。その点についての教育長の考え方をお聞かせ願いたい。

○ 議長（松尾孝明君） 教育長答弁。

○ 教育長（杉本弘文君） 文化の振興ということでいろいろ御提言、御指摘をいただいております。経済生活の向上と余暇時間の増大を背景として、精神生活を求める人々の心の動きが今、文化志向として1つの時代の流れとなりつつあります。それは実施しております市民講座や民間カルチャーセンターの盛況等を見ながら、文化活動への意欲の増大、関心の高まりを強く感じているところであります。

また、御指摘をいただいております総合計画の中のテーマとして推進されております心に潤いを与える文化の振興の中で、その施策が示される基盤整備については、いろいろと検討を進めているものの思うに任せず、未だ具体化するに至っておりません。御指摘をいただくところでございます。

しかし、教育委員会におきましては、生涯学習講座として多くのプログラムを立てまして、

現在、成人教育を初め文学講座、家庭教育講座等々講座を設け、多くの市民の御参加をいただいているところでございます。さらに、文化を求める時代の流れの中で、市民ニーズに合った生涯学習向けの取り組みを進めていかなければならないと考えております。

なお、御指摘、御提示をいただきます学校の空き教室につきましては、午前中、柏議員さんからも御提言をいただいております。児童生徒の減少化が進む中で余裕教室も生じてまいっております。学校としては、学習方法、指導方法等の多様化の中で、学習スペースあるいは生活スペース、管理スペース等積極的な有効利用を図っているところでございます。

しかし今日、生涯学習社会の到来の中で余裕教室の活用については、先生も御指摘のとおり、義務教室と一体化の中で社会教育としての受け入れをせよ、ということにつきましては、確かに学校開放をする上において非常に大事なことであり、しっかりと社会教育の受け入れというものにつきまして今、内部で検討しているところでございます。空き教室の活用につきましては、法に示されておりますとおり、教育に支障のない限り、社会教育その他公共のための利用に供してまいりたい、このように考えております。

また先ほど来、野外ステージ等についても御提言をいただきました。財政の苦しい中だけに創意と工夫を凝らし、生涯学習に向けての対応をしてみたいと存じます。

なお、御指摘の点につきましては、過去を振り返って反省の糧とし、さらに努力をいたしてみたいと存じます。よろしく願いいたします。

- 19番(穴瀬克己君) 基本的には、義務教育施設は義務教育施設、社会教育施設は社会教育施設としてはっきり縦分けしなければ、非常に難しい問題があるかと思えます。空き教室の一定の活用は考えるわけですが、本来の公民館活動、地域の文化振興の活動というものは、単に学校開放だけで位置付けられる問題ではないということです。

この観点から申し上げますと、公民活動に代わる大前提としての社会教育の振興、文化スポーツ、生涯教育も含め、それをどのような施設で展開をしていくのか、創作活動の拠点にしていくのか。学校開放をするならば、それだけの意義付けをきちんとしてもらわないとなし崩しでは困ると思えます。その点で懸念をするのであえて言っています。

総計の中でもコミュニティセンターの設置の補助金ということで地区集会所建設等の助成、これは町会館ですわ。その名前を「コミュニティセンターの設置」と書いてある。言葉の使い方が何もかも一緒です。「コミュニティづくりの推進」「コミュニティ計画の策定」「モデルコミュニティの推進」など、「この担当はどこか」と聞くと「広報です」という。一体、どないなっているのか。社会教育、生涯教育の推進を町会や婦人会、子ども会というような形でとらえている。言葉を整理しなくてはいかんという感じです。

先ほどから申し上げてますように公民館活動は徹底と生きているわけです。和泉市では、公民館をつくってないだけのことです。地域の文化や創作活動、学習の場所を提供する拠点をつくってない。そして40年間、カネもないので、公民館活動の推進を羅列したままできている。ところが、生涯教育、文化活動の高まる21世紀を迎えようとしているにもかかわらず、未だに本格的な公民館は1つもない。あえて言うならばコミセンですが、体育館や図書館と遠く離れている。それらを併用したミニ版ですよ。そして、言葉だけどんどん走っている。しまいには、町会活動がコミュニティーづくりになってしまっている。

この辺については、生涯教育をこれから進めていく中、どうして市民の文化のレベルを上げていくのか。特に泉州、堺から南がおくれている中でも、特に和泉市は施設関係で一番おくれっています。忠岡町でもかなり大きい結婚式も挙げられるような公民館がありますわ。岸和田へ行けば何か所もありますわ、うちはない。これから21世紀を迎える新しい住民の文化の創作学習が展開される時代、うちにその施設がないのは非常に残念です。その面をはっきりと総合計画の中に位置付け、言葉だけでなくつくり上げていただきたいと要望する次第です。

学校教育と社会教育のけじめをはっきりした上で学校教室の開放という部分について質問をいたしますが、今、コミセンを主体にしていくならば、地域コミュニティーとして学校開放をする際、空いているところに固まっていくという形でなく、市全体としての位置付けも必要になってこようかと思えます。なかなか呼び掛けても集まってこないと思えます。現実に地域に根ざした文化活動をしている人たちに対し、自主的な運営を図れる流れをつくっていかねばならないと思えます。

まず、書道や絵画など自分たちの子供の作品を地域の人たちが見学できる地域ギャラリー、あるいは地域の人たちの創作作品を大人も子供も一緒に見学できるといった、ラフに取り組める形をつくっていただきたい。また、出品メンバーがそこで創作活動ができ、地域の人たちが民謡やいろんな音楽活動の場にも使えるという、地域主体の形での取り組みを提案する次第でございます。片方では、コミセンが一番のメッカとしてなっているいいかと思えます。

下に待合室がありますが、大きなテーブルを置いてソファーに踏ん返っている。どこかの会社の社長室の応接みたいにとどかんと座って女性の人は腰掛けにくい。相手が遠くなるし、使い勝手が悪い。委員会でも指摘をしましたが、特に和泉市が文化のメッカとして誇っているわけですので、ここに常設のギャラリーをつくっていただきたい。何も大層なことをしなくても、照明を明るくし、今のぜいたくなものを全部取り払って気楽に座れ、だれでも常設の展示物を見学できるようなものにしてほしい。市民課のギャラリーは、本当に市民の皆さんが喜んでおります。利用率が高いコミュニティセンターの常設のギャラリーにいただきたい。こ

のことは、教育長からそれなりの御答弁をいただいておりますが、確かに来年にできるのどうか、聞かせていただきたい。

- 教育長（杉本弘文君） 御指摘を踏まえ、頑張ってください。
- 19番（穴瀬克己君） 特別職の皆さん、12月までにやれ、とは言うてませんが、しっかり受け止めていただきたいと思います。

総合計画と実施計画で質問をさせていただきました。皆さんが苦勞しながら第1次、第2次ときて、今、第3次の総計に向けて取り組んでいただいておりますが、今までの総合計画、実施計画は非常にわかりにくい。一つひとつの事業がどれだけ進捗し、どれだけ残っているかがはっきりわからない。総合計画を財政も含め推進していけるよう行政と議会が一体となって取り組むためには、優先順位も付けていかなければならないと思いますが、これでは何とか補助を取り付け、年間予算がそこそこの金額になるまで一生懸命拾い集めているような感じがします。

そして、10年、20年間、そのまま載っております。こういったことでは、本当の意味で実施計画にならない。もっともっと健全な財政計画と実施計画が相マッチするような形でつくっていただかないと、絵に描いたもちというお話も朝からありましたが、これでは腹が大きくなりません。健全な財政計画と総合計画をトータル的な意味で3次総計に反映させていただきたいと強くお願いをするわけでありませう。

また、総合的な行政が運営されるような組織機構の見直しも含めて計画の中に反映されていかなければいけないと思います。幾ら計画をしても、それを運営する側の組織が今までどおりであればひとつも前へ進んでいかなければ、全体的、総合的な組織機構のあり方も含め取り組んでいただかなければ、第3次総計として成り立っていかない。その位置付けをきちんと図るべきではないか、このように思いますが、担当の方がその意味合いをわかっていたら御答弁願いたいと思います。

- 企画調整部次長（油谷 巧君） 総合計画の位置付けにつきまして、企画調整課油谷から御答弁申し上げます。

ただいま穴瀬議員さんから公園緑地の整備とその活用目的の明確化、その管理のあり方あるいは今後の道路行政における計画的な生活道路整備の必要性、生涯学習とコミュニティーづくりの視点に立った市内の既存の義務教育施設の有効利用等、今後の行政施策推進に当たっての数々の御意見を頂戴したところであります。私どもにとりましては、今後のまちづくりの観点から貴重な御提案と拝聴した次第であります。

現在、企画調整課を事務局として、全庁的な体制のもとで第3次総合計画の策定に取り組んでいるところでございますが、ただいまの穴瀬議員さんの御質問、御提案の趣旨を十分踏ま

え、関係セクションとも協議しつつ第3次総合計画に反映すべく検討してまいりたいと考えている次第でございます。

なお、実施計画につきましても貴重な御指摘、痛み入るところでございます。私どもにとりましても、多々問題点を取りまとめの中であるのかと思います。したがって、新たに第3次総合計画を受けた実施計画のあり方につきましても、今後、工夫を凝らしていかなければならないと考えてございます。

以上でございます。

○ 19番（穴瀬克己君） いろいろと申し上げました。行財政的なものもひっくるめて新しい計画をつくられて第3次総計に載ったとしても、組織形態が変わっていかないといけない。最初に公園のことを申し上げましたが、公園課にかつてない3倍の予算が付いても、それだけの対応はできない。また、社会教育も大変な量を抱えて新しい流れができていく。道路にしてもそうだと思います。それに基づく総合的な組織形態を含め、新しい現状と方針に合わせて見直していかなければならないと思います。

最後に市長、本当に御苦労さんでございました。私の9月議会の一般質問も最後でございます。任期が12月2日までと思いますが、それまで精力的に残る任務を果たしていただきたいことを強く要望するとともに、残された期間の決意を述べていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） ありがとうございます。いろいろと御提案をいただきました。また冒頭、御評価をいただきましたことは感謝に耐えません。嬉しい極みでございます。ただ、後々、御指摘がございましたように荒削りな20年でございました。和泉市は市制施行40年。私が担当したのは、そのうちの20年でございます。50年、100年という歴史の市が一杯ある中、生まれて間なしの市をどのようによその古いまちを追い越せ、追い付けるように持っていくか、息切れもしながら走ってまいりました。

したがって、マクロな政策をとらせていただきました。御評価いただきましたとおり、和泉市のまちを変えていくため、山間部と市街地をどのように調和をさせるのかという発想で公団を導入し、それが大体、絵に描いたように真ん中に新しいまちをつくってつくって上と下をつないでいくという、それがやっと軌道に乗ってきたということでございます。

また、地場産業が低迷しているので先端産業を、ということで用地集約に10年掛かりました。やっとなごさ、これから船出をしていく段階を迎えました。また、人と人の調和が同和であり、福祉の充実であります。

これらの諸点をマクロで眺めさせていただき、一生懸命に走ってきて、やっとそれぞれが軌道に乗ってきたところであります。

これからは、道路は都市基盤の整備で細街路を充実し、公園も充実していかなければならないし、文化も充実していかなければならない。市民1人当たりの担税能力は、府下でワースト1であります。この一番悪い財源でよそ並み以上に持っていかなければならない。国民的課題である同和対策事業では、全国で有数の対象地区を抱えておりますので、それもやっつけていかなければならない。一般もやらなければならないという、そのバランスをとるために20年掛かりました。

やっとかさ、懸案の同和対策も終局に向かっております。今まで打ってきた政策が実ってまいりますと、これから財源も少しましになってきます。府中の1坪が中央丘陵のものとのところの300坪でございました。これではいかんということです。開発をしていけば、どんどん固定資産税も入ってまいります。新しい住民が入りますと、市民税も増えてきます。これからしんどい財政が、財源的にじわじわとめどがついてまいりと思っております。府下で最低の財政を何とか傘上げするのに20年掛かったわけでありませう。

その中で御指摘がありました事柄については、後進に譲りますが、何とかこうしたことをマクロに考え、第3次総計で残したことを着実に位置付けをし、財政的な裏付けも持ちながら花開くように持って行ってほしい。そのためには、私が第3次総合計画に目を通し、次の者にも目を通させまして、良いすばらしい総合計画をつくり、これからの10年間、21世紀に羽ばたく和泉市の構築を図っていききたいものだと考えております。

また、御指摘を胸におきまして残された2カ月間、頑張っただけでございまして、その後は委ねますが、大勢の幹部職員が一生懸命に支えてきてくれました。これからも一生懸命になって和泉市の明日をつくるために頑張ることであろうと思っております。行き届かないため、今日も1日、御指摘をいただいてまいりましたが、これからも職員一同打って一丸となり頑張っていきます。

ただ、公務員ですので、自由な発想なり政治的な判断は行き届かない点がありまして、皆さん方と職員の答弁が食い違う点もありましようが、真面目に仕事をし、もう少し勉強をして議員さん方の政治的な発想に追いつくよう、幅を広げて人間勉強をするように言って聞かせておる面もございませう。どうかこれからも和泉市政の発展のため、幹部職員が一丸となって頑張っていくことのでございませうので、一層の御支援と御協力を相賜りますようお願いを申し上げます。最後に重ねて御礼を申し上げ、私の所信の一端を申し上げての御答弁に代えさせていただきます。御指摘、いろいろとありがとうございました。

○ 19番（穴瀬克己君） 以上で終わります。市長、飛ぶ鳥後を濁さず、よろしく願いを申し

上げます。



○議長（松尾孝明君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして、予定より早く終了できましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

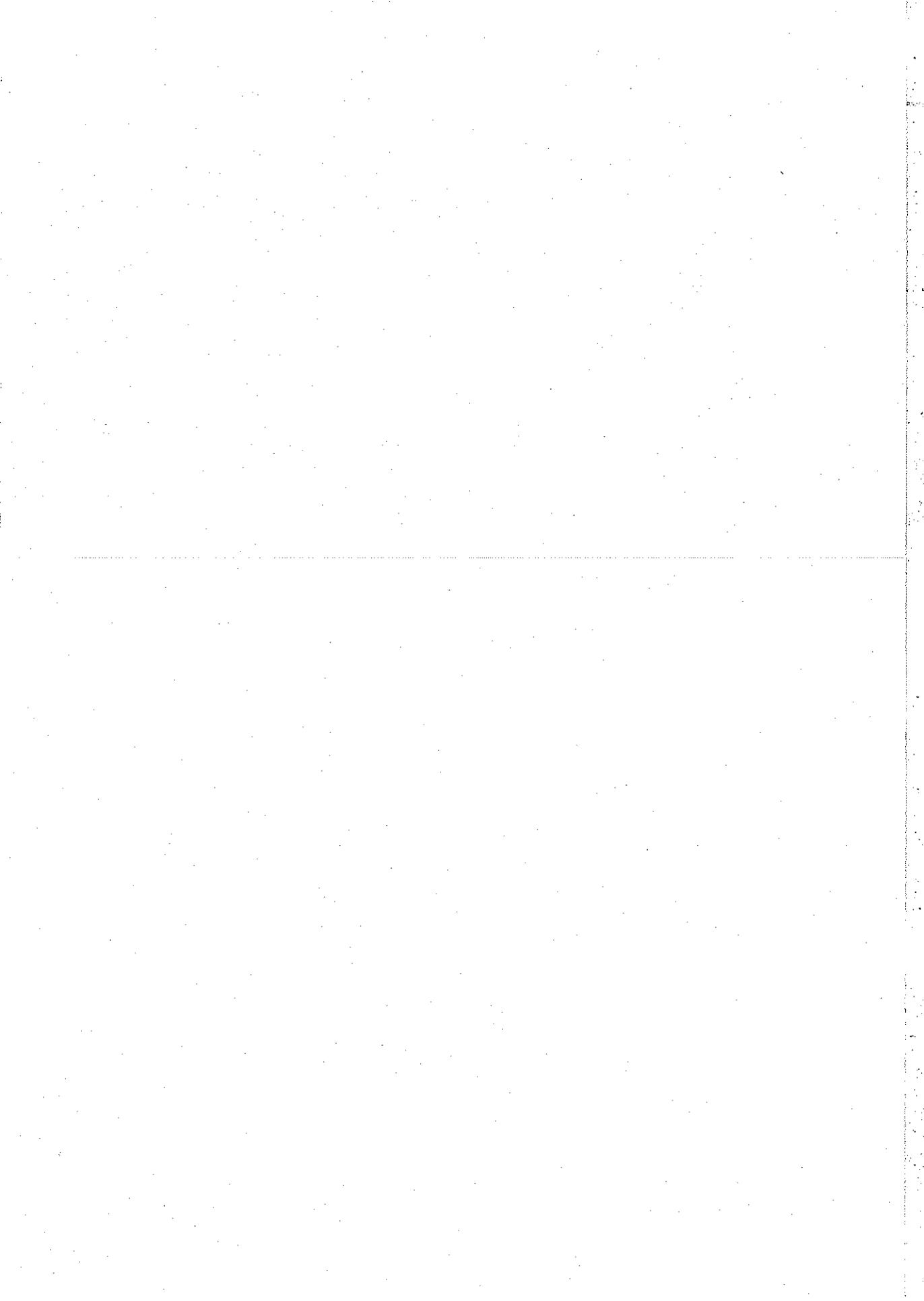
なお、過日の議会運営委員会で御了承を得ておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

（午後 4 時 53 分散会）



第 2 日



平成7年10月3日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	28番	猪尾伸子君
13番	柏富久蔵君	29番	勝部津喜枝君
15番	木村静雄君		

欠席議員(1名)

27番 早乙女実君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	山下喬三
助役	田中昭一	同次長兼契約課長	北橋輝博
収入役	中塚白	同次長兼資産税課長	加久本良一
市長公室長	逢野博之	同財政課長	林和男
同理事(人事担当)	戸口泰明	同和対策部長	三井義秋
同次長兼人事課長	今村堅太郎	同次長兼総合調整課長	門林良治
同人権啓発室長	山本襄	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同秘書課長	木寺正次	参与兼市民生活部長	麻生和義
企画調整部長	森利治	同理事兼保険年金課長	長岡敏晃
同理事(行政改革推進担当)	井阪和充	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同次長兼企画調整課長	油谷巧	福祉事務所長	坂田平之
同次長兼情報政策課長	西岡政徳	同理事	池辺一三
同次長兼女性政策課長	樋渡和子	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同次長(施策推進担当)	石本博信	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
参与兼総務部長	神藤恒治	産業部長	萩本啓介
同理事(財政担当)	阪豊光	同理事兼農林課長	松林保

同 理 事	池 辺 功	病 院 事 務 局 長	谷 上 徹
同副理事(交通公害担当)	大 塚 俊 昭	同次長兼総務課長	梅 山 世 紀
参与兼都市整備部長	富 田 宏 之	同次長兼医事課長	尾 食 良 信
同理事(再開発担当)	橋 本 昭 夫	消 防 長	一ノ瀬 喜 廣
同理事(再開発担当)	清 王 政 志	消防本部理事兼消防署長	池 野 透
同次長兼都市計画課長	田 中 武 郎	同次長兼予防課長兼消防署長補佐	飯 坂 慶 治
同次長兼開発調整課長	上 出 卓	土地開発公社事務局長	北 野 喜 平
同次長兼公園課長	藤 本 仁	同次長兼総務課長	植 田 眞 人
コスモポリス推進部長	中 屋 正 彦	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
同 理 事	鈴 木 常 弘	教 育 長	杉 本 弘 文
同次長兼業務課長	福 原 進	教育次長兼社会教育部長	大 塚 孝 之
建 設 部 長	奥 村 富 彦	管 理 部 長	鹿 嶋 賢 昌
同理事(道路担当)	谷 俊 雄	同次長兼総務課長	田 丸 周 美
同用地室長兼用地第一課長	奥 野 義 一	同次長兼学事課長	着 本 直 幸
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	指 導 部 長	木 村 吉 男
同 次 長	中 野 英 二	同次長兼指導課長	堀 川 不可止
同副理事(河川水路担当)	樋 渡 顕 治	社会教育部次長兼社会教育課長	田 丸 勝 之
同副理事(ふるさと危機対策担当)	岸 本 孝 二	同副理事兼久保惣記念美術館長	中 野 徹
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選挙管理委員会委員長	松 井 一 雄
水 道 部 長	仲 田 博 文	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
同 理 事 兼 営 業 課 長	城 前 伊 佐 雄	監 査 委 員	庄 司 清
同 次 長	西 尾 浩	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
同次長兼総務課長	池 野 文 一	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
病 院 長	竹 林 淳	同 事 務 局 長	厩 田 嗣 夫

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中 野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 河 原 茂 隆

参 事 山 本 茂 樹

主 幹 大 谷 幸 広

議 事 係 長 田 中 康 弘

議 事 係 主 査 田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月3日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成7年3月分)	別 冊 P. 1
2	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年3月分)	別 冊 P. 11
3	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年3月分)	別 冊 P. 17
4	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成6年度平成7年4月分)	別 冊 P. 22
5	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成7年4月分)	別 冊 P. 32
6	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年4月分)	別 冊 P. 42
7	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年4月分)	別 冊 P. 48
8	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成6年度平成7年5月分)	別 冊 P. 53
9	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成7年5月分)	別 冊 P. 63
10	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年5月分)	別 冊 P. 73
11	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年5月分)	別 冊 P. 79
12	監査報告 第32号	定期監査(平成7年度第一次分)結果報告	別 冊
13	認 定 第1号	平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について	P. 1
14	認 定 第2号	平成6年度和泉市水道事業会計決算認定について	P. 3
15	認 定 第3号	平成6年度和泉市病院事業会計決算認定について	P. 4
16	議員提出 議 案 第11号	決算審査特別委員会設置について	別 紙
17	報 告 第24号	専決処分報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 6

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	報告 第25号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 9
19	報告 第26号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 12
20	報告 第27号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 15
21	報告 第28号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 18
22	報告 第29号	専決処分の報告について (改良店舗の明渡しに係る訴えの提起)	P. 21
23	報告 第30号	専決処分の承認を求めることについて (平成7年度和泉市一般会計補正予算(第2号))	P. 24
24	議案 第33号	工事請負契約締結について ((仮称) 余熱利用温水プール建設工事)	P. 30
25	議案 第34号	工事請負契約締結について ((仮称) 余熱利用温水プール建設機械設備工事)	P. 32
26	議案 第35号	委託契約締結について(都市計画道路唐国久井線の一般国道170号への接道に伴う道路整備工事に関する平成7年度委託契約)	P. 38
27	議案 第36号	委託契約締結について(史跡池上曾根遺跡整備事業に関する平成7年度委託契約)	P. 42
28	議案 第37号	町の区域及び名称の変更について	P. 46
29	議案 第38号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 50
30	議案 第39号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 53
31	議案 第40号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 56
32	議案 第41号	和泉市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定について	P. 65
33	議案 第42号	和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 69
34	議案 第43号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 77
35	議案 第44号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 83
36	議案 第45号	平成7年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	P. 89
37	議案 第46号	平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	P. 106

日程	種別及び番号	件名	摘要
38	議案 第47号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P.109
39	議員提案 第12号	フランスと中国の核実験に反対する決議	別紙
40	議員提案 第13号	大阪府立高等学校定時制課程の募集停止に関する要望決議	別紙
41	議員提案 第14号	義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び栄養職員の給与に対する半額国庫負担制度の堅持を求める意見書	別紙
42	議員提案 第15号	平成8年度治水事業予算の重点確保に関する意見書	別紙
43	議員提案 第16号	保健所の削減に反対し、母子保健の市町村委譲に伴う人的・財政的保障を求める意見書	別紙
44	議員提案 第17号	米軍人による女子小学生暴行傷害事件に関する意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。議員の皆様には、何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。早乙女議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(松尾孝明君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

監査報告第21号 例月出納検査 収入役 扱 平成7年3月分 P. 1

監査報告第22号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 平成7年3月分 P. 11

監査報告第23号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成7年3月分	P. 17
監査報告第24号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成6年度 平成7年4月分	P. 22
監査報告第25号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成7年4月分	P. 32
監査報告第26号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成7年4月分	P. 42
監査報告第27号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成7年4月分	P. 48
監査報告第28号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成6年度 平成7年5月分	P. 53
監査報告第29号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成7年5月分	P. 63
監査報告第30号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成7年5月分	P. 73
監査報告第31号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成7年5月分	P. 79
監査報告第32号	定期監査（平成7年度第一次分）結果報告			別 冊

- 議長（松尾孝明君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第12までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第21号より第32号までの報告を終わります。

○

認定第1号

平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 議長（松尾孝明君） 日程第13「平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。
（市長登壇、説明）
- 市長（池田忠雄君） おはようございます。それでは、ただいま御上程をいただきました認

定第1号「平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」をお願いをするに当たりまして、概要を御説明を申し上げたいと存じます。

御認定をお願いいたしますのは、一般会計並びに国民健康保険事業、老人保健事業、公共用地先行取得事業、公共下水道事業の4特別会計でございます。

なお、監査委員さんの御意見につきましては、御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり、決算審査意見書をちょうだいをさせていただいております。

さて本年は、阪神淡路大震災や集中豪雨等の自然災害及びオウム真理教で象徴される社会の不安や乱れが勃発している一方、不況が長期化し、低迷する日本経済につきましても、政府の再度の大型経済対策等によりまして景気回復の力は引き続き働いているものの、円高の影響等によりまして景気の先行きは依然として不透明な状況であります。

また、地方財政におきましても、景気低迷による影響や住民税減税等によりまして税収など一般財源に不足が生じ、地方債の増発と基金に依存する極めて厳しい財政運営を余儀なくされているのが現状でございます。

さて、本市の平成6年度決算でございますが、歳入面では、市税収入が減税等の影響によりまして2年続きで前年度を割るという非常に厳しい状況でございます。しかし、減税を補填する地方債の発行と普通交付税の堅調な伸び、さらには、歳出面では、経常経費の節減を初め財政運営の効率化と健全化を期してまいりました結果、一般会計におきましては、歳入総額471億6,180余万円、歳出総額468億2,510余万円、歳入歳出差し引きいたしますと、3億3,660余万円の形式的な黒字と相なりました。既に御承認をいただきました平成7年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源を差し引きいたしまして、2億1,140余万円の実質収支黒字決算と相なった次第でございます。これひとえに議員皆様方の御支援と御協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

特に本年度は、関西国際空港の開港とともに、本市の発展に欠かせない中央丘陵部や南部地域の交通アクセスである泉北高速鉄道と泉中央駅や和泉中央線中央2号歩行者専用道の開通、宮ノ上公園と文化学園ゾーンの整備など、本市のまちづくりの骨格を形成した年でもございました。

一方、ソフト面では、迫り来る高齢化社会への対応としての在宅福祉施策の推進として、福祉社社に加えまして光明荘、ピオラ和泉など民間活力の活用によりまして、市内3施設による地域に密着したきめ細やかな在宅福祉サービスの充実に努めてまいりました。

しかしながら、本市の財政構造は、経常収支比率が100%を超える非常に硬直化した状況にありまして、今日の厳しい社会経済情勢の上に立って21世紀を見据え、今後、増大する行政需

要に的確に対応し、住民福祉を追求していく行財政運営が強く求められる時代であると認識をいたしておるところであります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額81億5,520余万円、歳出総額76億2,300余万円、歳入歳出差し引き5億3,220余万円の黒字と相なりました。

次に、老人保健事業特別会計であります。歳入総額78億9,300余万円、歳出総額79億2,310余万円、歳入歳出差し引き3,010余万円の赤字と相なります。これは平成6年度におきまして国庫負担金等の収入不足が生じたもので、平成7年度におきまして交付されるもので、先般、繰上充用により補填措置をいたしてございます。

次に、公共用地先行事業特別会計につきましては、歳入歳出とも3億3,710余万円の同額と相なりまして、収支均衡と相なります。

最後に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額49億5,220余万円、歳出総額48億3,530万円、歳入歳出差し引き1億1,690余万円と相なりまして、平成7年度への繰り越し財源を差し引きいたしますと、収支均衡と相なる次第でございます。

以上が、今回、御認定をお願いいたします各会計の決算状況であります。よろしく御審議をいただき、御認定を相賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審議を願いたいと思いますので、後刻、上程される決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

認定第2号

平成6年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成6年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長（松尾孝明君） 日程第14「平成6年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部長（仲田博文君） お許しを得まして自席から、ただいま上程されました認定第2号「平成6年度和泉市水道事業会計決算」について、水道部仲田から御説明を申し上げます。別冊決算書をお願いいたします。

初めに、14ページを御覧いただきたいと存じます。水道事業報告書から当年度の経営状況について、総括して申し上げます。

収益的収支勘定における収入面では、上半期において記録的な猛暑と少雨により給水収益は大幅な伸びとなり、下半期では、全国的な異常渇水に伴う節水広報等の影響を受け給水収益の伸びは鈍化したものの、総体的には、料金改定の効果と加入金及び受託工事収益の増により堅調に推移いたしました。

一方、支出面では、光明池の枯渇による自己水源の不足水量については、府営水道により対応したため受水費が大幅に増加したことに加え、消費税の未転嫁による負担増もありましたが、人件費抑制など経費節減に努めた結果、単年度収支は、1億4,439万5,000円の純利益となり、当年度未処理欠損金は、1億1,744万2,000円に減少いたしております。

また、資本的収支勘定では、中央丘陵周辺の開発等に伴う施設整備を行い、資金不足については、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんいたしました。

次に、給水の状況でございますが、年間給水量は、人口の伸びに比例して前年度比2.2%の自然増にとどまりました。

また、有収率の向上につきましては、地道な漏水調査と合わせ、本年度から宅地内不明漏水箇所の直営調査を実施するなど、漏水の早期発見、修理に努め、前年度実績を0.1%上回る成果を得ております。

それでは、最初に戻りまして1ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、収益的収支勘定の収入の部では、第1款 水道事業収益最終予算額32億157万4,000円に対し決算額31億9,458万4,319円となり、予算額に比べ698万9,681円の収入減となっております。

決算額の内訳でございますが、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で29億2,492万930円。第2項 営業外収益は、加入金外で2億6,966万3,389円でございます。

次に、2ページの支出の部でございます。第1款 水道事業費用最終予算額30億4,868万8,000円に対し決算額30億2,797万9,283円で、不用額は、2,070万8,717円でございます。不用額

発生 の 主 な 理 由 と し ま し て は、消 費 税 の 減 を 初 め そ の 他 需 要 費 の 節 減 に よ る も の で ご ざ い ま す。

決 算 額 の 内 訳 と し ま し て は、第 1 項 営 業 費 用 で は、水 づ くり か ら 料 金 回 収 ま で の 費 用 と し て 26 億 9,830 万 9,384 円。第 2 項 営 業 外 費 用 と し て、企 業 債 の 支 払 利 息 外 で 3 億 2,880 万 599 円。第 3 項 特 別 損 失 で は、過 年 度 損 益 修 正 損 と な っ て お り、第 4 項 予 備 費 は、全 額 不 執 行 と な っ て お り ま す。

次 に、3 ページ の 資 本 的 収 支 に つ い て 申 し 上 げ ま す。

収 入 面 で は、第 1 款 資 本 的 収 入 26 億 7,633 万 9,965 円 に 対 し 決 算 額 26 億 8,466 万 6,800 円 で あ り ま す。

内 訳 と い た し ま し て は、第 1 項 企 業 債 8 億 8,150 万 円 は、予 算 額 ど お り 収 入 い た し て お り ま す。第 2 項 工 事 負 担 金 に つ い て は、決 算 額 17 億 8,918 万 2,800 円 で、予 算 額 に 比 べ 835 万 8,835 円 の 収 入 増 と な っ て お り ま す。第 3 項 負 担 金 で ご ざ い ま す が、決 算 額 1,397 万 4,000 円 で、予 算 額 に 比 べ 2 万 2,000 円 の 収 入 減 と な っ て お り ま す。

次 に、4 ページ を 御 覧 い た だ き た い と 存 じ ま す。支 出 で ご ざ い ま す が、第 1 款 資 本 的 支 出 最 終 予 算 額 27 億 8,994 万 8,000 円 に 対 し 決 算 額 27 億 8,646 万 6,487 円 で、不 用 額 は、348 万 1,513 円 で ご ざ い ま す。

主 な 内 訳 と い た し ま し て、第 1 項 建 設 改 良 費 決 算 額 26 億 200 万 9,085 円 で、そ の 内 容 は、第 4 回 拡 張 事 業 を 初 め 配 水 管 更 生 事 業 や 中 央 丘 陵 水 道 施 設 建 設 事 業 の 外 開 発 に 伴 う 配 水 管 布 設 工 事 と、量 水 器 及 び 固 定 資 産 購 入 の た め の 営 業 設 備 費 で ご ざ い ま す。

ま た、不 用 額 348 万 915 円 が 生 じ て お り ま す の は、人 件 費 な ど 諸 経 費 の 減 に よ る も の で あ り ま す。

工 事 概 要 に つ き ま し て は、19 ページ 以 下 に 記 載 い た し て お り ま す の で、御 参 照 賜 り た い と 存 じ ま す。

第 2 項 企 業 債 償 還 金 に つ き ま し て は、決 算 額 1 億 8,445 万 7,402 円 と 相 な っ て お り ま す。

最 後 に、財 政 の 収 支 状 況 で ご ざ い ま す が、先 ほ ど 申 し 上 げ ま し た と お り、当 年 度 未 処 理 欠 損 金 が 1 億 1,744 万 2,317 円 と な り、同 額 を 翌 年 度 に 繰 り 越 す も の で ご ざ い ま す が、依 然 と し て 厳 し い 財 政 状 況 で あ り、な お 一 層 の 合 理 化 と 経 費 節 減 に 努 め て ま い る 所 存 で あ り ま す。

以 上 が、今 回、提 出 さ せ て い た だ き ま し た 決 算 報 告 書 の 概 要 で ご ざ い ま す。損 益 計 算 書 の 外 決 算 附 属 書 類 と し て 15 ページ 以 下 に 各 明 細 書 を 添 付 い た し て お り ま す の で、こ れ ら を 御 参 照 の 上、原 案 ど お り 認 定 賜 り ま す よ う よ ろ し く お 願 い 申 し 上 げ ま す。

○ 議 長 (松 尾 孝 明 君) 本 件 に つ い て 質 疑、御 意 見 あ り ま せ ん か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

認定第3号

平成6年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成6年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長(松尾孝明君) 日程第15「平成6年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

○ 議長(松尾孝明君) 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長(谷上 徹君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました認定第3号「平成6年度和泉市病院事業会計決算認定」につきまして、提案の理由並びにその内容を病院事務局谷上より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、平成6年度病院事業会計決算の認定をいただきたく御提案申し上げたものでございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明を申し上げます。別冊決算書14ページをお願いいたします。

病院事業の運営につきましては、国の医療費抑制策のもと依然として厳しい環境下にありますが、本年度も医療機器の整備を図るなど診療の充実に努めました。

まず、平成6年度における病院の利用状況であります。入院患者数が年間延べ10万3,321人(1日平均283.1人)、外来患者数年間延べ27万7,771人(1日平均941.6人)となっております。前年度と比較いたしますと、入院患者数では1,901人、1.9%の増、外来患者数は1万864人、4.1%の増となっております。

次に、病院事業の収益的収支の状況でございます。平成6年度におきましては若干の診療報

酬の改定がありました。同時に薬価基準の引き下げも行われたため、病院経営は、非常に厳しい環境下に置かれました。このような厳しい状況のもとではありますが、ベッドの総合利用や再診患者の予約制の徹底などの方策を講じて収益の増収に努めました。

その結果、医業収益では、対前年度比4.9%増の55億1,055万8,000円、医業外収益で対前年度比1.0%減の6億410万9,000円となり、総収益は、対前年度比4.3%増の61億1,466万7,000円となっております。

また、費用面につきましては、職員給与費や材料費等の増加によりまして、医業費用で対前年度比5.4%増の59億6,243万7,000円、医業外費用では対前年度比3.9%減の2億3,154万5,000円となり、総費用額は、対前年度比5.0%増の61億9,398万2,000円となっております。

次に、資本的収支の状況でございます。

資本的収入につきましては、企業債及び出資金等で対前年度比5.6%減の12億994万2,000円。

資本的支出につきましては、医療機器の購入費及び企業債元金償還等で対前年度費4.1%減の12億8,426万8,000円となっております。

この結果、平成6年度の病院事業収支は7,931万5,000円の純損失が生じ、累積欠損金は27億9,535万5,000円となりましたが、内部留保資金につきましては、本年度も358万5,000円発生し、年度末で2億9,889万7,000円を有することができました。

以上が、平成6年度病院事業決算の概要でございます。

病院経営につきましては、先ほども申し上げましたように国の医療費抑制策が続く中、非常に厳しい状況下にありますが、今後とも診療機能の充実と財政健全化の推進に努め、患者サービスの向上に努力してまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、決算書2ページ以下並びに決算附属書類の15ページ以下にそれぞれの書類を添付してございますので、よろしく御参照の上御審議賜り、何とぞ原案どおり御認定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件についても十分御審議を願うため、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の御審査をお願いいたしますと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

平成7年10月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 友田博文

同 若浜記久男

同 田代一男

同 池田秀夫

同 柏 富久蔵

同 竹下義章

同 穴瀬克己

同 西口秀光

同 天堀博

決算審査特別委員会の設置について

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第11号

決算審査特別委員会の設置について

1. 本市議会に地方自治法第110条並びに和泉市議会委員会条例第3条の規定により、決算審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
 2. 委員会は、平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算並びに平成6年度和泉市水道・病院事業会計決算認定について調査審査することを目的とする。
 3. 本委員会は、委員13名をもって構成する。
 4. 本委員会は、閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。
- 議長（松尾孝明君） 次に、日程第16「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。
- お諮りいたします。本件は、平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算、水道事業会計決算並びに病院事業会計決算を認定するに当たり慎重に御審議願うため、お手元に配付いたしております資料のとおり、13名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付

託し、閉会中の継続審査とするものであります。

本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第11号は、原案どおり可決されました。

なお、委員の選任につきましては、本定例会の会期中に選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

報告第24号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第9号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例(昭和44年和泉市条例第9号)の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成7年8月30日 専決

和泉市長 池田 忠雄

- 1 被告となるべき者の住所、氏名
住 所 和泉市幸三丁目10番57-305号(和泉市営山手団地57棟305号)
氏 名 坂 本 隆 志 氏
- 2 請求の要旨
被告に対し、平成5年4月から平成7年7月までの28カ月間、196,000円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。
- 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 市は、この訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解する。

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第10号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成7年8月30日 専決

和泉市長 池田忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住所 和泉市幸三丁目10番57-304号（和泉市宮山手団地57棟304号）

氏名 坂本フミ子氏

2 請求の要旨

被告に対し、平成5年4月から平成7年7月までの28カ月間、196,000円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (3) 市は、この訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解する。

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第11号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成7年8月30日 専決

和泉市長 池田 忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市幸三丁目9番51-401号（和泉市営幸第二団地51棟401号）

氏 名 山 上 江 美 子 氏

2 請求の要旨

被告に対し、平成2年4月から平成7年7月までの64カ月間、390,500円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(3) 市は、この訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解する。

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第12号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成7年8月30日 専決

和泉市長 池田 忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市太町145番地の18

氏 名 今村 秀行 こと 李 秀行 氏

住 所 和泉市幸三丁目10番60-303号（和泉市宮山手団地60棟303号）

氏 名 山本 順子 こと 李 順子 氏

2 請求の要旨

被告に対し、平成4年2月から平成7年7月までの42カ月間、291,500円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(3) 市は、この訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解する。

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第13号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡し訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成7年8月30日 専決

和泉市長 池田忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市黒鳥210番地の3 和泉市営黒鳥第二住宅47号

氏 名 田中辰己氏

2 請求の要旨

被告に対し、平成3年9月から平成7年7月までの47カ月間、356,400円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(3) 市は、この訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解する。

○ 議長（松尾孝明君） 日程第17、18、19、20、21については、いずれも「専決処分の報告について」（市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起）でありますので、5件を一括議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。

○ 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村でございます。お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第24号から報告第28号までの5件につきまして、専決処分の報告の内容につきまして御説明申し上げます。

本5件の専決処分につきましては、市営住宅家賃に対する滞納家賃の請求と明け渡し請求訴訟の提起に係るものであります。

まず、報告第24号、議案書本冊6ページでございます。訴訟の相手方は、和泉市幸三丁目10番57-305号、山手団地57棟305号、坂本隆志氏でございます。

同氏は昭和62年10月14日、地区改良事業によりまして子供3人と入居いたしました。そのう

ち子供2人は結婚により転出しており、平成5年4月から平成7年7月までの28カ月、19万6,000円の家賃滞納があります。

ところで同氏は、入居当初は順調に納付をされてまいりましたが、平成2年ごろより滞るようになり、その都度、督促すれば納入するという状況が続いてまいりましたが、平成5年6月ごろより再三にわたる催告に対しても何ら反応を示さなくなりました。

そこで、本人を和泉市住宅センターに呼び出し、聴聞の上、滞納家賃の分納誓約書を提出させました。しかしながら、これを不履行のため、平成5年12月16日と平成6年4月20日に入居承認の取り消しを行いました。再度、顧問弁護士の方から催告をしましたが、期日までに明け渡さなかったため、今回、滞納家賃の請求と住宅の明け渡しについて訴訟の手続を行ったものでございます。

次に、報告第25号でございます。議案書9ページでございます。

訴訟の相手方は、和泉市幸三丁目10番57-304号、山手団地57棟304号、坂本フミ子氏でございます。

同氏は、昭和62年10月14日に地区改良事業により子供3人と入居いたしました。子供3人は現在、転出しており、平成5年4月から平成7年7月までの28カ月、19万6,000円の家賃滞納があります。

ところで同氏は、入居当初は順調に納付されていましたが、平成2年ごろより滞るようになりました。その都度、督促すれば納入するという状況が続いてまいりましたが、平成5年6月ごろより催告に対しても何ら反応を示さなくなりました。

そこで、本人を住宅センターに呼び出し、聴聞の上、滞納家賃の分納誓約書を提出させました。しかし、これを不履行のため、平成5年12月16日と平成6年4月20日に入居承認の取り消しを行い、顧問弁護士から催告をしましたが、期日までに明け渡さなかったため、今回、滞納家賃の請求と住宅の明け渡しについて提訴の手続を行ったものでございます。

次に、報告第26号、議案書12ページでございます。訴訟の相手方は、和泉市幸三丁目9番51-401号、幸第二団地51棟401号、山上江美子氏でございます。

同氏は昭和62年10月17日、地区改良事業によりまして子供3人と入居いたしました。平成2年4月から平成7年7月までの64カ月、39万5000円の家賃滞納があります。

ところで同氏は、入居当初は順調に納付をされてまいりましたが、平成2年ごろより滞るようになったため、再三にわたり催告書を送りましたが、納入されないため、本人を和泉市住宅センターに呼び出し、聴聞の上、滞納家賃を2回に分納する旨誓約書を提出させました。しかしながら、これを不履行のため、平成6年3月16日と平成6年4月20日に入居承認の取り消し

を行い、再度、顧問弁護士の方から催告をしましたが、期日までに明け渡さなかったため、今回、滞納家賃の請求と住宅の明け渡しについて提訴の手続を行ったものでございます。

次に、報告第27号、議案書15ページでございます。

訴訟の相手方は、和泉市幸三丁目10番60-303号、山手団地60棟303号、今村秀行こと李秀行氏と不法占有している山本順子こと李順子氏でございます。

滞納期間及び滞納額につきましては、平成4年2月から平成7年7月までの42カ月、29万1,500円でございます。

同氏は、昭和62年5月22日に地区改良事業により妻と子供と姉の4人で入居いたしました。名義人夫婦と子供は平成3年10月ごろ、太町145番地の18へ無断で転出し、現在、李順子氏が居住しているものであります。

家賃は平成3年ごろより滞るようになり、その都度、督促すれば納入するという状況が続いてまいりました。その後、平成4年7月ごろより再三にわたる催告に対しても何ら反応を示さなくなりました。

そこで、姉である李順子氏を和泉市住宅センターに呼び出し、聴聞の上、入居権承継についての指導、滞納家賃の分納誓約書を提出させました。しかしながら、これを不履行のため、平成6年3月16日に入居承認の取り消しを通知しましたが、返送されてまいりました。そこで、平成7年2月22日に入居承認の取り消しを行い、顧問弁護士から催告をしましたが、期日までに明け渡さなかったため、今回、滞納家賃の請求と住宅の明け渡しについて提訴の手続を行ったものでございます。

最後に、報告第28号、議案書18ページでございます。

訴訟の相手方は、黒鳥町210番地の3、黒鳥第二住宅47号、田中辰己氏であります。

滞納期間、滞納額につきましては、平成3年9月から平成7年7月までの47カ月、35万6,400円でございます。

同氏は昭和33年4月6日、当時、両親と自らを含む子供2人で入居いたしましたが、父親の死亡により昭和56年12月1日に入居権の承継を行い、妻と子供2人の4人で入居しております。

平成3年ごろより家賃が滞るようになり、その都度、督促すれば納入するという状況が続いてまいりましたが、平成4年4月ごろより再三にわたる催告に対しても何ら反応を示さなくなりました。そこで、催告書を送り、市に呼出し、聴聞の上、滞納家賃の分納誓約書を提出させました。しかしながら、不履行のため、平成6年3月16日に入居承認の取り消し、明け渡し請求を行い、平成6年4月20日に提訴について通知し、再度、顧問弁護士から催告をいたしましたが、期日までに明け渡さなかったため、今回、滞納家賃の請求と住宅の明け渡しについて提

訴の手続を行ったものであります。

以上が、専決処分の内容でございます。今回、このような手段を講じなければならなかった事情を御賢察をいただき、今後も入居者に対し適正入居と家賃についての理解と協力を一層求めていくとともに、公平と公正の見地からも悪質な滞納者に対しては厳しい対応で行っていく所存であります。

なお、本5件につきましては、地方自治法第180条第1項及び市長の専決事項に関する条例第4条により専決処分をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

- 議長（松尾孝明君） 本5件について質疑、御意見ありませんか。
- 26番（原 重樹君） 26番・原です。全体的なことでも、聞いておきたいのですが、いろいろ悪質な状況の中で指導しても従ってこない部分については、法的な措置をとってきているということです。今までにも出てきてますが、わかれば今までの分が何件あり、その解決方法とか調停みたいなもの、和解みたいなものもあるでしょうが、それが何件ぐらいあったか、それを教えてほしいと思います。

それから、これは家賃がもともと安いと、何年間滞納していても額的にはそれほど大きくならない。かえって訴訟の費用の方が高いということもあるかと思えます。その意味では、予算との関係はあると思いますが、年々、整理をしていくと思いますが、こういう部分はまだ残しているのかどうか。どの程度まだ持っているのか。今後、滞納者が出てくるとかは別にして、今の時点でどうなのか、という点をお聞かせを願いたい。

後は、個々の分についてですが、報告24号と25号ですが、この2件を見ますと305号と304号ですか、この2人は状況が同じようですし、夫婦か何か関係があるのかどうか、細かい点ですが、お伺いをしたい。

それから、黒鳥の件について教えてほしいのですが、御主人が亡くなられた、と言われましたが、これは被告となるべき氏名が御主人の名前でしょう。奥さんでなく、亡くなった人に対して訴訟をするものか、確認したいと思えます。

それから、意見だけ申し上げておきたいのですが、報告27号ですが、17ページの参考資料に「姉の李順子氏に入居承認しているが」とあり、その下に「同住宅を無断で退去し姉に居住させている」とあります。私はこれを読みまして、この文章で「させている」という書き方と、「入居承認している」というどちらなのか、という気持ちがあります。もともと、入居承認しているのならば、姉が居住すること自体はかまわないわけですので、姉のみが住居している、という書き方になると思います。「させている」というと、何か違った人に又貸したのかな、という勘違いをしました。説明でわかりましたが、今後、書き方について、参考資料です

が、気を付けてほしいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 住宅課長（辻健次郎君） それでは、住宅課辻より御説明申し上げます。

過去の裁判状況についてあったのかどうか、あったのであれば、どういう解決をしたか、について順次、説明させていただきます。

過去については、昨年6月と9月に議会にも報告をさせていただいておりますように、長期の滞納家賃請求及び住宅明け渡し請求に係る裁判について、大阪地方裁判所岸和田支部に5件の提訴を行いました。現在、その5件についてはすべて解決し、一新では勝訴の形になっておりますが、そのうちの1件につきましては控訴されました。よって、平成7年2月20日、高等裁判所におきまして公判が行われたわけでございます。判決は平成7年7月13日、高等裁判所第六民事部におきまして下されました。判決につきましては、「本件控訴を棄却する」というものであります。この1件についての判決後の予定でございますが、判決に従わない場合は、強制執行手続を行っていく予定でございます。

次に、2点目の滞納状況がこれからもまだあるのかどうか、について御説明を申し上げます。

私どもは、督促、催告並びに聴聞等を行い、分納誓約書によって納入されている方も多々ございます。これにつきましても、現在、1年以上滞納されている方が25件ありまして、一定、分納で納入されている方については、入居者の生活等の問題もありますので、一応、大目に見ているということではないのですが、分納させており、努力して完納していただくという形を考えております。今のところでは、これについては、ないものと考えております。

それから、3点目の報告24号と25号につきましては、これは夫婦でございます。改良事業に伴って世帯分離で入居されたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 26番（原 重樹君） 黒鳥の件は……。

○ 建設部長（奥村富彦君） 報告第28号の黒鳥町の田中辰己氏でございますが、この参考資料の文面では、関係がわかりにくいかもしれません。昭和33年当時、今回、被告人として訴えました田中辰己氏の両親と田中辰己氏を含めた子供2人です。その後、母親が亡くなり、そして、父親が亡くなった時点で田中辰己氏が入居権を継承しているという状況でございます。その後、田中辰己氏が結婚をし、子供2人をもうけているということです。最初のところでの子供2人というのは、自分を含めてということでございます。時間的な経過でわかりにくかったかと思いますが、よろしく御理解をお願いいたします。

○ 26番(原 重樹君) 黒鳥のことはわかりましたので、了解をしておきます。

まず、全体論で聞きますと、1件だけは控訴し、控訴棄却が出た、ということです。今後、従わなければ強制執行となるわけですが、一審で解決が付いている4件は、強制執行みたいなことはされているのかどうか、その辺の顛末について。

もう1つは、多分、前もそうだったと思いますが、訴訟の費用は訴えられた方が持つという話ですが、その辺は、予算等で今後の話になりますが、實際上、勝訴はしても、訴訟費用、弁護士費用を含めて取れているのかどうか、教えてほしいのが第1点。

後、坂本氏の方では、世帯分離をした、と言われています。これは今さら聞くのもおかしいのですが、入居当初は、かなり家族数が多いということで世帯分離をさせたわけですが、その辺の基準については、何人以上だとかこういう分離をさせるということを決めていたのかが第2点。

それから、先ほどの説明では、子供さんが結婚されたりして出て行くという状況がありますね。家族が多いために世帯分離で入居したが、その後の家族構成の変化によって、分離の必要性がなくなってきている部分はあると思います。その辺の対応について、そのままずっときているのかどうか、教えてほしい。

○ 住宅課長(辻健次郎君) 住宅課辻より御説明申し上げます。

1点目の4件の中身でございますが、これらの中に第三者入居が1件ございました。一審ですべて第三者の名義人も明け渡しをし、家賃もすべて払え、という判決が出ましたので、これらについては、すべて解決済みでございます。

それから、少し語弊がありますが、夜逃げされまして行方不明が3件ございました。これらについても、一応、強制執行手続を行いまして、すべて解決済みでございます。

それから、勝訴すると、訴訟費用は被告持ちという形になっておりますが、夜逃げされた場合は取れませんので、そのまま取っていないのが現状でございます。

それから、世帯分離の人員でございますが、一応、7名以上について世帯分離をしております。

以上でございます。

○ 26番(原 重樹君) 他のことにもかかわりますので、くどくお聞きしますが、第三者が入居していたが、解決した、ということですが、これは身内というか親戚、親子関係とかいろいろありますが、そういう意味での第三者なのか、それとも、全くの第三者なのか。全くの第三者であれば、そのおカネを払えば入れるのか、という話にもなりますわね。その辺だけ教えてほしい。

それから、坂本氏の件については、7名以上だと世帯分離して入れている、ということです。何年もたって子供が結婚や就職されて出て行けば、家族が少なくなりますね。当然、基準の7名以下になるという状況が今回、その経過の中で生まれたわけですが、その場合も全く変わらない、あるいはさわれない状況できているのか。全体論としてどういうふうにされているのか、お聞かせを願いたい。

- 建設部長（奥村富彦君） 奥村です。最初の第三者入居の関係ですが、第三者入居が確実になった時点で明け渡しを請求していくのが鉄則でございます。したがって、これも過去に判決の出た分ですが、第三者に入居権を継承させていくということは一切ありません。入居権を継承するのは、身内であるとか、その他もろもろの条件がありますが、それらに則したものについては、ちゃんとした手続をとらせて上で入居を継承させていく形で指導をしております。

それから、坂本氏のように入居当初は世帯分離が必要な家族数であったが、その後、家族が転出して多人数世帯でなくなったケースの場合は、それが判明した時点あるいは住宅センターがその事実をつかんだ時点で1カ所を明け渡してもらおうという指導をしております。ただ、当初に入居権を認めたものですから、子供が帰ってくるかもしれないとかとかで、なかなか明け渡してもらえないという実情でございますが、家族構成によりまして1軒は明け渡してもらおうという指導をしまいいております。

- 26番（原 重樹君） 意見だけにしておきます。

第三者入居については、当然、そういうことだと思いますので、確認だけしておきます。

2番目の世帯分離して入ったが、その後、事情が変わった場合、なるべくきちんとした指導をしてほしい。第三者分離の話をしましたが出てくるのは家賃滞納だけなんです。皆さんは、当然、住宅センターを含めいろいろと指導していると思います。おカネさえ払えばどうなってもいい、とはならないと思います。だれも入っていないのにおカネだけ入っているという状況も一時、噂として流れましたが、管理運営の面でもきちんとしていただきたいと要望して終わります。

- 議長（松尾孝明君） 他に。上田議員。

- 5番（上田育子君） 今の件に関して3点だけお聞きします。

1つは、雇用状態とか健康状態をどのように把握され、また、支援をされてきたのか。

2点目は、訴訟をして判決まで出ているということですが、調停とかでは弁護士も要らないと思いますが、そういう方法がないのかどうか。

3点目は、名前を呼び捨てにしていますが、まだこの人たちは勝つか負けるかもわかってない段階でプライバシーとして名前を出すこと自体がどうか。たとい出したとしても、「さん」付

けでの呼び方をすべきではないか。

以上、3点の質問です。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 住宅課長（辻健次郎君） 住宅課辻よりお答えいたします。

1点目の健康状況等についての精査をしているかどうか、という御質問でございます。あくまでも戸別訪問とか聴聞をしております、もし、体の不自由な方については、実態についていろんな観点から指導を行い、高層の場合は、下の方が変わっていただくこともやっております。

それから、プライバシーの問題につきましても、呼び捨てにはしておりません。あくまでも十分配慮しながらやっているつもりでございます。

○ 5番（上田育子君） 雇用状態の調査とか調停とかの手段はどうですか。

○ 住宅課長（辻健次郎君） 私どもは、一定の聴聞なりを十分考慮しながら行っているつもりでございます。調停等につきましても、費用の問題等一応、研究していきたいと考えております。

○ 建設部長（奥村富彦君） 奥村です。御理解をいただきたいと思いますが、本件訴訟につきましては、住宅センターあるいは市の住宅課におきまして、入居者本人と前段階でいろんな相談や指導をしてきた上でござります。例えば本件以外にも雇用の状態、失業したとかけがをしたなどもろもろの問題については、入居者と十分相談をしております。単に家賃を滞納したというだけで訴訟しているものではありません。

今回の場合ですと、本人が健康で過ごしている、仕事もちゃんとしている、家賃を払うのに支障がない、にもかかわらず家賃を払っていただけない。あるいは他に住んでいるのに権利だけを確保するために住宅を明け渡さない、というような状況を見据えた上で訴訟に踏み切っております。先生から御指摘をいただいている点につきましては、住宅センターを通じて入居者を十分指導しているわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○ 5番（上田育子君） 十分やっていたらいいんですが、実際には、いろんな形での就職差別もあるわけですし、その辺の仕事の斡旋とか健康状態に対する御支援を十分やった上で措置をしていただきたいと思いますをお願いをしておきます。

それから、同じ市民同士としてプライバシーの侵害にならないよう、また、判決に至る前に調停という手段もあるのではないかと思いますので、できるだけ和解、対話を重視してやっていただくようお願いをしておきます。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第24号、25号、26号、27号、

28号を終わります。

報告第29号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第14号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成7年8月30日 専決

和泉市長 池田 忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市幸二丁目9番9-201号（和泉市営旭第二団地9棟201号）

氏 名 光野太錫 こと 鄭太錫氏

2 請求の要旨

被告は、入居承認日である昭和62年5月20日から6か月以内に店舗に係る営業を始める義務があるにもかかわらず未開店であることは、店舗の適正な管理上支障があるため、被告に対し、店舗開店義務が存在することの確認、訴訟費用の支払い及び改良店舗の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(3) 市は、この訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解する。

○ 議長（松尾孝明君） 日程第22「専決処分の報告について」（改良店舗の明渡しに係る訴えの提起）を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。

- 産業部長（萩本啓介君） お許しをいただき自席から、ただいま御上程をいただきました報告第29号の専決処分報告について、産業部萩本よりその内容を御説明申し上げます。議案書21ページでございます。

本件は、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分に関する条例の規定により、市が未開店の改良店舗明け渡しの訴訟を行うことについて専決処分をさせていただきましたので、同法第180条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

次に、内容でございますが、訴訟の相手方は、和泉市幸二丁目9番9-201号の光野太錫と鄭太錫氏でございます。

事件の概要といたしましては、和泉市改良店舗王子第二団地3棟101号を昭和62年5月20日に鄭太錫氏に入居承認いたしました。長期にわたり開店されないため、再三にわたり口頭もしくは文書でもって警告方々通知してまいりました。しかし、開店されないため、平成7年2月24日に入居承認の取り消しを通知し、店舗の返還を求めましたが、返還されず、さらに、4月18日に本市の顧問弁護士である依法律事務所より店舗返還の催告を通知したにもかかわらず鄭太錫氏からは何の連絡もなく、解決に至っておりません。

このため店舗の適正な管理上必要があるため、鄭太錫氏に対し店舗開店義務が存在することの確認、訴訟費用の支払い及び改良店舗明け渡しの判決を求める提訴の手続を行ったものであります。

次に、訴訟の遂行の方針といたしましては、まず、和泉市の顧問弁護士である依法律事務所弁護士を訴訟の代理人と定め、第一審の判決結果において必要がある場合は上訴することとし、市は、この訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することとしております。

以上、まことに簡単ではございますが、報告内容の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第29号を終わります。

報告第30号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第8号

平成7年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

平成7年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,968,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成7年7月10日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金		41,342	57,400	98,742
	1. 繰越金	41,342	57,400	98,742
歳入合計		46,911,342	57,400	46,968,742

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 災害復旧費			57,400	57,400
	1. 農林施設災害復旧費		18,500	18,500
	2. 土木施設災害復旧費		38,900	38,900
歳出合計		46,911,342	57,400	46,968,742

○ 議長（松尾孝明君） 日程第23「専決処分の承認を求めることについて」（平成7年度和泉市一般会計補正予算〔第2号〕）を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。

○ 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました報告第30号「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」につきまして、専決処分をいたしました理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、去る7月の集中豪雨による被害に対し応急復旧の必要が生じ、このため市議会に御提案を申し上げるいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により去る7月10日に専決処分をさせていただきました。よろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。25ページでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,740万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ469億6,874万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明申し上げます。28ページでございます。

災害復旧費といたしまして5,740万円を計上いたしました。

農林施設として農業施設770万円。林業施設1,080万円。

また、土木施設は、道路橋梁として1,080万円。河川として2,810万円を計上いたしました。

これらは応急災害復旧工事並びにそれぞれ本復旧に向け測量及び設計委託料でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の財源といたしまして、27ページでございますが、繰越金5,740万円、前年度繰越金を追加計上いたしましたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、専決処分をさせていただきました報告第30号「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」の内容の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、報告第30号は承認することに決しました。

議案第33号

工事請負契約締結について

(仮称)余熱利用温水プール建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 (仮称)余熱利用温水プール建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 609,760,000円
- 5 契約の相手方 和泉市幸一丁目7番7号
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 務

- 議長(松尾孝明君) 日程第24「工事請負契約締結について」(〔仮称〕余熱利用温水プール建設工事)を議題といたします。
- 議長(松尾孝明君) 提案理由の説明を願います。
- 参与兼総務部長(神藤恒治君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第33号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について、総務部神藤より御説明を申し上げます。30ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、既に御承知いただいておりますとおり、本工事は、泉北環境整備施設組合の事業として取り組まれてまいったものであり、組合構成3市間の協議の結果、和泉市が事業主体となって施行するものでございます。

本温水プールは、泉北環境整備施設組合のごみ焼却場の余熱を利用して、府営北信太住宅建て替え計画に合わせ、住宅地の一部を借用して建設するものであり、建設資金については、泉大津市、高石市の負担金、国・府補助金を充て、残額を本市が負担して施行しようとするものであります。

なお、本施設は、子供からお年寄りまで水に親しんでいただいで健康の保持増進、スポーツレクリエーションの振興、地域社会のコミュニティー促進等に寄与する施設を目指すものであ

ります。

このたび、工事請負契約の締結をするに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の既定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、（仮称）余熱利用温水プール建設工事。契約金額は、6億976万円。契約の相手方は、和泉市幸一丁目7番7号、株式会社竹内建設代表取締役竹内務と契約しようとするものでございます。

次に、工事概要でございますが、参考資料及び参考図面にお示しいたしましたとおり、工事場所は、和泉市上町580番地の1。工事内容としましては、鉄筋コンクリート造り2階建、延べ床面積2,379.76㎡に多目的プール、子供プール、事務室、更衣ロッカー室、機械室、トレーニングルーム、多目的室、エレベーター及び屋外附帯工事外を施行するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成9年3月10日までといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第33号「工事請負契約締結」につきまして御説明いたしました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 26番（原 重樹君） 26番・原です。今回の議案33号の6億余円と次の34号の1億8,000万
余万円を足して8億余りになりますが、設計費等も組んでいると思いますが、これで全部なの
かという点。この総額で言えばどのぐらいになるかというのが1点。

それから、工期が議決の日から平成9年3月10日ということです。こういう取り方は、今までからすればちょっと違うという気がするのですが、その辺の内容も含めて教えてください。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 企画調整部次長（石本博信君） 施策推進室石本からお答えさせていただきます。

まず、1点目の今回の契約分は、議案33号と34号、あと、専決処分をさせていただいている分がありますが、それを合わせて8億8,909万6,000円でございます。事業総額が10億8,320万円でございます。その差につきましては、工事の未発注分が残っております。これは松原泉大津線の高架下で駐車場を予定している分と、岸南線の給湯管を埋める部分で未買収のところがありまして、70mの配管工事の分が未発注になっております。残りの主な中身はそういうことでございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 総務部次長（北橋輝博君） 2点目の工期につきまして、契約課北橋からお答えいたします。

本工事の予算につきましては、平成7年度の当初予算におきまして、現年度分と債務負担行為で平成7年、8年ということで予算措置をさせていただきます。それによりまして工期につきましては、平成8年に入るということで措置が可能ということで、今回、このような工期としております。

○ 26番（原 重樹君） まず、工期の分につきましては、債務負担分で組んでいるのでこういう形になるということで、それは了解をしておきたいと思います。

それから、平成7年度で組んでいる予算は幾らか、教えてほしいのと、給湯管を埋める部分が未買収ということ、駐車場もあります、それが2億円ぐらゐまだ発注がされてないということですね。見通しとしては、給湯管がまだということであれば、駐車場と違いまして、湯が来ないわけですから、プールをつくっても使えない。この買収の話は、ある程度めどが立っているのかどうか、その辺の考え方だけお聞きをしておきたいと思います。

○ 企画調整部次長（石本博信君） 説明の不足の部分がございました。工事の未発注分が2億円という御認識をいただいておりますが、約4,300万円程度でございます。それでないと10億円になってこないと思いますが、その分は、工事そのものに関係しない備品費とか、府との合築をしているので、府への負担金等も含んでますので、その辺、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、平成7年度当初に現計で組んでますのは、2億450万円でございます。

それから、給湯管の問題については、民間でお持ちの土地の分については、既に見済みと聞いてます。残っている分は、高石の財産区財産のようにも聞いてます。府の方は、既に5月に高石とも協議をしております、この10月早々にも協議の予定でして、精力的に買収を推進していただいているということで、ほぼ見通しが付くものと考えております。

○ 26番（原 重樹君） 給湯管につきましては、見通しが付かないとどうしようもない。高石の方ということですが、精力的にしていただかないと仕方がない。その点では、十分抜かりのないようお願いをしておきたいと思っております。

予算の話はそれで結構です。それ以外の部分は債務負担行為ということで聞いておきたいと思っております。

以上です。

○ 議長（松尾孝明君） 並河議員。

○ 20番（並河道雄君） ちょっとプールの設計についてお伺いをしたいと思います。

竹内建設さんがゼネコンみたいに入られて設計や電気工事をされるわけです。ここで、兵庫県の新聞が地区別にプールの耐震性の調査をされておりますので、ちょっと紹介をしたいと思います。

「あの痛ましい阪神・淡路大震災は、各方面に大きな傷跡を残したが、避難場所となった学校施設も大きな被害を受けた。スイミングプールの損傷も激しく、今年の夏は使用不能のプールが続出している。こうした中で、ステンレス製プールはほとんど損傷がなく、他の素材のプールに比べて耐震性において極めて優れていることがわかった」ということでプールの被害状況を調査されております。調べた市が、神戸市、芦屋市、宝塚市、尼崎市、明石市、西宮市、淡路島など52カ所のステンレス製のプールについては、1カ所も損傷がなかった。コンクリート製あるいは鋼板製、アルミ製、FRP製等についても調査されております。

「近年、地震による亀裂は全く心配ないとされ、メンテナンスも不要、美観にも優れていると言われていたFRP製プールは、このたびの大震災では、その大半がヒビ割れが大きく、使用不能となった」。その他コンクリート製も1年余で使用に耐えないものもある。今回の地震でもコンクリート製はかなりの被害を出している、等と数値を出して調査されております。

本市において、このプールにどの材質を使われるのか、参考のためお聞きをしたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 建築課長（今村俊夫君） 建築の今村でございます。
材質は、FRPを使用しております。
- 20番（並河道雄君） 今、紹介しましたようにFRPは美観にも優れ、メンテナンスも不要と言われていたが、今回の地震によって大半がヒビ割れてしまい、使用不能になっているというデータが出ております。ステンレスとかほかの材料もありますが、設計関係としてのお考えは、今から変更していただくことができるかどうか。
- 建築課長（今村俊夫君） お答えいたします。
一応、設計に当たりましては、お年寄りからお子様までという形で御利用願うということをお大前提に取り組みました。その結果、ステンレスはどうしても冷たい感じがいたします。また、形状的にもかなり固定化された形を強いられるようになってございます。そういった観点から温かい感じを出したいという意味合いから、形状的にもFRPを採用させていただきました。
- 20番（並河道雄君） 安全性、耐震性から言えば、ステンレスが100%地震にも耐えたということですが、いろいろメリットとデメリットがあるわけです。私の個人的な意見も含めてです

が、安全性というか耐震性から言えばステンレスが最高であるということですので、その辺も含んで意見として言うておきますので、検討していただきたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

議案第34号

工事請負契約締結について

（仮称）余熱利用温水プール建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 （仮称）余熱利用温水プール建設機械設備工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 180,250,000円
- 5 契約の相手方 和泉市松尾寺町144番地の3
株式会社 新陽電機水道
取締役社長 河野 市久寿

○ 議長（松尾孝明君） 日程第25「工事請負契約締結について」（〔仮称〕余熱利用温水プール建設機械設備工事）を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

○ 参与兼総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第34号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容につきまして、総務部神藤より御説明申し上げます。32ページでございます。

提案理由でございますが、本件につきましても、さきに御上程をいただきました議案第33号で御説明申し上げましたとおりでございます。〔仮称〕余熱利用温水プール建設工事の機械設備に係る工事でございます。

このたび、工事請負契約の締結をするに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、(仮称)余熱利用温水プール建設機械設備工事。契約金額は、1億8,025万円。契約の相手方は、和泉市松尾寺町144番地の3、株式会社新陽電機水道取締役社長河野市久寿と契約しようとするものでございます。

工事内容としましては、参考資料にお示しいたしましたとおり、屋外及び屋内給排水設備工事、ろ過設備工事、空調設備工事、屋内消火栓設備工事、ガス設備工事、熱源設備工事外を施行するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成9年3月10日までといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第34号「工事請負契約締結について」御説明いたしました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長(松尾孝明君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 18番(赤阪和見君) 若干、お聞かせを願いたいと思います。

今回は、余熱利用温水プールということでエネルギーを大事にしようということでございます。いつも提案している中で見ますと、自家発電室とかありますね。水の使用は、高温のお湯が送られてきて使い放しなのか、元へ戻すのか、また、暖めるのか、プールのところでどういう形になるのか、お聞かせ願いたいと思います。

一般的な環境問題を考えたとき、そういうところで中水の利用をすとか、水に親しむという話がありました。また、これだけの屋根の広い場所ですので、ソーラーとかは、皆さんの住宅部分も周辺にたくさんあるので、非常に効果があると思いますが、その点の考え方がこの設計段階であったのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

○ 議長(松尾孝明君) 理事者答弁。

○ 建築課長(今村俊夫君) 建築の今村でございます。

まず、熱源という形で焼却場から持ってきた温水を使い捨てにするのか、という御質問でございます。これにつきましては、熱交換機を使って循環させて使っていく形をとってございます。

それから、ソーラー関係につきましては、今回の設計では、申しわけございませんが、考えてございませんでした。

○ 18番（赤阪和見君） 熱交換機ですということは、冷えた温水はもう一度泉北環境の方へ行く、要る分だけ取ると理解していいわけですね。

それから、中水の方はいかがでしょうか。

○ 建築課長（今村俊夫君） お答えいたします。

今回、中水は考えてございません。かなりスペースの問題等がございまして、確かに計画的にやろうとすれば、技術的にはできないことはございません。しかしながら、いろんな束縛の中で、今回は採用させていただいておりませんので、よろしく御理解願いたいと思います。

○ 18番（赤阪和見君） こういう公共的なものについては、中水の利用とかソーラー太陽熱の利用などをしながら市民にアピールすれば、自然環境に対する大きな認識が生まれるので考えていただきたいということで質問をさせていただきました。今後、よろしく願いたいします。

それから、前の部分と重複しますが、合計の金額の中で和泉市、泉大津市、高石市との割合が幾らずつであったのか、御報告願いたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 企画調整部次長（石本博信君） 3市の割合でございますが、8億5,000万円が合意金額でございます。その内訳は、国庫補助が1億5,000万円ほどあります。それを除いた3市の分担は、泉大津市が2億0079万2,000円、高石市が1億9,489万2,000円、和泉市が3億255万4,000円でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○

議案第35号

委託契約締結について

都市計画道路唐国久井線の一般国道170号への接道に伴う道路整備工事に関する平成7年度委託契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1 契約の目的 都市計画道路唐国久井線の一般国道170号への接道に伴う道路整備工事に

関する平成7年度委託

- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 随意契約
- 4 契約金額 315,908,000円
- 5 契約の相手方 大阪府堺市鳳東町四丁390-1
大阪府鳳土木事務所
所長 早川克典

- 議長（松尾孝明君） 日程第26「委託契約締結について」（都市計画道路唐国久井線の一般国道170号への接道に伴う道路整備工事に関する平成7年度委託契約）を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。
- コスモポリス推進部長（中屋正彦君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第35号「委託契約締結について」の提案の理由並びにその内容につきまして、コスモポリス推進部中屋から御説明を申し上げます。38ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、和泉コスモポリス開発地区の立地条件の整備改善を図る一環といたしまして、一般国道170号からのアクセスを確保するため、都市計画道路唐国久井線の接道による交差点整備に伴いまして、一般国道170号の縦断勾配を道路構造令に基づき修正整備をしようとするもので、委託契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約の目的は、唐国久井線の一般国道170号への接道に伴う道路整備工事の業務を委託するもので、契約者並びに契約の相手方、契約方法につきましては、本事業が、和泉コスモポリスの関連事業として行われるものであり、かつ大阪府が道路管理者でありますことから、和泉市長と大阪府鳳土木事務所長との随意契約として契約を締結しようとするものであります。

また、契約金額は、3億1,590万8,000円で、委託期間につきましては、御議決をいただきました日から平成8年3月22日までとするものでございます。

なお、本委託業務に係る財源につきましては、株式会社いずみコスモポリス及び財団法人大阪府産業基盤整備協会並びに和泉コスモポリス土地区画整理組合からの負担金により対応しようとするもので、本議会において補正予算の計上をお願い申し上げているところでございます。

次に、委託の工事内容でございますが、一般国道170号につきましては、延長336m、幅員22mから25.3mの整備区間について歩車道境界工、排水工、擁壁工、法枠工、舗装工各一式を施行するものであります。

また、唐国久井線につきましては、一般国道170号の整備工事に関連して、現地との取り合せ等の関係から取り付け部分の延長50m、幅員20mの区間につきましては、歩車道境界工、排水工、法枠工、舗装工の各一式の整備を行うもので、施行場所は、和泉市久井町地内でございます。

なお、参考資料といたしまして39ページには委託等の概要、40ページには位置図を、41ページには施行区域図を添付いたしておりますので、御参照のほどをお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第35号「委託契約締結について」御説明を申し上げます。よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番（友田博文君） この一般国道170号との取り付け部分ですが、この位置図ではわかりにくいのですが、ここは左車線、右車線の両方から入れるようになっているんですか、なってないんですか、それを先にお聞きをします。
- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- コスモポリス推進部長（中屋正彦君） お答え申し上げます。

現状は、中央分離帯がございまして、岸和田方向からですと、左折で入れるという状況でございます。今回、唐国久井線を接道して交差点を整備することによりまして、両側から入れるということになります。

- 1番（友田博文君） この40ページの中で下水道は、この唐国久井線のどこまで入ってくるんですか。
- コスモポリス推進部長（中屋正彦君） お答え申し上げます。

唐国久井線の下水道につきましては、コスモの計画区域内につきましては、組合の事業という形で組合が施行するわけでございます。ほとんど外環に近い付近まで下水道の幹線が入ります。

- 1番（友田博文君） これを見て感じたわけですが、工事車両は170号か入ることになると思います。どういう工事車両が入ってくるか知りませんが、ここだけではなく、分散して工事車両を入れてもらえることにはならないんですか。とりわけ、私たちの山間部においては、「ダンプ街道」と言われ、毎日、悩んでいるのが実情です。若樫から納花へ伸びている農道にしても残土処理の業者などが入りますが、ここへは1日何台ですよ、頻繁に入ってもらいと困

りますよ、という形でやっております。

ただ、今回の場合は、どんな形になるかわかりませんが、この道路が、工専用道路として完全に使われるならば、大変危険です。今、横山を通っている外環にしても2車線のところがあります。例えば榎尾中学校の交差点を考えてください。事故が頻繁に起こるわけです。この170号を走ればわかりますが、ものすごく段差がある。うねってます。ここの大型車の進入方法も考えていただきたいということです。

それで、この交差点は膨らんでない。現在、2車線しか走ってないが、ここをものすごいスピードで車が走る。ちょうど坂の部分ですので、岸和田から来てもものすごくふかしている。上から来てもスピードが出ているという危険な場所です。この交差点改良をするに当たって、この膨らみがどないなるのかわかりませんが、きちんとしてくれていると思いますが、この図面で見ると何の膨らみもない。大変危険だという感じをしていますので、交差点改良をひとつ考えていただきたい。何か改良を加えていただきたいと思います。

もう1点、道路課に聞きますが、ちょっと申しわけないんですが、光明池春木線がいつできるのか。10年でできるとか3年でできるとか、まばらでいろいろな話がありますので、本当にどんな形で開通してくるか、ひとつ教えていただきたい。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁につきましては、簡単明瞭にお願いいたします。

○ 工務課長（藪内 信孝君） コスモポリスの藪内でございます。1点目の工事車両の進入について御答弁させていただきます。

一般国道170号と府道春木岸和田線の2系列から入る予定をしております。土量の搬入については、場内ですべて切り盛りを終わりますので、入って来るのは、工専用の材料と使用する機材のみでございますので、大きな混雑はないと思います。

それと、交差点の改良につきましては、普通22mの幅員の交差点の改良部については25m30と、3m30膨らませる予定でございます。

それから、岸和田方面からの車のスピードにつきましては予備信号を設置するので、相当交通事故については防げると思います。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 光明池春木線の整備目標ということですが、道路課関から御答弁申し上げます。

あくまでも用地取得という大変な作業がございます。地権者の方々に御理解をいただき、その上で用地契約をして買収を進めております。現在、光明池から国道480号までの区間、国道480号から青葉台の区間の2区間については、和泉市の方で着工しております。それから、残

ります父鬼和気線からインターチェンジまでの区間については、大阪府が施行する区間として、住宅整備公団が直接施行の同意を取って現在、進めているところでございます。

合わせて、国道480号からトリヴェール和泉の東部地区の区間と、公団区域の中ということでそれぞれ5区間あるわけですが、一応、市の目標としては、平成10年を目途に進めているところでございます。

それから、大阪府さんが直接施行を与えて公団施行となっている区間につきましても、同じように平成10年を目途となっております。ただ、公団さんの区間並びに父鬼和気線から青葉台の区間については、現在のところ、未着工でございます。これについては住宅整備公団と調整を図ってございますして、これもできるだけ早い時期に竣工させていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 1番(友田博文君) 父鬼和気線までは早く着工すると聞いてます。ここはコスモポリスもあるので、これをインターチェンジから父和気線まで降ろしたら、コスモポリスにもすっと入って来る形になってくると思います。この辺が早い、と言う人がありますが、いつごろ、全部買収ができる予定ですか。

○ 道路課長(関 和直君) 道路課関です。父鬼和気からインターまでの区間については、以前の議会で御答弁をさせていただいた経過もあろうかと思えます。幹線自動車国道のインターチェンジへの接続ということで、大阪府さんの方でかなり急いで接続の認可を取って施行するとなっております。先ほど、申し上げましたように10年を目標に現在、その区間の用地買収を進めているように聞いております。平成7年度の測量ということですので、ほぼ測量が終わった時期ではないかと思えます。後のスケジュールの調整等については、私どもの方で聞き込んでおりませんので、よろしく願いを申し上げます。

○ 1番(友田博文君) これはコスモポリスにとっても大事な道路だと思います。これがあるのとないのでは価値が違います。私どもが近道へ乗るのも早くなりますし、また、市の関連もいろいろ変わってくると思います。

ここまでくれば、これは大阪府やから知らない、では困るんです。大阪府であろうが市であろうが、和泉市の中につくるものやから、皆さんが把握をしていなくてははいけないと思います。これは大阪府やからいつできる、こちらは和泉市やからいつできるかわからへんわ、となると困ります。今、和泉市の分は、平成10年にできるという方向で走ってるんですか。

「大きな橋を架けるんで、ちょっとやそっとでいかんぜ」という話もあります。われわれが「10年を目途にできますよ」と市民に言うて約束違反にならなかつたらいいですがね。「おま

えら、和泉市の議員やないか、そんなことわからへんのか」と言われるんですよ。各部署で聞くんですが、答えがまばらなんです。後で結構ですので、きちんとした一定の方向について教えていただきたいと思います。

以上です。

○ 議長（松尾孝明君） 辻議員。

○ 21番（辻 正治君） 2点ほどお聞きをします。

先日、このT型交差点に私も行ってきました。22mの幅員の中で336mの工事にかかってますが、この勾配について、現状の勾配からどのぐらい下がるのかどうか1点。

そして、この170号線が熊取まで続いておりますが、和泉市を外れて岸和田、貝塚に入っていくと、他市から来たとき、和泉市の道路が狭くて暗いというのが定評です。和泉市の部分には、ほとんど街灯というか大きな照明がございません。ところが、水間の近辺では、赤いシグナルがずっと続いて昼やらわからんぐらいです。岸和田へ下がるにしても真っ暗で勾配がきつい。また、向こうから上がって来ても暗い。この現状の22mの幅員を持った道路に唐国久井線が付いてくるのに照明が取れるのかどうか。また、用地買収されていない両端にはさんで南谷池がございますが、ここの分離帯で現状の農道が殺されてしまっております。また、そういう心配も地権者の方がされているので、その辺についてお伺いをいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 工務課長（藪内 信孝君） コスモポリスの藪内からお答えいたします。

先生が申されました1点目の勾配につきましては、盛土の区間が最高80cm、切土が60cmでございます。勾配に2.5%をぶつけるためにどうしても切り盛りが出てきます。

それから、分離帯につきましては警察協議もありまして、高速4車線で分離帯というのは非常に危険であるということで、最小限、現状を復帰するという形で聞いております。

照明につきましては、この区間は予備信号と本信号のみで、他の照明については、私の方で聞き及んでおりませんので、今後、大阪府とも調整させていただけると思います。

以上です。

○ 21番（辻 正治君） この唐国久井線に歩道もできるように聞きますが、その点、可能なかどうか、お聞かせ願えますか。

○ 工務課長（藪内 信孝君） 歩道につきましては、現況の1m50を2mに広げます。それで、先ほどの22mの幅員が25m余りに膨らんでいくという形にもなっています。

○ 21番（辻 正治君） 歩道もできますので、山間部の170号の大きな国道といえども、照明をぜひ付けていただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

議案第36号

委託契約締結について

史跡池上曾根遺跡整備事業に関する平成7年度委託契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 1 契約の目的 史跡池上曾根遺跡整備事業に関する平成7年度委託
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠 雄
- 3 入札の方法 随意契約
- 4 契約金額 199,800,000円
- 5 契約の相手方 大阪市城東区蒲生2丁目11番3号
財団法人大阪府文化財調査研究センター
理事長 坪井 清 足

- 議長（松尾孝明君） 日程第27「委託契約締結について」（史跡池上曾根遺跡整備事業に関する平成7年度委託契約）を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第36号「委託契約締結について」、史跡池上曾根遺跡整備事業に関する平成7年度委託契約の提案理由並びにその内容につきまして、教育委員会大塚より御説明を申し上げます。議案書42ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、市政運営方針にもございましたように、文化庁の新規事業でございます古代ロマン再生事業の第1号の採択を得まして、国・府の補助金事業といたしまして、本年度より5カ年計画で史跡池上曾根遺跡の整備事業に着手することになりました。事業実施に当たり、その業務を財団法人大阪府文化財調査研究センター理事長坪井清足に

委託して実施しようとするものでございます。

委託金額は、1億9,980万円でございます。

契約を締結するに当たりまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものであります。

それでは、事業の内容について説明をさせていただきます。お手元の議案書43ページには委託概要の内容、44ページには史跡池上遺跡の位置図を、45ページには古代ロマン再生事業の計画平面図を添付させていただいております。

今年度より古代ロマン再生事業として整備事業を行いますのは、史跡指定地の南側3.5haで、本年度から5カ年間、総事業費ベースで10億円の事業でございます。

整備計画といたしましては、池上曽根遺跡が最も栄えた時期であります弥生時代中期、約2000年前の集落の跡を復元的に再現することによって当時の人々の生活の様子や技術などを学ぶとともに、それらを体験できるような場として整備をしようとするものであります。

集落を取り囲んでいました大規模な二重の環濠や、このたびの調査で発掘をされ、全国的に話題を集めております弥生時代でも最大級の大型掘建建物、過去に出土例のない巨大な丸太繰り抜き井戸等を初め竪穴住居や水田なども調査の成果に基づいて復元する計画であります。

まず、遺構保全のため全体を50cmから1m盛土した後、弥生時代の地形を復元し、その上に大型掘建建物や竪穴住居、水田などの復元をいたしてまいります。

植栽につきましても、発掘調査によって出土しました植物の種や葉っぱ、花粉等を調べまして、当時、遺跡地に生えていた植物を植栽をいたす計画でございます。

また、来園者が現代から弥生時代の世界へタイムスリップするため、弥生時代や池上曽根遺跡についての予備知識を学習するための体験学習施設も入り口部分に建設する計画であります。

5カ年計画の初年度でございます本年度の事業概要につきましては、43ページの委託概要に記載してございますように、地形復元と外周石積み、フェンス、園路設置、植生復元などの建設整備工、電気給排水等の設備整備工、建設整備工の施行に必要な設計及び管理工、整備事業に必要な遺跡調査を行う予定でございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成8年3月29日までといたしてございます。

ただいま御説明をさせていただきましたように本事業は、遺跡の調査研究の成果を生かし、弥生時代の池上曽根遺跡を再現しようとするものでございますので、実施に当たりましては、文化財の豊富な技術と経験を必要といたします。事業内容も調査研究、設計、復元工事等多岐多種類にわたるものでございますので、史跡整備事業に経験のない本市で直接実施いたします

ことは困難であると考えております。

したがって、大阪府下において文化財の調査研究、保存、普及並びに活動等に豊富な経験、技術を有しますところの財団法人大阪府文化財調査研究センターへ委託するのが有利であると思われまので、同法人に指定、同法人に委託して実施をいたしたいと存じます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第36号「委託契約締結について」の提案理由並びにその内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） 今、説明がありましたように随意契約で委託をするのは、それは専門的なことで結構です。和泉市として市職員の派遣とかは考えておられるのかどうか。今後、国・府の補助金10億円で整備計画をしていくわけですが、すべてここに投げ込むのではなく、整備がされても後の管理の問題もありますので、しっかりした初めからのかわりについての人材の育成をどうお考えか、その点をお願いします。
- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 教育次長（大塚孝之君） おっしゃっている意味は、この事業を施行するとともに本市の職員も勉強していくべきである、という観点からの御質問だと考えております。当然、私どもは、この文化財センターに全部をお任せするのではなく、文化財センターとともに事業をしていくという観点に立ちまして、市にも考古学をおさめた技術者も数人おりますので、そういった職員ともども、向こうのセンターと共同みたいな形で事業をしていくと考えているところでございます。

後の管理のお話が出ましたが、現在のところ、どういった方向が一番適切であるかということの詳細な協議はしてございませんが、基本的には、府立の弥生博物館を中心として、和泉市、泉大津の三者による共同管理をやっていくという形で今後とも進めてまいるといふ考え方でございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 他に。原議員。
- 26番（原 重樹君） まず、市の職員とともにやっていきたい、というお話がありました。経験のない本市で直接やるのはなかなか難しいので委託することになった、という説明がありました。本来、この公園の事業そのものは、弥生博物館も府立のものでありますので、府が直接やってくれるのが一番よかったと思いますが、聞いておきたいのは、契約の相手方の財団法人大阪府文化財調査研究センターというのはどういう機関なのか、簡単に説明をお願いをしたいの

が第1点。

それから、補正の方でも出てきますが、先ほどの提案理由で市には経験がないのだ、と言われましたが、当初予算では、たしか市がやるようになっていたと思います。ですから、今度の補正でも、その辺を委託に直していると思います。当初の考え方と変わってきたと思いますが、どこでどのように変わってきたのか、お知らせを願いたい。

もう1つは、委託ですが、実際の工事にかかるのはいつごろか。

それから、5カ年で10億の事業の最初となりますので、当たり前だとは思いますが、確かめておきたいのは、今後もこの財団法人大阪府文化財調査研究センターに随意契約で委託する上でやるということ、これは想像は付きますが、確認の意味でお聞きをします。

以上です。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 教育次長（大塚孝之君） 委託の相手方の中身ですが、大阪府が100%出資している外郭団体でございまして、つい最近、財団法人大阪府埋蔵文化財協会と大阪府文化財調査研究センターという2つが一緒になって名称を変更し、この4月から発足をしているところでございます。

理事長は、元文化庁の調査部長をおやりになった考古学者の方でございます。その理事さんとか評議員さんには文化財の専門学者の方、例えば天理大学の文化財の学者あるいは帝塚山の考古学研究所の先生方や奈良大学の学長さんなど、考古学部門についてのまさしく専門家で構成されている財団組織でございます。その下に考古学をおさめ、常々それを業としております専門家の職員が80人から100人程度おられるという規模の団体でございます。

それから、2つ目の御質問の工事委託でございます。この事業は、当初からこの文化財研究センターをお願いをしようと考えていたのは事実でございます。したがって、当初は、工事契約直轄みたいな形の予算になっておりますが、市独自でやっていくのは至難だろう、専門的な法人をお願いをしてやらざるを得ないだろうと考えていたのも事実でございます。

それから、実際の工事はいつからか、というお尋ねでございますが、御議決をいただいて早々、今年の整備計画案が間もなくでき上がりますので、それに基づいて行います。実際の現場で工事をするのは、秋も深まってからと考えているところであります。

それから、あと5年間の事業をどう考えていくか、というお尋ねでございますが、やはり同様な考え方で当法人と契約し、継続してお願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 26番（原 重樹君） 大阪府財団法人文化財調査研究センターについて説明を伺いました。

一言で言えば、府の外郭団体ということです。ある意味では初めてのことなので、きちんと資料として出していただきたいとお願いをしておきます。

それから、予算のやり方ですが、当初からここにお願いをしようと考えていた、ということですが、それでは、当初の予算の組み方がおかしいとなってしまいます。後で補正が出てきますが、最初からきちんとしておけば、変える必要がないわけです。委託をする、という条例が出ているので、そういう言葉が出てくるのであって、当初予算では、自分のところで工事をするという形になってますので、聞かれても、そういう答弁はしなかったと思います。きちんと一貫したものにしておいてもらわんと困ると思います。

それから、設計そのものができているという感じ、実際の工事は秋も深まったころ、という言い方だったと思いますが、設計そのものはもうできているんですか。

○ 教育次長（大塚孝之君） 私が申し上げましたのは、いわゆる基本設計はできている、と言うことをごさいます、実際、ものをつくっていくに当たっての詳細な設計は、これからやっていくという考え方でございます。

○ 26番（原 重樹君） だから、この契約の金額は、設計も含めて1億9,980万円になっているのだと思います。僕は所管の委員長もしておりますので、余り聞きたくはなかったのですが、改めて確かめておきたいことがあります。これは初年度ですが、今後の5年間の契約みたいなものです。設計もそこへ委託、工事も委託、府の外郭団体とは言え丸投げしている。

そして聞けば、市で経験はないし、人材的にも難しいから委託をする。監督するところも見当たらない。市の方では、それを監督するだけの人材もなければ経験もないという状況でして、この外郭団体を信用しなければしょうがない、となりますが、それで間違いが起らないとは思いますが、今後のこともありますので、きちんと調査もし、間違いもないということを確認していただきたい。

○ 教育次長（大塚孝之君） 少し説明が不足していましたので、再度、御答弁申し上げます。

この事業を行っていくに当たりましては、大阪府と和泉市、泉大津市の三者で以前から整備委員会というのが設立をされてございます。その整備委員会で池上遺跡をどのように整備をしていくのか、という整備基本計画がつくられております。その整備基本計画に基づき、部分的にその財団法人に設計を委託をしていくという形でございます。向こうが設計すると言いましても、本当に基本的な考え方は整備委員会で協議決定し、それに基づいて部分的な設計をしていく形をとりますので、その点、御理解をいただきたいと思ひます。

今後につきましては、市の担当者と相手方が密接な連携をとりながら、共同歩調で本事業を完遂してまいりたいと考えております。

○ 26番(原 重樹君) 整備委員会があることは存じております。そこで基本的なものをやるんです。私が言うのは、普通で言う実施設計は整備委員会でやる。ただし、それに幾らおカネが掛かるかという中身は、今回の1億9,980万円に含まれている設計費だと思います。でないと、設計そのものもできており、これは幾ら、となれば、設計費なんて組む必要がありません。それも含めてここに全部委託しているということです。民間なら、こんなことは起こらない。府の外郭団体が経験があるからということですが、それで心配になるから、こういうところですから間違いありません、という確約をこの本会議の場で取っておきたい、ということです。間違いのないなら間違いのない、と言うてくれたらいいんです。それで終わりますから。

○ 26番(原 重樹君) 適切に執行できると確信をいたしているところでございます。

○ 議長(松尾孝明君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○ 議長(松尾孝明君) ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

(午後12時13分休憩)

○

(午後1時00分再開)

○ 議長(松尾孝明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第28「町の区域及び名称の変更について」を議題といたします。

議案第37号

町の区域及び名称の変更について

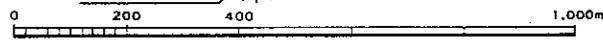
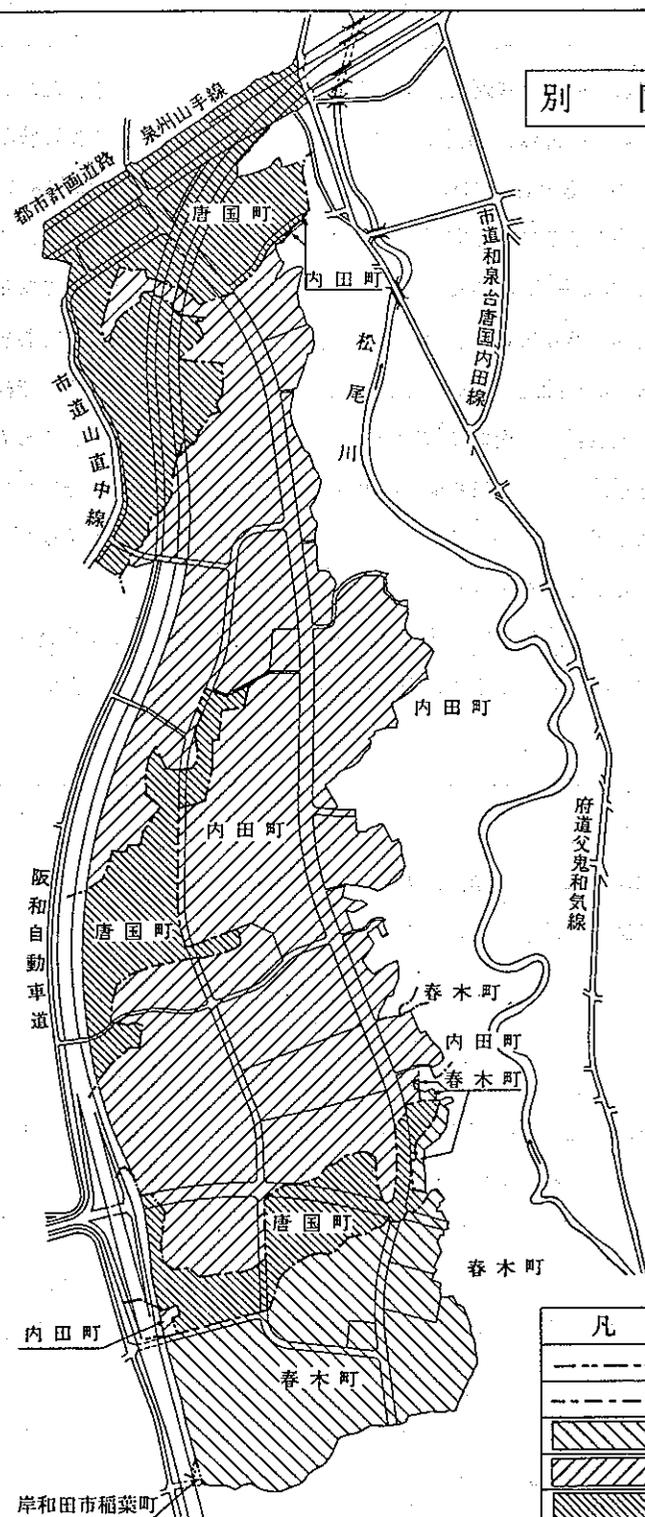
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市内の町の区域及び名称を次のとおりとする。その実施期日は、別に市長が定める。

平成7年10月2日 提出

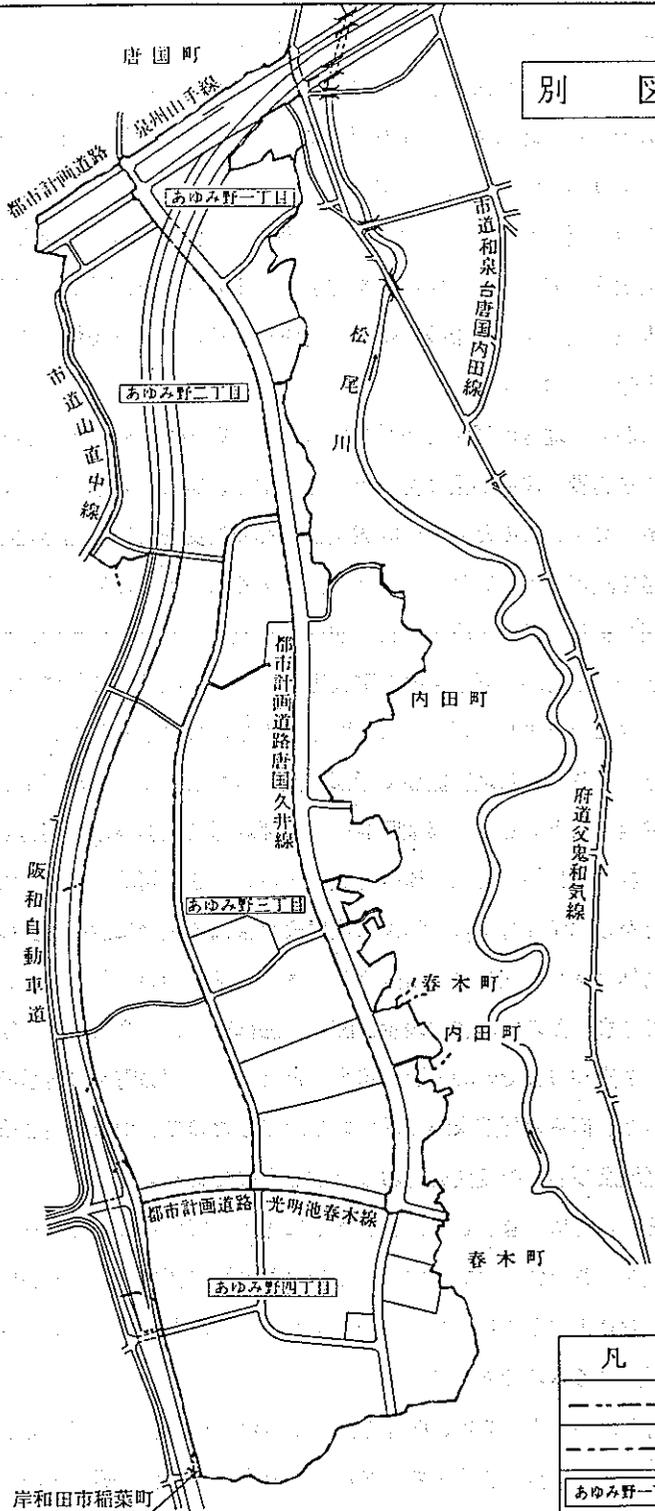
和泉市長 池田 忠雄

- 1 唐国町、内田町及び春木町の区域をそれぞれ別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域をもって別図2に示すとおり、あゆみ野一丁目、あゆみ野二丁目、あゆみ野三丁目及びあゆみ野四丁目を新設する。

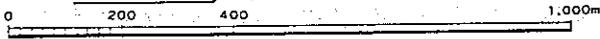
別 図 1



別 図 2



凡 例	
-----	市界線
- - - - -	町界線
あゆみ野一丁目	新設町名



- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部次長（田中武郎君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第37号「町の区域及び名称の変更について」の提案理由並びにその内容について、都市整備部田中より御説明申し上げます。

このたびの変更につきましては、和泉中央丘陵の西部地区を対象といたしております。

まず、提案理由でございますが、当地区は、その大部分が特定業務施設用地と位置付けられており、現在、大阪府立産業技術総合研究所が、そのトップを切って平成8年春のオープンに向け工事を進めております。

しかしながら、地区の現状といたしましては、唐国町、内田町、春木町の3町が錯綜しており、このまま施設、住宅が張り付いていきますと、施設の表示、住所等に混乱が生じることが明らかであります。このため町の区域及び名称の変更を行い、西部地区にふさわしい町割り並びに新町名を設定してまいりたく今回、提案するものでございます。

本件に関しましては、平成3年11月並びに平成5年5月に和泉中央丘陵の北部地区におきましていぶき野一丁目から五丁目の新町設定を行い、平成5年12月には、東部地区の一部であります学園地区につきまして新町まなび野を設定してまいりました。

引き続き、残りの東部地区並びに西部地区につきましても住居表示を実施すべく、平成6年6月の市議会におきまして東部地区並びに西部地区を住居表示を実施すべき市街地の区域と定め、その実施方法については、街区方式とすることを御可決していただきました。

このことから本年8月1日、和泉市住居表示整備審議会に西部地区の住居表示に伴う「町の区域及び名称（案）」並びに「街区割り（案）」を諮問いたしましたところ、原案どおり御答申をいただきましたので、住居表示に関する法律第5条の2第1項の規定により、答申案を8月14日から9月13日までの30日間告示するとともに、関係町会に告示の写しを配布いたしました。この間、何ら変更請求がございませんでしたので、地方自治法第260条第1項の規定により町の区域及び名称の変更を行おうとするものであります。

次に、その内容につきましては、別図1に表示しておりますとおり、唐国町、内田町及び春木町の区域をそれぞれ斜線で示す区域を除いた区域に変更し、その除いた区域をもって別図2に表示しておりますとおり、あゆみ野一丁目、あゆみ野二丁目、あゆみ野三丁目及びあゆみ野四丁目を新設するものであります。

この新町名につきましては、西部地区にふさわしい町名として、地区の特色を生かし、各種企業と住宅がともに歩み合うまち、また、人と人、人と自然等あらゆるものが歩み寄り、共存できるまちという願いを込めて「あゆみ野」と提案させていただいております。

また、新町名の表記につきましては、平仮名で〇〇野という形で北部地区のいぶき野、学園地区のまなび野と中央丘陵としての整合性を持たせております。

次に今回、変更の対象となる町の面積でございますが、唐国町が約29ha、内田町が約63ha、春木町が約17haの合計約109haでございます。新設される町の面積につきましては、あゆみ野一丁目が約25ha、あゆみ野二丁目が約34ha、あゆみ野三丁目が約26ha、あゆみ野四丁目が約24haの同じく合計約109haでございます。また、このたびの変更に伴い住所変更の対象となる世帯はございません。変更の実施期日につきましては、本年12月を予定いたしております。

なお、本地区の住居表示の実施時期につきましては、建設中の施設を含みますあゆみ野二丁目、あゆみ野四丁目のみ本年12月に新町設定と同時に実施し、残りのあゆみ野一丁目、あゆみ野三丁目につきましては、公団の施行分譲計画と整合を図りながら実施してまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

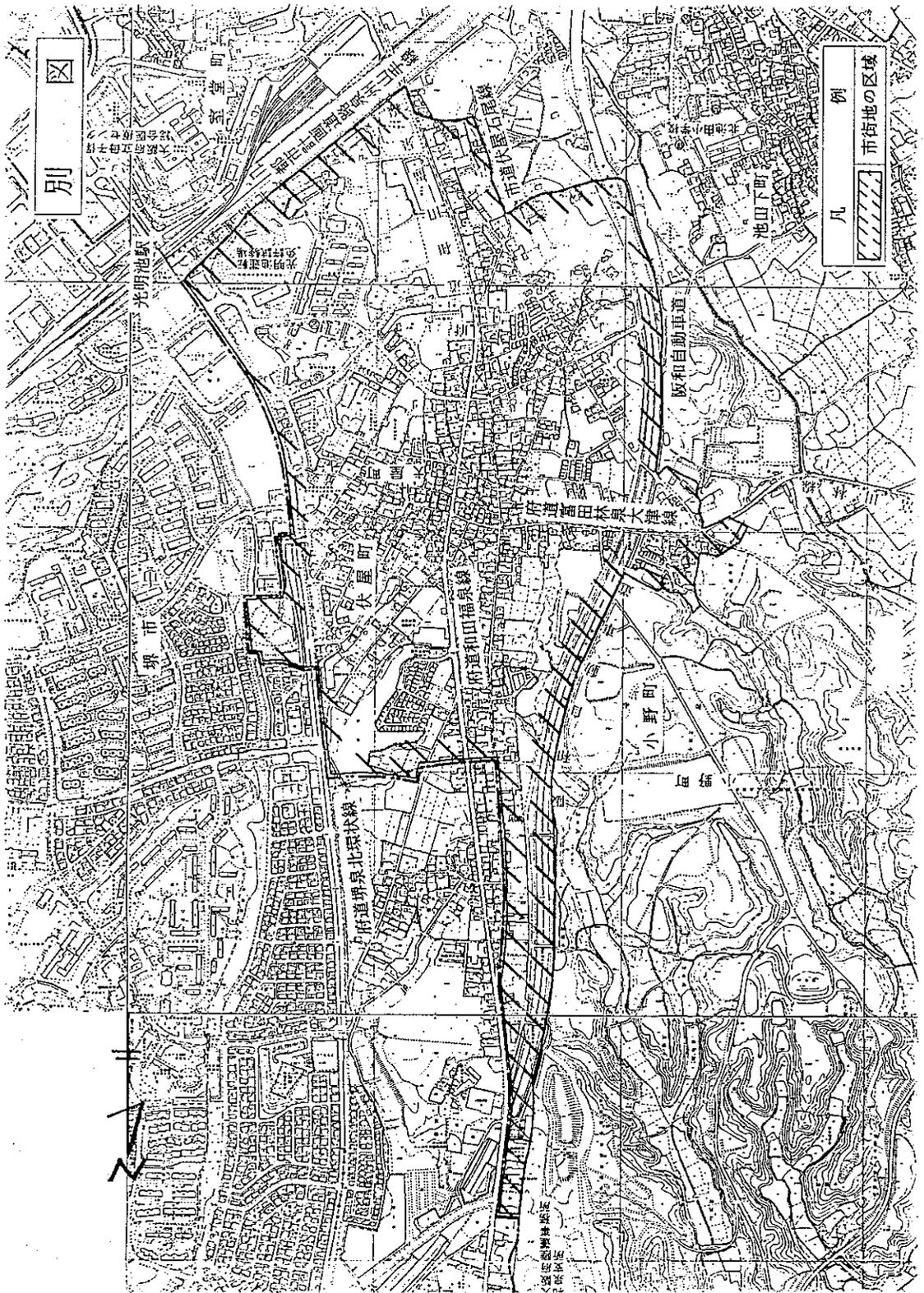
議案第38号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、本市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄



○ 議長（松尾孝明君） 日程第29「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第38号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案理由並びにその内容について、都市整備部田中より御説明申し上げます。

御審議をお願いいたします市街地の区域、いわゆる住居表示実施予定区域は、伏屋町のほぼ全域と池田下町、尾井町、小野町及び阪本町の各一部を含めた区域といたしております。

まず、提案理由でございますが、本市におきましては、和泉府中駅を中心に市街化の進んだ区域から順次、住居表示の整備を進めてまいりましたが、昭和62年、泉北高速鉄道の光明池駅開設により駅に隣接しております当区域は急激に市街化が進行し、平成2年には、住居表示を実施すべき区域を定める1つの参考ともなるDID（人口集中地区）区域にも含まれましたが、5町が錯綜している上、地番も順序よく並んでいないことから、従来の町名と地番で住所をあらわす方法では不便が生じております。これらの不便を解消し、わかりやすい、訪ねやすいまちづくりを推進するため、今回、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により整備を行おうとするものでございます。

なお、本事業につきましては、昨年度より現況調査に着手し、本年6月より関係町会に御理解と御協力をお願いし、8月末に実施予定区域について御同意をいただいたものであります。

次に、内容でございますが、別図にお示ししております区域約95haを街区方式により実施する予定でございます。

なお、当区域内の世帯数は約2,300世帯、人口約7,100人でございます。

最後に、今後の予定でございますが、本議案について御可決をいただきました後、和泉市住居表示整備審議会の開催をお願いし、町名、町割り等について御審議をしていただき、12月開会予定の議会に「町の区域及び名称の変更について」を議案として提案いたします。御可決をいただきましたら大阪府広報により告示をしていただき、来年3月より実施する予定でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

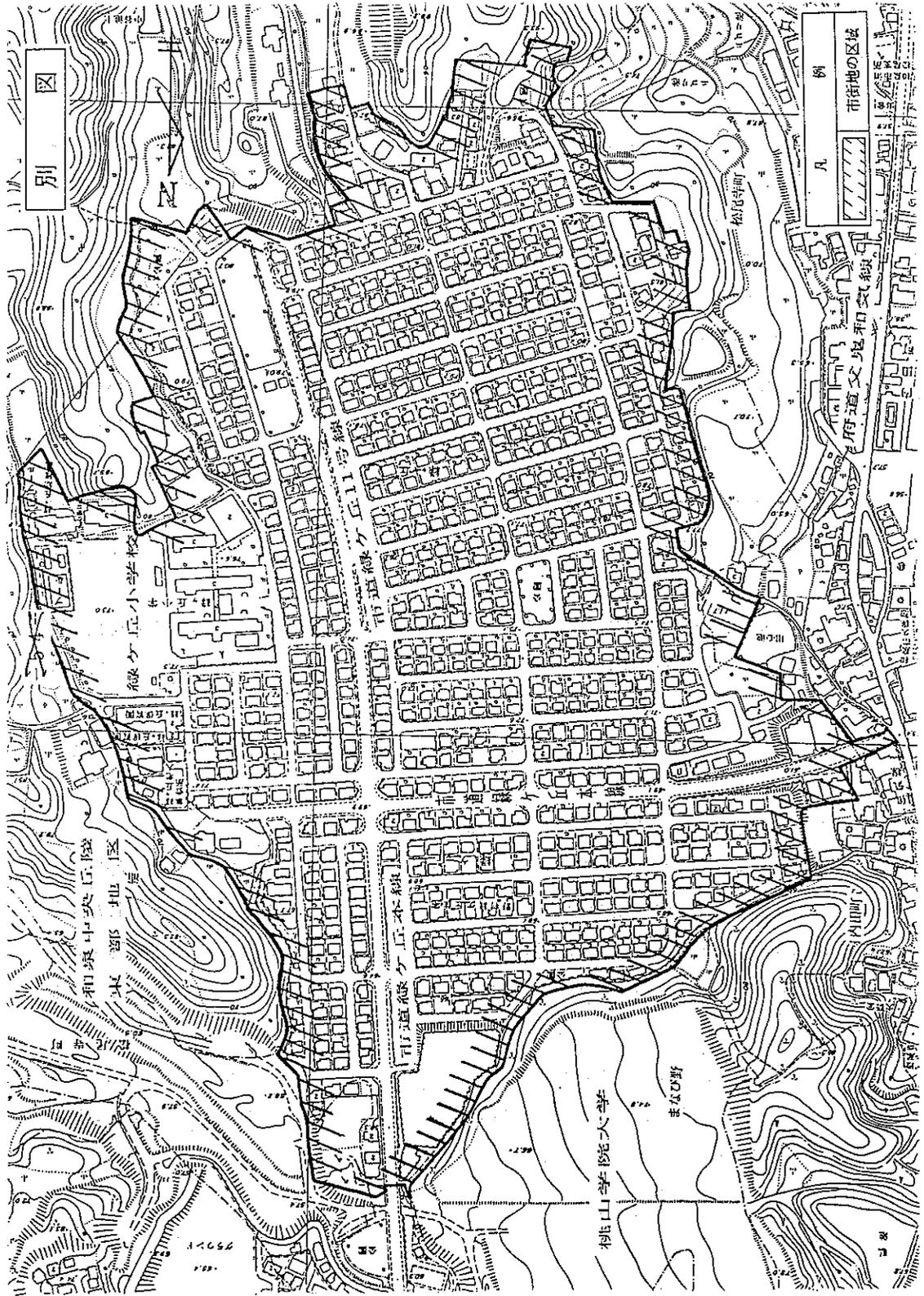
議案第39号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項の規定により、本市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄



○ 議長（松尾孝明君） 日程第30「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第39号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案理由並びにその内容について、都市整備部田中より御説明申し上げます。

御審議をお願いいたします市街地の区域、いわゆる住居表示実施予定区域は、緑ヶ丘のほぼ全域と松尾寺町、内田町及び浦田町の各一部を含めた区域といたしております。

まず、提案理由でございますが、御承知のとおり、緑ヶ丘地区につきましては、開発当初、地区周辺が山林等の未利用地で、土地利用や開発の計画についても明らかでなかったものが、近年の中央丘陵開発の進捗により緑ヶ丘地区としての一定のまとまりが確立されてまいりました。

また、地区の周辺には、複数の飛び地が存在することからこれらを整理し、合わせて従来の町名地番により住所をあらわす方法を改め、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により整備を行おうとするものでございます。

なお、本事業につきましては、昨年度より現況調査等に着手し、本年5月より関係町会に説明し、御理解と御協力をお願いしておりましたところ、8月末に同意する旨をいただいております。

次に、内容でございますが、別図にお示ししております区域約33haを街区方式により実施する予定でございます。

なお、現在の緑ヶ丘地区の世帯数は約760世帯、人口は約2,700人でございます。

最後に、今後の予定でございますが、本議案について御可決をいただきました後、和泉市住居表示整備審議会の開催をお願いし、町名、町割り等について御審議していただき、12月開会予定の議会に「町の区域及び名称の変更について」を議案として提案いたします。御可決をいただきましたら大阪府広報により告示をしていただき、来年3月より実施する予定でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

議案第40号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように制定する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「を定めること」を「等を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」に改める。

「第2章 補償及び福祉施設」を「第2章 補償及び福祉事業」に改める。

第6条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護補償

第10条の次に次の1条を加える。

(介護補償)

第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

(1) 病院又は診療所に入院している場合

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として市長が定めるものに入所している場合

第12条第1項第2号中「未満である」を「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同項第3号中「未満若しくは」を「に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は」に改め、同条第3項第2号中「193」を「201」に改め、同項第3号中「212」を「223」に改め、同項第4号中「4人」を「4人以上」に、「230」を「245」に改め、同項第5号を削る。

第13条第1項第5号中「達した」の次に「日以後の最初の3月31日が終了した」を加え、同項第6号中「未満である」を「に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

第17条の見出しを「（福祉事業）」に改め、同条中「施設をする」を「事業を行う」に改め、同条第1号中「施設」を「事業」に改め、同条第2号中「療養生活の援護」の次に「、被災職員が受ける介護の援護」を加え、「施設」を「事業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。

第24条中「2万円」を「10万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2章の章名の改正規定、第12条第3項の改正規定、第17条の改正規定及び第24条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第12条第3項の規定は、平成7年8月1日以降の期間に係る遺族補償年金の額について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金の額については、なお従前の例による。

理 由

地方公務員災害補償法等の一部改正により、介護補償の創設及び遺族補償年金支給基準等の改善など常勤の職員の公務災害補償制度が見直されたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員についても所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 日程第31「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（戸口泰明君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をい

ただきました議案第40号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室戸口から提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。56ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、先般の地方公務員災害補償法の一部改正により介護補償の創設、遺族補償年金の支給基準の改善など、常勤の職員の公務災害補償制度が見直されたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員につきましても所要の措置を講じるものでございます。

次に、その内容でございます。

議案書57ページ第1条の改正は、従来の条例の目的をより明確にしようとするための文言上の整備でございます。

次の改正は、章名の改正でございまして、第2章の章名を「補償及び福祉施設」から「補償及び福祉事業」に改めようとするものでございます。

次に、第6条の改正及び第10条の2の追加は、介護補償の創設でございまして、公務災害を受けた職員、いわゆる被災職員の中には、重度障害等により介護を受けつつ生活をしなければならぬ者もあり、また、近年の高齢化、核家族化によって家庭で家族のみによって十分介護を受けることが困難な状況になっております。

このような状況から重度被災職員が介護サービスを受ける必要性が高まっていることに鑑み、病院または十分な介護サービスが提供されている施設に入院または入所している場合を除き、常時または随時介護を要する状況にあり、かつ常時または随時介護を受けることなどの要件を満たしている者について、介護補償として介護に要する費用を一定考慮して支給しようとするものでございます。

次に、58ページでございます。第12条の改正でございますが、同条第1項の改正は、遺族補償年金を受けることができる子等の年齢要件の緩和でございまして、従来の「18歳未満」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に改めようとするものであります。

また、同条第3項の改正は、遺族補償年金の支給基準の改善でございまして、遺族数2人の場合の補償基礎額に乗じる率を「193」から「201」に、3人の場合は「212」を「223」にそれぞれ改め、また近年、少子化、核家族化によりまして年金額の算定の基礎となる遺族数の減少を勘案し、遺族数「5人以上」を「4人以上」に改め、率についても「230」から「245」に改めようとするものであります。

次に、第13条の改正は、遺族補償年金を受ける子等の権利の消滅を「18歳に達したとき」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したとき」に改めようとするものでございます。

次に、第17条の改正は、福祉施設は、被災職員に対する外科処置後の医療行為の現物給付や特別援護金、特別支給等の金銭給付を目的としておりますが、一般に福祉施設という名称から施設の整備などが連想され、その名称からは実施内容を理解しにくいことに鑑み、今回、「福祉施設」を「福祉事業」に改めようとするものでございます。

また、福祉事業として被災職員の療養生活の援助だけでなく、介護補償の創設と合わせ、福祉事業につきましても、重度被災職員及びその家族に配慮した介護支援を規定しようとするものでございます。

また、同条第2項として、公務災害の防止に関して必要な事業を行うよう規定しようとするものでございます。

次に、第24条の改正は、虚偽の報告を行った場合の罰金の引き上げでございまして、「2万円」を「10万円」に改めようとするものでございます。

次に、附則第1項及び第2項は、適用日に関する規定でございまして、まず、第1項は、第1条の改正規定、第2章の章名の改正規定、第12条第3項の改正規定、第17条の改正規定及び第24条の改正規定を公布の日から施行し、その他の改正規定につきましては、平成8年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、第2項は、条例第12条第3項の遺族補償年金額を平成7年8月1日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第45号の提案の理由並びに内容について御説明を終わらせていただきます。

なお、60ページ以下に記載しております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議をいただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

議案第41号

和泉市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定について

和泉市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例（案）

和泉市ラブホテル建築規制条例（昭和57年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 第1種低層住居専用地域
- (2) 第1種中高層住居専用地域
- (3) 第2種中高層住居専用地域
- (4) 第1種住居地域
- (5) 第2種住居地域
- (6) 準住居地域
- (7) 準工業地域
- (8) 工業専用地域

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律に基づく新用途地域の施行に伴い、所要の規定の整備を行なう必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 日程第32「和泉市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部次長（上出 卓君） 都市整備部上出でございます。お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第41号「和泉市ラブホテル建築規制条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明をいたします。議案書65ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律に基づく新用途地域の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたことから法との整合性を図

るため、今回、同条例の一部を改正する条例を御提案申し上げる次第であります。

その内容につきましては、同条例の第4条の各号を次のように改める、として、

- (1) 第1種低層住居専用地域
- (2) 第1種中高層住居専用地域
- (3) 第2種中高層住居専用地域
- (4) 第1種住居地域
- (5) 第2種住居地域
- (6) 準住居地域
- (7) 準工業地域
- (8) 工業専用地域

に改めようとするものであります。

これにより結果的には、商業地域及び近隣商業地域のみが建築可能となり、考え方としては、改正前と変更はございません。

なお、附則につきましては、この条例は、規則で定める日から施行する、としておりまして、新用途地域の施行日に合わせて施行する予定でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。参考資料の新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（並河道雄君） 建てられる地域はどこどこですか。もう一度お願いしたい。
- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- 都市整備部次長（上出 卓君） 従来どおりでございます、商業地域及び近隣商業地域が可能でございます。
- 20番（並河道雄君） わかりました。
- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○

議案第42号

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例制定について

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する

条例の一部を改正する条例(案)

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平成4年和泉市
条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表低層住宅地区Ⅰの項(イ)用途に関する制限の欄中「令第130条の3第5号又は第6号」
を「令第130条の3第6号又は第7号」に改め、同表低層住宅地区Ⅱの項(イ)用途に関する制
限の欄中「店舗、事務所又は飲食店(以下この項において「店舗等」という。)」を「店舗等
(法別表第二(ハ)項第5号に掲げるものをいう。以下同じ。)」に、「令第130条の3第5号
又は第6号」を「令第130条の3第6号又は第7号」に、「食品製造業の工場(令第130条の6)」
を「和泉中央線との道路境界線から20メートルの範囲以外の区域においては、住宅又は共同住宅
で事務所の用途を兼ねるもの」に改め、同表中高層住宅地区の項(イ)用途に関する制限の欄中
第3号を削り、第4号を第3号とし、同表生活サービス施設地区の項(イ)用途に関する制限の
欄中「500平方メートルを超えるもの」を「この限りでない。」に改め、同表研究開発地区の項
(イ)用途に関する制限の欄中「法別表第2商業地域内に建築してはならない建築物のうち、」
を「法別表第二(リ)項」に改め、同表中央駅前地区の項(イ)用途に関する制限の欄中第2号
を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律に基づく新用途地域の施行に伴い、所要の規
定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（松尾孝明君） 日程第33「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 都市整備部次長（上出 卓君） 都市整備部上出でございます。お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第42号「和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明をいたします。議案書の69ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、本件につきましても先ほどの議案と同様、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律に基づく新用途地域の施行に伴い所要の規定の整備を行う必要が生じたことから、今回、同条例の一部を改正する条例案を御提案申し上げる次第であります。

その内容につきましては、同条例の一部を次のように改正する、として、別表低層住宅地区1の項（い）用途に関する制限の欄中「令第130条の3第5号または第6号」を「令第130条の3第6号又は第7号」に改め、同表低層住宅地区の項（い）用途に関する制限の欄中「店舗、事務所又は飲食店（以下この項において「店舗等」という。）」を「店舗等（法別表第二（は）項第5号に掲げるもの、以下同じ。）」に、「令第130条の3第5号又は第6号」を「令第130条の3第6号又は第7号」に、「食品製造業の工場（令第130条の6）」を「和泉中央線との道路境界線から20メートルの範囲以外の区域においては、住宅又は共同住宅で事務所の用途を兼ねるもの」に改め、同表中高層住宅地区の項（い）用途に関する制限の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表生活サービス施設地区の項（い）用途に関する制限の欄中「500平方メートルを超えるもの」を「この限りでない。」に改め、同表研究開発地区の項（い）用途に関する制限の欄中「法別表第2商業地域内に建築してはならない建築物のうち」を「法別表第二（り）項」に改め、「同表中央駅前地区の項（い）用途に関する制限の欄中第2号を削り、第3号を第2号とする」としてございます。

以上が、改正の内容でございますが、法の改正に伴い条文の整合を図るものでありまして、基本的な規則内容の変更はいたしてございません。

なお、附則では、この条例は、規則で定める日から施行する、としておりまして、新用途地域の施行日に合わせて施行する予定でございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。参考資料の新旧対照表等を御参照の上、よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松尾孝明君）「本件について質疑、御意見ありませんか。」
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

議案第43号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年和泉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,600円」を「8,700円」に、「13,900円」を「14,000円」に改め、同条第4項中「33円」を「67円」に改める。

第12条第1項第2号中「193」を「201」に改め、同項第3号中「212」を「223」に改め、同項第4号中「4人」を「4人以上」に、「230」を「245」に改め、同項第5号を削る。

別表第1中「12,140」を「12,240」に、「13,020」を「13,120」に、「13,900」を「14,000」に、「10,370」を「10,470」に、「11,250」を「11,350」に、「8,600」を「8,700」に、「9,490」を「9,590」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び第4項並びに別表第1の規定は、平成7年4月1日（以下「第1適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに第1適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で第1適用日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

- 3 新条例第12条第1項の規定は、遺族補償年金のうち、平成7年8月1日（以下「第2適用日」という。）以後の期間に係る分について適用し、第2適用日前の期間については、なお従前の例による。
- 4 第1適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項及び第4項並びに別表第1の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（第1適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（第1適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。
- 5 第2適用日から施行日の前日までの間において、旧条例第12条第1項の規定に基づく遺族補償年金（第2適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく遺族補償年金の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成7年政令第89号）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める一部を改正する政令（平成7年政令第299号）が公布、施行されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に従い補償基礎額を引き上げ、消防団員等に対する損害補償の充実を図る必要がある。

これが、この新条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 日程第34「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 消防本部理事（池野 透君） 消防本部池野でございます。定例的な消防関係議案の御審議、まことに恐縮に存じます。お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第43号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書77ページでございます。
- 今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、消防団員等に対する損害補償の充実が図られたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたので、御提案申し上げた次第であります。
- 次に、改正の内容でございますが、第5条第2項第2号につきましては、市民の消防作業従事協力に対する損害補償の基礎額を定めたものでありまして、現行最低補償額「8,600円」を

「8,700円」に、また、その者が通常得ている収入に比べ公正を欠くと認めるときの最高補償額「13,900円」を「14,000円」に改めようとするものであります。

同条第4項は、補償基礎額に対する扶養加算を定めたものであり、扶養親族のうち15歳から22歳の特定期間にある子1人につき、現行「33円」を「67円」に改めようとするものであります。

第12条第1項は、遺族補償年金の給付率を定めたものであり、同条第2号遺族数2人のとき、「現行補償基礎額に193を乗じて得た額」を「201」に、同条第3号遺族数3人のとき、「現行補償基礎額に212を乗じて得た額」を「223」に、また、世帯数の減少、遺族の生活実態等を踏まえ、同条第4号遺族数「4人」を「4人以上」に、「現行補償基礎額に230を乗じて得た額」を給付率の最高限度である「245」にそれぞれ改め、同条第5号を削除しようとするものであります。

さらに、別表第1につきましては、消防団員に対する補償基礎額を定めたものでありまして、階級及び勤続年数により現行最低額8,600円から最高額13,900円までの9段階に区分されておりますが、これをそれぞれ一律100円引き上げ、最低額8,700円から最高額14,000円に改めようとするものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、改正後の適用は、補償基礎額については、平成7年4月1日以降に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等について適用し、また、遺族補償年金については、平成7年8月1日以降の期間に係る分について適用することといたしております。

参考資料といたしまして80ページ以降に新旧対照表を掲げさせていただきましたので、御参照りたいと存じます。

なお、現在のところ、改正条例の適用者は、4月1日以降に支給すべき事由の生じた損害補償1件でございます。

以上、提案理由並びにその内容について説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

議案第44号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改定する。

第5条第1項中「保険医療機関又は保険薬局について」を「保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）について」に、「以下この条において同じ。」を「以下この条及び次条において同じ。」に、「当該保険医療機関又は保険薬局」を「当該医療機関等」に改め、同条第2項を削る。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1を加える。

（精神・結核医療給付金）

第5条の2 被保険者が次に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金を支給する。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条、第29条の2又は第32条に規定する医療

(2) 結核予防法（昭和26年法律第96号）第34条又は第35条に規定する医療

2 精神・結核医療給付金の額は、前項各号に掲げる医療に要する費用の額から、当該医療について国民健康保険法の規定により受けることができる給付により負担される額、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により負担される額（同法第31条の規定により徴収された費用の額を除く。）及び結核予防法の規定により負担される額並びにその他の法令により受けることができる給付により負担される額を控除した額とする。

3 被保険者が第1項第1号（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条及び第29条の2に規定する医療を除く。）及び第2号に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者が医療機関等に支払うべき当該医療に要した費用について、精神・結核医療給付金として当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し支給すべき額の限度において、世帯主に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、世帯主に対し、精神・結核医療給付金の支払があったものをみなす。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成7年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 新条例の規定は、適用日以降の医療について適用し、適用日前に改正前の和泉市国民健康保険条例に規定する医療を受けた被保険者及び被保険者であった者の当該医療に係る一部負担金については、なお従前の例による。

理 由

結核予防法の一部を改正する法律（平成7年法律第93号）及び精神保健法の一部を改正する法律（平成7年法律第94号）が公布されたことに伴い、本市においてもその法律の趣旨にかんがみ、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 日程第35「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 市民生活部理事（長岡敏晃君） ただいま御上程いただきました議案第44号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について、市民生活部長岡より御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、先般、法律第93号によりまして結核予防法の一部を改正する法律、また、法律第94号によりまして精神保健法の一部を改正する法律が公布され、去る7月1日から施行されております。これらの法律の改正に伴いまして、本市の国民健康保険条例の規定につきましても所要の改正を行う必要が生じた次第であります。

今回の法律の改正の概要でございますが、精神障害者の社会復帰の促進、結核罹患率の低下傾向、医療保険制度の充実などの状況に鑑み、精神及び結核に係る医療費の負担が、公費優先から保険優先の仕組みに改められるとともに、被保険者が負担する一部負担金につきましても、100分の15から名称も患者負担金に改められ、100の5相当額とされたところであります。

当該負担金につきましても、従来より精神・結核医療に係る一部負担金は支払うことを要しないと本条例第5条第2項に規定してまいりましたが、今回の法律の改正によりまして被保

険者が負担する額が一部負担金から患者負担金に改正されたため、現行の条例での対応が困難となったところであります。

府下各市では、従来の一部負担金と同様、当該患者負担金につきましても患者に負担を求めない方向で対応することとし、本市におきましても、精神・結核医療給付金として被保険者に任意給付する規定を今回の改正で整備をさせていただくものであります。

それでは、国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容について御説明申し上げます。議案書本冊84ページでございます。

まず、第5条第1項でございますが、保険医療機関及び保険薬局（以下「医療機関等」という。）などの文言の整備を行うとともに、今回の法律の改正に伴いまして、精神・結核医療に係る一部負担金の免除を規定しておりました第5条第2項の効力がなくなりますことから、同項を削るものであります。

次に、第5条の2でございますが、療養の給付期間を規定いたしております第5条の2を第5条の3と繰り下げをいたしまして、新しく第5条の2として、従来の精神・結核医療に係る一部負担金の免除に代わる措置といたしまして、精神・結核医療給付金を被保険者に給付するための規定を整備するものであります。

最後に、施行日でございますが、公布の日から施行することとし、平成7年7月1日から適用することといたしております。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明といたします。

なお、86ページから88ページに新旧対照表を添付いたしておりますので御参照をいただきまして、何とぞよろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

議案第45号

平成7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）

平成7年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ755,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,724,487千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 分担金及び負担金		835,992	367,547	1,203,539
	1. 分担金	30,671	6,489	37,160
	2. 負担金	805,321	361,058	1,166,379
11. 国庫支出金		5,063,756	65,796	5,129,522
	2. 国庫補助金	1,855,691	65,796	1,921,487
12. 府支出金		3,717,125	38,215	3,755,340
	2. 府補助金	2,454,129	38,215	2,492,344
13. 財産収入		246,197	45,796	291,993
	2. 財産売払収入		45,796	45,796
15. 繰入金		3,242,229	95,757	3,337,986
	1. 特別会計繰入金	51,229	95,757	146,986
16. 諸収入		3,707,799	700	3,708,499
	5. 雑入	2,117,495	700	2,118,195
17. 市債		2,922,938	104,700	3,027,638
	1. 市債	2,922,938	104,700	3,027,638

18. 繰越金		98,742	37,234	135,976
	1. 繰越金	98,742	37,234	135,976
歳入合計		46,968,742	755,745	47,724,487

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,057,205	29,768	5,086,973
	1. 総務管理費	3,246,472	29,768	3,276,240
5. 農林水産業費		441,892	4,514	446,406
	1. 農業費	434,285	4,514	438,799
7. 土木費		10,432,897	464,283	10,897,180
	2. 道路橋梁費	2,941,634	367,258	3,308,892
	4. 都市計画費	3,966,338	97,025	4,063,363
8. 消防費		1,326,550	24,700	1,351,250
	1. 消防費	1,326,550	24,700	1,351,250
9. 教育費		4,872,057	5,000	4,877,057
	6. 保健体育費	423,185	5,000	428,185
13. 災害復旧費		57,400	227,480	284,880
	1. 農林施設災害復旧費	18,500	58,190	76,690
	2. 土木施設災害復旧費	38,900	129,290	168,190
	3. 教育施設災害復旧費		40,000	40,000
歳出合計		46,968,742	755,745	47,724,487

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事	項	期 間	限 度 額
上代伏屋線整備事業		平成7年度 } 平成8年度	57,000

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
道路整備事業	616,900	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	606,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
都市計画整備事業	115,100	同上	同上	同上	同上	160,100	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	55,700	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内)ただし、 同上	75,200	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内)ただし、 同上
災害復旧事業						50,600	同上	同上	同上	同上
計	2,922,938					3,027,638				

○ 議長（松尾孝明君） 日程第36「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事（阪 豊光君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第45号「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」につきまして御説明申し上げます。

今回、御上程いただきました補正予算の内容は、7月の災害による復旧事業費の追加、補助事業の確定に伴います事業費の補正並びに単独事業費の追加等でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。89ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,574万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ477億2,448万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、上代伏屋線整備事業におきまして、国庫補助が7、8年度の分割となったことに伴い債務負担行為限度額を設定いたすもので、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債限度額の補正でございまして、その内容は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明申し上げます。99ページでございます。

まず、総務費では、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金2,976万8,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費では、一般畜産業費として451万4,000円を計上いたしました。

土木費では、4億6,428万3,000円を追加計上いたしました。

内容といたしましては、光明池春木線整備事業で4,000万円、唐国久井線整備事業で3億1,590万8,000円、交通安全施設整備事業で6,435万円、黒烏山公園整備事業で9,702万5,000円をそれぞれ追加計上いたしました。また、防衛施設周辺整備事業の上代伏屋線は7、8年度の2カ年事業となったため、5,300万円を更正減いたしましたものでございます。

なお、今回、更正減いたしました事業費に400万円を追加し、債務負担行為限度額として計上いたしました。

消防費では、消防団活性化対策事業用備品で70万円、防火水槽設置工事費で2,400万円を追

加いたしました。

教育費では、史跡池上曾根整備事業費で工事請負費から委託料等に組み替え執行いたします。また、体育施設費といたしまして、市民グラウンド排水路整備工事費で500万円を追加計上いたしました。

災害復旧費といたしまして、2億2,748万円を追加計上いたしました。内容といたしましては、農業施設3カ所3,655万円、林業施設4カ所2,164万円、道路橋梁7カ所3,305万円、河川21カ所9,624万円、槇尾山森林浴コース4,000万円をそれぞれ追加計上いたしましたものがございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算について御説明いたします。96ページに戻っていただきたいと思っております。

まず、歳出に関連いたします特定財源といたしましては、分担金及び負担金で3億6,754万7,000円、国庫支出金で6,579万6,000円、府支出金で3,821万5,000円、諸収入70万円、市債1億470万円をそれぞれ追加計上いたしました。

一般財源といたしましては、財産区財産売払収入4,579万6,000円。

繰入金では、公共用地先行取得事業特別会計から9,575万7,000円。

前年度繰越金で3,723万4,000円を追加計上いたしました。

以上が、今回、御上程いただきました議案第45号「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。私は本論として、まず、槇尾山森林浴コース災害復旧工事費4,000万円についてお聞きをしたい。その前に、道路橋梁等の災害復旧費の中にどういふものが入っているか、先に御説明をしていただだけませんか。その説明をしていただいから槇尾山の方に入らせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 道路課長（関 和直君） 道路課関でございます。それは災害の内容でございましょうか。
- 12番（大谷昌幸君） それでは、端的に聞きます。これは農林関係になると思いますが、春木町の井の木橋の損傷、それ以外に横山地区で2つの橋梁その他農道等がありますが、それらがこの中に含まれているのかどうか。
- 道路課長（関 和直君） 道路課関です。道路災害の分につきましては、市道認定をしております道路災害の復旧でございます。路肩の崩壊、陥没、土砂崩れの復旧等でございます。

○ 12番（大谷昌幸君） それでは、榎尾山の方に移らせていただきたいんですが、これは今まで建設するのに相当のカネが入っていると思います。まず、5年ほど前になると思いますが、それからの工事の経過と所要金額をお尋ねをいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 都市整備部次長（藤本 仁君） 年度別の方がよろしいでしょうか。

○ 12番（大谷昌幸君） 年度別でなくても、最初、1億2,000万円かで議会の承認を求めたはずですね。それから以後、追加、追加をしてきてますが、私の記憶では、4億5,000万円か6,000万円になっていると思います。

○ 都市整備部次長（藤本 仁君） それでは、公園課の藤本からお答え申し上げます。

公園課といたしましては、平成2年度におきまして企画課より当該事業の測量及び設計の委託を受けまして、2,399万1,790円でコンサルに発注をいたしました。その後、企画、社会教育課と協議を進めながら平成3年度に教育委員会より依頼を受け、整備を行ったものでございます。

各年度における受託事業費といたしましては、平成3年度に1億4,523万円、平成4年度に2億3,800万40円、平成5年度に2,799万5,400円、整備工事費の合計といたしましては、4億1,122万5,440円ということになってございます。委託料2,399万1,790円を合わせますと、4億3,521万7,230円となっております。

以上でございます。

○ 12番（大谷昌幸君） わかりました。これが企画から公園へ変わり、完成して後の管理の面で社会教育の方へ変わってきたと記憶しています。

最初、1億4,523万円の工事請負契約が議会に出てから以後に約3億円近いカネが次々に追加されてますね。これは同じ業者に出したわけですか。それとも、途中で業者が変わってますか。

○ 都市整備部次長（藤本 仁君） 御説明申し上げます。

当初、平成3年度の1億4,523万円の工事は、1つの業者でございます。4年度も同じ造成等の工事と付帯も合わせまして同じ業者でございます。5年度も一体的な工事でございますので、同業者によって行っております。

○ 12番（大谷昌幸君） 最初、総額の3分の1ほどが議会に同意を求め、あとの3分の2という大きな金額を次々と追加で入れていってます。これが供用開始になったのが平成5年10月25日と記憶しています。前の課長にお聞きすればわかると思いますが、4年の6月でしたか、私は素人ですが、工事にかかる前から何回も見に行きました。5月か6月の初旬に見に行くと

き、公園課の方に「今度、梅雨の間にえらい雨が降ったらあそこは必ず崩れると思うけれど」と言うていたら、そのとおりの現象が7月初めに起こりました。そのためたしか二千何百万円かを補強するのに追加してるはずです。

われわれ以上に御専門の方がおられますので、あえて時間を取って申し上げたいんですが、自然ほど怖いものがない。山というのは、削れば崩れるのは毎年、どこかで災害が起きるたびに言われてることです。新聞でも必ず載ってます。一昨日、新宮市で起きた災害は、山を削ってないのに雨だけで崩れ、3人の犠牲者が出ています。

このハケ丸山というのは、420mほどの低い山です。私は7月4日の豪雨の後、必ず被害を受けてるんじゃないか思い公園課に聞いたのですが、余り言いたがらない。社会教育の方に聞いても、まあまあということでした。

そこで、私は7月11日午前9時半ごろ、実際にこの足で見に行きました。あの貯水池の中に立ち木が10本以上も倒れ込んでおり、その前の花を植えてあるところ、ローラースケートから降りる来たところの道路面から花を肌えてあるところ、その下の貯水池に至るところが全部流されてます。貯水池のブロックを積んであるところから後ろの山の頂上まで恐らく40~50m、展望台のところまで精々100mぐらい、そのぐらいの高さの山であれだけ大きな被害を受けたということは、どんな工事であったと思いますか。もし、建売住宅でそのような住宅を建てたのなら大きな社会問題になってます。そういうことをおわかりになってますか。

今回の豪雨の後、何人の方々に行っていたいたんですか。社会教育の方、特に青少年の家の方は、余りにもむごたらしい悲惨な荒れ方に気を遣われたのか、自分らで杭やまく板を買われ、補修できるところを補修されてましたよ。しかし、この道たるやものすごく傾斜が厳しい。最初の入り口から浸水地域と言うている100mから130mぐらいまでの間は割合平坦ですが、その上からは相当傾斜は厳しい。私は、1週間に1回ぐらい山歩きに行くので、あのコースは20分もあれば展望台まで上がりますが、それでも大分息切れします。

これは「森林浴コース」という名前を付けてますが、いつも浸水する地域だけは何とか日影がありました。後は、全部日の当たった中を上がって行かなければなりません。全然、日影はひとつもありません。それだけ木を切ったんやから、大きな雨が降れば大災害が起きるのは当然です。みかん畑へ行くまでの大きくカーブしているところの荒れ方はすごいです。大きな高さが2m余りもあるコンクリートの下がないんですよ。鉄筋パイプを打ってないので、下が全部洗われてしまってます。だから、上がひっくり返ってしまってます。4億4,000万円という大きなカネを使い、その上にこの4,000万円というカネをどうして注ぎ込むんですか。

私が例を挙げました春木町の井の木橋。これは松尾川に架かる農道の橋ですが、その南側に

十数世帯がおられます。この橋が7月4日の大雨で通行止めになってしまった。ちょうど川が蛇行しているので、隣の工場の擁壁も全部ひっくり返ってしまった。蛇行している部分に水がどれだけの力で当たるかは、専門家でなくても、小学校の生徒でも理科で習って知ってますよ。

この井の木橋について、農林課の方が苦勞し、この補正に上がっているのか知りませんが、鉄板を掛けて修理をしてくれたので、何とか小さい軽自動車ぐらいは通っていますが、現在も大きな車は通れない。だから、その世帯の方々は、日常のごみを父鬼和氣線のところまで持ち出しているんですよ。そして、バキュームカーは、近道の側道、いわゆる稲葉地区から2km余り迂回してもらい、町会長が立ち会いで狭い2m足らずの里道から入ってもらってるんです。そういうところの修理を後回しにし、こんな森林浴コースの修理をなぜ先にするんですか。

また、そこの槇尾川の井ノ口と和氣の間の緑田橋の歩道橋が陥没してます。「一体、いつ修理してくれるんか」と市民の方の声もあったので、道路課から大阪府の鳳土木へ聞いていただいたら、国の災害補助金の関係もあり、多分、11月に現在のものを撤去し、12月に新しいのを架けるといことです。この橋にしても、私事で恐縮ですが、あの中での低水位護岸工事を桑原の方からやり出したとき、府の農林水産の方の囑託を受けて仕事をしていますので、それで報告をしたんです。皆さん、断面図を頭に浮かべてください。あれだけの低水位護岸工事をしたため、何パーセントが水量の流れる範囲が狭くなります。そして、今度の豪雨で真ん中に水が寄ってきたので、あの歩道橋に上から流れてきた大きな立ち木が引っ掛かり、その重みで下に落ち込んだ格好になってます。それすらもまだ修理ができない。和氣、小田町の方から府中地区へ来られる方がどんなに不便を感じてますか。

そういうものがまだ修理ができないのに、なぜ森林浴コースを急ぐんですか。これこそ全部市単でやるんでしょう。それだけのカネがあるのでしたら、もっとほかの被害を受けているところをやっていただきたい。今、言いましたように春木の橋もあれば、福瀬にも同じ状況のところがあるはずなのに、それらを後回しにしてグリーンランドをなぜ急ぐのか。それだけお答えください。

ことによったら、私は、この補正に反対をします。今、和泉市がどんな財政状況にあるか。決して他市に比べて余裕のある状況ではない。それやのに、市単の分を今ごろ出してきて、後は、補助金待ちやから年末にするという気持ちがわからない。本当に市民的立場に立って行政をやってくれているのか、全くわかりません。御説明願います。

○ 社会教育部次長(田丸勝之君) 社会教育部田丸より御答弁申し上げます。

森林浴コースの被害状況につきましては、私どもは、7月4日午後から現場へ見に行かせて

いただきました。その中で施設に多大の損傷が生じておりましたことは事実でございます。そのため教育委員会としては、市民の方々の利用が困難な状況になっていることから、一時的に利用願っておりましたが、非常に危険が伴いますことから1日も早く復旧工事に着手し、安全、快適に利用していただくため、今回、補正をお願いをしたわけでございます。よろしく御理解賜りたいと思います。

- 12番（大谷昌幸君） それで7月11日には中へ入れたが、その次の8月15日の盆に行ったときは、バリケードを張って入ったらあかんということになってました。そんな中へ入ったらあかんというところに入る人はおりませんわ。

今までどれだけの人が行っているのか知りませんが、1回行った人が2回行きますか。私は馬鹿ですからね。それに自分の職責のことがあるので、今まで数回行ってますが、いつ行っても何の変哲もない。5月にも行きましたが、途中で子供を連れて人など4組ほどと会っただけです。その次、たしか秋でしたか、坪井町の人で孫を連れて1組と会っただけです。以前、粉河町がつくった葛城山の上を引き合いに出しましたが、ここなら何回行っても、売店もあるし、面白みがありますよ。しんどくないしね。そんな利用状況のところではそれぐらい急がないといけないんですか。社会教育は、学童保育は後回しにしてでもね。一体、どういうところからこの4,000万円を出してきたんですか。

- 教育長（杉本弘文君） 杉本からお答えさせていただきます。

この工事を急いでなぜ先にするのか、という御質問でございますが、これは教育委員会としてお答えすることはできません。教育委員会としては、槇尾山グリーンランドを1日も早く正常に復帰したいという気持ちから、今回の補正予算をお願いをしたところでございます。

私も現場に行っております。過般の大雨の折、沢から流れ出た大水によってグリーンランドの登山道の一部がえぐり取られ、頂上にある便所の汲み取り等についても、車の通行が危険な状態ということがまず、1つございます。御指摘のように頂上の手前のあじさい園の隣の一部が土砂崩れで貯水池に流れ込んでおります。大まかには、これら土砂崩れの現場工事ということになるかと思えます。

御承知いただいておりますようにこの森林浴コースは、ふるさと創生事業ということで、市民のアンケート調査による要望の中でつくられたものでございまして、平成5年10月、「槇尾山グリーンランド」という愛称の中でオープンしたものでございます。新緑あるいは紅葉のシーズンには、たくさんの子供や家族連れの市民や市外の方々にもお越しをいただいているところでございます。たまたま知りませんが、私が上がったときは、他市からお越しの方も見受けております。

ようやくグリーンランドとしての愛称のもとに知られてまいりました。まだまだPRの足りない点は反省しておりますが、槇尾山と並んで本市のハイキングあるいは山登りコース、青年の健全育成の場、さらには、市民に親しんでいただけるレクリエーションの野外活動の場として整備を進めてまいりたい、このようなことから、今回の補正予算をお願いしたところでございます。

道路の方が先かどうか、という点については、私どもの方からの回答は控えさせていただきます。

- 12番（大谷昌幸君） 今の説明はよくわかっております。大阪府でそのような施設を1冊のパンフにまとめたものが今年の春に出ています。それにも載ってますから、他市からも来るでしょう。あなたの言葉尻をつかまえるわけではないが、私は最初、「あれはいらわん方がええ」と言いましたら、「軽四のバキュームカーを登らすためにあの道を広げるんや」という返答でした。みかん山の手前のV字型にカーブしているところが崩れてますが、軽四なら十分通れますよ。それを運転できないような人は、バキュームカーの運転はできないと思います。現在、バリケードを張ってますが、何もバキュームカーで無理に汲みに行かなくても、第一、トイレへ行っても水が出ません。そして、これは公園から社会教育が管理委託だけ受けてるんやから、なぜそんなに急がないといけないんですか。

時間を取りますので返事は要りませんが、ここで認めろ、と言うなら認めますが、先ほどから言いますように災害のために和泉市民が迷惑を受けているところを先に修理をし、それが終わるまでこれを凍結するんやったら、私は賛成します。凍結しないんやったら、私は退席、反対します。

- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

（大谷昌幸議員退席）

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○

（大谷昌幸議員着席）

議案第46号

平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成7年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,322千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入		51,229	95,757	146,986
	1. 財産売払収入	51,229	95,757	146,986
歳入合計		155,565	95,757	251,322

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 諸支出金		51,229	95,757	146,986
	1. 一般会計繰出金	51,229	95,757	146,986
歳出合計		155,565	95,757	251,322

- 議長(松尾孝明君) 日程第37「平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。
- 議長(松尾孝明君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(阪 豊光君) ただいま御上程をいただきました議案第46号「平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、総務部阪から内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、先ほど、御説明申し上げました一般会計黒鳥山公園整備事業に関連いたしまして、本会計所有の先行取得用地の事業化に伴い、一般会計に売却いたしますものでござい

す。

それでは、予算書に基づきまして、御説明申し上げます。106ページでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,575万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億5,132万2,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、事項別明細書の御説明を申し上げます。108ページでございます。

歳入予算といたしまして、土地売払収入9,575万7,000円を計上いたしました。

また、歳出予算では、諸支出金で土地売払収入分を一般会計を繰り出すべく同額を計上いたしました。

以上、まことに簡単でございますが、議案第46号「平成7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

議案第47号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成7年10月2日 提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

○ 議長（松尾孝明君） 日程第38「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第47号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の定数は3名でございますが、このたび、小路山雄一氏が任期満了を迎えられることになりましたが、小路山雄一氏におかれましては、昭和61年以来3期9年間にわたり豊富な知識を生かし、昨今の目まぐるしい税環境の変化の中、その職責を全うされておられますので、今後とも引き続いてその任に当たっていただきたく、議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、小路山雄一氏の住所は、和泉市福瀬町909番地。生年月日は、昭和7年2月2日生まれの63歳であります。職業は、醬油醸造業等を営まれておられます。経歴の詳細につきましては、お手元御配付の参考資料のとおりでございます。何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案どおり御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の御説明に代えさせていただきます。どうかよろしくをお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号を原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま御同意をいただきました固定資産評価審査委員会委員よりあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

（固定資産評価審査委員就任あいさつ）

○ 固定資産評価審査委員会委員（小路山雄一君） このたび、固定資産評価審査委員会委員に選任されましたに小路山雄一でございます。浅学非才な私に再び固定資産評価審査委員会委員という重責を与えられましたことは、まことに身に余る光栄と感謝いたしております。本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

近年、地価の異常な高騰の後、バブル経済の崩壊に伴う急激な地価の下落など社会情勢の目まぐるしい変化の中、住民の固定資産税に対する関心も非常に強いものがございます。それだけに固定資産の評価に当たっては、住民の理解を得ながら、特に慎重な対応が求められているところでございます。これらのことを十分認識いたしまして、審査委員として厳正、公正な立

場を保ち、適切な審査に努める所存でございます。議会の皆様にも従来同様、御支援、御鞭撻のほどを賜りますようお願いを申し上げまして、まことに簡単でございますが、御礼のごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

平成7年10月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤 阪 和 見
同	友 田 博 文
同	若 浜 記久男
同	田 代 一 男
同	池 田 秀 夫
同	柏 富久蔵
同	竹 下 義 章
同	穴 瀬 克 己
同	西 口 秀 光
同	天 堀 博

フランスと中国の核実験に反対する決議

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第12号

フランスと中国の核実験に反対する決議

第二次世界大戦の終結と、広島、長崎の原爆被爆から50年という大きな節目を迎え、我が国の被爆者の訴えを初めとする世界中の平和運動のうねりが、核兵器の廃絶に向けた確かな潮流となってきた。

こうした中で、中国が核実験を強行し、去る9月6日早朝にフランスが核実験を強引に再開し、さらに10月2日にも前回の五倍といわれる大規模な実験を実施したことは、核実験廃止を求める国際世論を無視し、世界的な核軍縮の流れに逆行するものであり、いかなる理由があろうとも断じて許すことはできない。

両国の核実験は、核保有国が行うべき核軍縮努力を自ら放棄するものであり、国際社会の努力

に水を差し、ひいては各国が実験再開に踏み切る契機ともなりかねない。

唯一の被爆国である我が国において、特に本市議会は「核兵器廃絶・平和都市宣言」を行っており、ここに強く遺憾の意を表明するとともに、中国の核実験継続とフランスの核実験再開の強行に強く抗議するものであり、今後、全ての国の核実験の中止を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成7年10月3日

大阪府和泉市議会

フランス共和国大統領
中華人民共和国首相 } 宛

- 議長（松尾孝明君） 次に、日程第39、議員提出議案第12号については、議案名とその内容の一部に変更がありましたので、お手元に御配付の議案書の差し替えと議事日程表の御訂正をお願いいたします。

それでは、日程第39「フランスと中国の核実験に反対する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりであります。議員皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第12号は、原案どおり決議することに決しました。

平成7年10月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	天 堀 博
同	友 田 博文
同	若 浜 記久男
同	田 代 一 男
同	池 田 秀 夫
同	柏 富久蔵
同	竹 下 義 章
同	穴 瀬 克 己
同	西 口 秀 光

大阪府立高等学校定時制課程の募集停止に関する要望決議

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別 紙)

議員提出議案第13号

大阪府立高等学校定時制課程の募集停止に関する要望決議

大阪府教育委員会は、7月12日、大阪府立高等学校6校の定時制課程の募集停止方針を発表した。

これは地域や学校現場との協議を欠いた一方的なもので、該当校ですらその方針を新聞によって知るといふ異常な教育委員会事務局のやり方は民主主義のルールを踏襲しているとは言い難いものである。

さらに府教委案は、改革と称して府下6校の定時制を廃し、広範な府民のニーズに応える総合的で大きな学校を作るとしているが、これは今、定時制を必要としている困難を抱えた生徒達を切り捨てるといふ結果になりかねない問題を含んでいる。

定時制に見られる困難の多くは低学力や破綻した人間関係などに起因しており、これを克服する為には小規模で穏やかな触れ合いの場こそ必要なのであって、府教委案の言うような大きな学校はそれに逆行する条件整備と言わざるを得ない。

以上の観点から、府教育委員会事務局は先の募集停止案を白紙に戻したうえ、地域及び現場との協議を尽くし、正しい民主主義手続きの下で弱者に優しい定時制改革を進められるよう要望するものである。

以上、決議する。

平成7年10月3日

大阪府和泉市議会

大阪府知事
大阪府教育委員会 } 宛

- 議長（松尾孝明君） 日程第40「大阪府立高等学校定時制課程の募集停止に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） ただいま事務局朗読のとおりでありますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第13号は、原案どおり決議することに決しました。

○

平成7年10月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤阪和見
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏 富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光

同 天 堀 博

義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び栄養職員の

給与に対する半額国庫負担制度の堅持を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第14号

義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び栄養職員の

給与に対する半額国庫負担制度の堅持を求める意見書

1996年度文部省予算のうち、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費に対する半額国庫負担の継続について、これを打ち切る動きにあると伝えられている。

また既にこれまでも、旅費・教材費・共済費及び恩給費などが除外・削減されるなど、地方財政に大きな影響を及ぼす状況となっている。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、今日まで日本の義務教育の根幹をなす制度として定着してきたものである。

特に学校事務職員及び学校栄養職員は、義務教育諸学校において重要な役割を果たしており、この給与費に対する半額国庫負担制度が廃止されるならば、地方の財政力によってその給与費が左右されることになり、制度の安定性を大きく欠くことになると言わざるを得ない。

よって政府は、義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校事務職員及び学校栄養職員の給与費に対する半額国庫負担制度を維持することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年10月3日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣

大蔵大臣

文部大臣

自治大臣

宛

- 議長（松尾孝明君） 日程第41「義務教育費国庫負担制度の堅持、特に学校事務職員及び栄養職員の給与に対する半額国庫負担制度の堅持を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(事務局職員朗読)

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりであります。議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
 （「なし」と呼ぶ者あり）
 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
 お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）
 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第14号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

平成7年10月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤阪和見
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

平成8年度治水事業予算の重点確保に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第15号

平成8年度治水事業予算の重点確保に関する意見書

治水事業及び急傾斜地崩壊対策事業は、国土を保全し、水害や土砂災害から国民の生命と財産

を守り、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現するための、生活基盤整備の中でも最も優先すべき根幹的な事業である。

特に、本市では、山間地を中心に急峻で脆弱な地質が広がり、従前より幾多の水害、土砂災害に見舞われており、殊に、平成7年7月2日から6日の梅雨前線豪雨においては、浸水被害、土砂災害が多発し、未だ、市民の期待に充分応えることが出来ない状況下にある。

さらに「いずみの国」にふさわしく、河川等がうるおいと、やすらぎに満ちた水辺空間として形成できるよう、市民の大きな期待も寄せられている。

このような状況のもと、また関西国際空港の近隣にふさわしい都市を目指すためにも、治水事業を強力かつ確実に推進する必要がある。

よって、本市議会は、政府に対し、平成8年度予算の編成にあたり、ダム並びに急傾斜地等の事業予算の大幅な確保を図ると共に、第8次治水事業五箇年計画及び第3次急傾斜地崩壊対策事業計画を着実に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年10月3日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
大蔵大臣		
建設大臣		
自治大臣		

- 議長（松尾孝明君） 日程第42「平成8年度治水事業予算の重点確保に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりであります。議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第15号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

平成7年10月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤阪和見
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏 富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀 博

保健所の削減に反対し、母子保健の市町村委譲に伴う

人的・財政的保障を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第16号

保健所の削減に反対し、母子保健の市町村委譲に伴う

人的・財政的保障を求める意見書

大阪府衛生対策審議会地域保健部会は、国が地域保健法を制定したことを受け、知事に対し、保健所の削減についての答申をした。

今、府民の8割が、健康や老後の不安を訴えており、保健所への期待も高く、とりわけ生活環境の改善など衛生課への期待が高まっているときに、保健所の削減や衛生課のない支所になることは、時代に逆行したものである。

また、市町村は、老人保健対策に追われ、母子保健などの市町村委譲に関しても、予防接種法

の変更等で人的にも財政的にも限界であり、国や府の十分な保障なしには実施することは困難である。

よって、本市議会は、大阪府に対し、住民の健康を守るため、保健所を削減せず、機能の充実と市町村保健衛生体制を強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年10月3日

大阪府和泉市議会

大阪府知事 宛

- 議長（松尾孝明君） 日程第43「保健所の削減に反対し、母子保健の市町村委譲に伴う人的・財政的保障を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明を願います。
- 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりであります。議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第16号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

平成7年10月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 天堀 博

同 友田 博文

同 若浜 記久男

同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光

米軍人による女子小学生暴行傷害事件に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第17号

米軍人による女子小学生暴行傷害事件に関する意見書

去る9月4日午後8時過ぎ、沖縄本島北部の住宅街で、3人の米軍人が買い物帰りの女子小学生を車で致して暴行するという事件が発生し、沖縄県民だけでなく、全国に大きな衝撃を与えている。

戦後半世紀が経過したというのに、最近の米軍による事件・事故の多発は目に余るものがあり、米軍に対する沖縄県民の不信と不満は頂点に達している。特に今回の事件は、行為そのものが人道にもとる極悪非道の野蛮な行為であるだけでなく所属部隊の異なる3人の兵士が示し合わせた上で、基地内レンタカーを使用して実行した計画的な犯罪行為であり、県民の間には憤激の声が沸き起こっている。

しかも米軍は、このような凶悪犯罪についてもなお日米地位協定を盾に「起訴に至るまでは」と県警への被疑者の身柄引き渡しを拒否し、沖縄県民の怒りに油を注ぐ結果となっている。

米軍人・軍属によるこの種の凶悪事件は、平成5年8月の嘉手納基地内での日本人女性に対する暴行事件をはじめ、これまで幾度となく発生している。

このような凶悪事件が後を絶たないということは、米軍の綱紀が著しく乱れており、過去の事件を何ら反省してないばかりか、今なお過去の占領意識を引きずり人権無視の風潮が根強く残っていることを如実に示すものと言っても過言ではなく、絶対に許せるものではない。

よって、本市議会は国民の生命・財産と人権を守る立場から、米軍人による女子小学生暴行傷害事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

- 1 日米地位協定を早急に改正すると同時に、基地の整理縮小を促進すること。
- 2 政府としてこの問題の重要性、異常性を重く受けとめ、米国政府あて次の申し入れを行うこと

と。

- ① 米軍人の綱紀を肅正し、米軍人・軍属による犯罪を根絶すること。
- ② 被害者に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年10月3日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
外務大臣		
防衛庁長官		
沖縄開発庁長官		
防衛施設庁長官		

- 議長（松尾孝明君） 日程第44「米軍人による女子小学生暴行傷害事件に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 25番（天堀 博君） ただいま事務局朗読のとおりであります。議員皆さん方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第17号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 議長（松尾孝明君） ここで、暫時休憩いたします。恐縮ですが、自席でお願いいたします。

（午後2時25分休憩）

平成7年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

（10月3日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		議長辞職許可について	

（午後2時36分再開）

- 副議長（森 悦造君） 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。
 ただいま松尾議長から辞職願が提出されました。何分不慣れでございますので、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この際、お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加し、議題といたします。
 追加日程表を配付させます。

（事務局配付）

- 副議長（森 悦造君） まず、その辞職願を朗読させます。

（事務局職員朗読）

- 副議長（森 悦造君） お諮りいたします。ただいまの朗読どおり松尾孝明議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、松尾孝明議長の辞職を許可することに決しました。

この際、松尾前議長のごあいさつを願います。

（松尾孝明議長退任あいさつ）

- 7番（松尾孝明君） 議長退任に当たり、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。
 昨年10月、皆様方の御推挙をいただきまして議長という大任を仰せ付かりました。身に余る光栄と心で深く感謝申し上げます。

顧みますと過去1年間、トリヴェール和泉新駅開業、桃山大学開校、また、今年1月の阪神・淡路大震災に際しましては、皆さん方に緊急議会を招集いたしましたところ、議会代表者皆さん方の御参集を得まして、適切なる処置をとっていただきました。本当にありがとうございます。

また、池田市長さんには、20年という長きにわたり本当に御苦労さんでございました。先月の40周年記念式典も盛大に行われましたことは、私の心に深く刻んでおります。これからも一議員として皆様方とともに市政繁栄のため、合わせまして皆様方のいやさかの御健勝、御多幸を御祈念いたしまして、簡単措辞でございますが、私のごあいさついたします。ありがとうございます。（拍手）

平成7年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

（10月3日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙第2号	議長選挙について	

選挙第2号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成7年10月3日 提出

和泉市議会副議長

森 悦 造

記

議長当選者

氏名

○ 副議長（森 悦造君） 御丁寧なるごあいさつ、まことにありがとうございました。松尾前議長さんにはこの1年間、本当に御苦労様でございました。

この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

追加日程表を配付させます。

（事務局配付）

○ 副議長（森 悦造君） 「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。

○ 16番（竹下義章君） ただいまから休憩をしていただきまして、代表者会議の中でどのように進めるかを協議してもらい、そういう形がいいと思います。したがって、馬鹿念ですが、議員さんは、代表者会議が済むまではお帰りにならないよう、恐らく本日の議会は自然流会になると思います。そのようにお願いをしたいと思います。

○ 副議長（森 悦造君） ただいま竹下議員さんから「暫時休憩」との御意見がありました。これが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、それでは、暫時休憩をいたしまして、代表者会議を開きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

（午後2時40分休憩）

（休憩後本会議再開されず、流会）

○

1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025

第 3 日



平成7年10月16日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼契約課長	北橋輝博
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同財政課長	林和男
市長公室長	逢野博之	同和对策部長	三井義秋
同理事(人事担当)	戸口泰明	同次長兼総合調整課長	門林良治
同次長兼人事課長	今村堅太郎	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同人権啓発室長	山本襄	参与兼市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事兼保険年金課長	長岡敏晃
企画調整部長	森利治	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同理事(行政改革推進担当)	井坂和充	福祉事務所長	坂田平之
同次長兼企画調整課長	油谷巧	同理事	池辺一三
同次長兼情報政策課長	西岡政徳	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同次長兼女性政策課長	樋渡和子	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
同次長(施策推進担当)	石本博信	産業部長	萩本啓介
参与兼総務部長	神藤恒治	同理事兼農林課長	松林保
同理事(財政担当)	阪豊光	同理事	池辺功
同次長兼総務課長	山下喬三	同副理事(交通公害担当)	大塚俊昭

参与兼都市整備部長	富田宏之	同次長兼総務課長	梅山世紀
同理事(再開発担当)	橋本昭夫	同次長兼医事課長	尾食良信
同理事(再開発担当)	清王政志	消 防 長	一ノ瀬喜廣
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事兼消防署長	池野透
同次長兼開発調整課長	上出卓	同次長兼予防課長兼消防署長補佐	飯坂慶治
同次長兼公園課長	藤本仁	土地開発公社事務局長	北野喜平
コスモポリス推進部長	中屋正彦	同次長兼総務課長	植田真人
同 理 事	鈴木常弘	教 育 委 員 長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教 育 長	杉本弘文
建 設 部 長	奥村富彦	教育次長兼社会教育部長	大塚孝之
同理事(道路担当)	谷俊雄	管 理 部 長	鹿嶋賢昌
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	同次長兼総務課長	田丸周美
下 水 道 部 長	藤原清司	同次長兼学事課長	着本直幸
同 次 長	中野英二	指 導 部 長	木村吉男
同副理事(河川水路担当)	樋渡顕治	同次長兼指導課長	堀川不可止
同副理事(ふるさと緑地課担当)	岸本孝二	社会教育部次長兼社会教育課長	田丸勝之
改良事業部長	中辻寿夫	同副理事兼久保惣記念美術館長	中野徹
水道事業管理者	田中稔	収 入 役 室 長	藤木意継
水 道 部 長	仲田博文	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同理事兼営業課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	着本善夫
同 次 長	西尾浩	監 査 委 員	庄司清
同次長兼総務課長	池野文一	同 事 務 局 長	吉田陽三
病 院 長	竹林淳	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病院事務局長	谷上徹	同 事 務 局 長	席田嗣夫

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆
 参 事 山本茂樹
 主 幹 大谷幸広
 議事係長 田中康弘
 議事係主査 田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙 第2号	議長選挙について	

(午後4時00分開議)

- 副議長(森 悦造君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。

ただいま26名全員御出席でございます。

- 副議長(森 悦造君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 副議長(森 悦造君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 副議長(森 悦造君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。これより議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は26名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、局長の点呼に応じ、順次、投票を願いますが、申し合わせにより、記載所において所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上投票願います。

- 市議会事務局長（河原茂隆君） それでは、議席番号順にお名前をお呼びしますので、よろしく願いいたします。

(投票)

- 副議長（森 悦造君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に9番・讃岐一太郎議員、11番・井坂善行議員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

- 副議長（森 悦造君） それでは、開票の結果を局長より報告させます。

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。

投票総数26票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票21票、無効投票5票、無効投票中白票5票でございます。

有効投票中若浜記久男議員21票でございます。

以上でございます。

- 副議長（森 悦造君） ただいまの報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、若浜記久男議員が議長に当選されました。

以上で議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

- 副議長(森 悦造君) ただいま議長に当選されました若浜記久男議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、新議長のごあいさつをお願いいたします。

(議長就任あいさつ)

- 議長(若浜記久男君) 先刻は、皆様方の温かい御支援をいただきまして、議長という重責を担うことになるわけでございますが、もとより非才でございます。これから皆様方の御協力をいただきながら、スムーズな議会運営と市政発展のため全力を挙げて頑張っていきたいと存じます。本当にありがとうございました。(拍手)

- 副議長(森 悦造君) 以上で私の任務が終わりました。何分不慣れなため皆様方に変御迷惑をお掛けいたしました。皆様方の御協力によりまして、無事職務を終わらせていただくことができました。心から厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(若浜記久男君) 先ほどは、本当にありがとうございました。

ここで、暫時休憩をいたします。恐縮ですが、自席をお願いいたします。

(午後4時20分休憩)

平成7年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		副議長辞職許可について	

(午後4時24分再開)

- 議長(若浜記久男君) 大変長らくお待たせをいたしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま森副議長から辞職願が提出されました。

この際、お諮りいたします。「副議長辞職許可について」を日程に追加し、議題とすること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「副議長辞職許可について」を日程に追加することに決めます。
追加日程表を配付させます。

(事務局配付)

- 議長(若浜記久男君) それでは、「副議長辞職許可について」を議題といたします。
まず、その辞職願を朗読させます。

(事務局職員朗読)

- 議長(若浜記久男君) お諮りいたします。ただいまの朗読どおり、森 悦造副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、森 悦造副議長の辞職を許可することに決しました。

この際、森前副議長のごあいさつを願います。

(副議長退任あいさつ)

- 副議長(森 悦造君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。
昨年11月に副議長という職務に御推挙をいただき、おかげさまで1年間、事なく無事にただいま退任させていただくことができました。これもひとえに議員各位を初め市長、特別職の方々のよき御理解と御協力のたまものと深く厚く感謝している次第でございます。

今後は、市政発展のため一議員といたしまして懸命に努める所存でございますので、皆様方の変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますことを切にお願い申し上げ、簡単でございますが、御礼のごあいさつといたします。どうも長い間、ありがとうございました。(拍手)

- 議長(若浜記久男君) 御丁重なるごあいさつ、まことにありがとうございました。森前副議長さんにはこの1年間、本当に御苦勞様でございました。



平成7年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙第3号	副議長選挙について	

選挙第3号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行う。

平成7年10月16日 提出

和泉市議会議長

松尾孝明

副議長当選者

氏名

○ 議長（若浜記久男君） この際、お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、「副議長選挙について」を日程に追加いたします。追加日程表を配付させます。

（事務局配付）

○ 議長（若浜記久男君） 「副議長選挙について」を議題といたします。お諮りいたします。副議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。

○ 18番（赤阪和見君） 今、日程に上がったところでございますので、代表者会議を開いていただきまして、決めていただいたら結構かと思えます。

○ 議長（若浜記久男君） ただいま赤阪議員さんから暫時休憩後代表者会議、という御意見がございましたが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、暫時休憩をいたしまして、会派代表者会議を開きたいと思いますので、よろしくお願いたします。

（午後4時30分休憩）

（午後4時40分再開）

○ 議長（若浜記久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。お諮りいたします。これより副議長選挙を投票により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

これより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は26名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とし、白票は無効といたします。

それでは、局長の点呼に応じ、順次、投票を願いますが、申し合わせにより、記載所にて所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上投票願います。

- 市議会事務局長(河原茂隆君) それでは、議席番号順にお名前をお呼びしますので、よろしく願いいたします。

(投票)

- 議長(若浜記久男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第28条第2項の規定により、立会人に17番・須藤洋之進議員、21番・辻正治議員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、両名の立ち会いを願います。

(開票)

- 議長(若浜記久男君) それでは、開票の結果を局長より報告させます。

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。

投票総数26票。これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票25票、無効投票1票、無効投票中白票1票でございます。

有効投票中中塚新治議員24票、池田秀夫議員1票でございます。したがって、中塚新治議員さんが最高得票者でございます。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） ただいまの報告のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、中塚新治議員が副議長に当選されました。

以上で副議長選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

- 議長（若浜記久男君） ただいま副議長に当選されました中塚新治議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

それでは、副議長のあいさつをお願いいたします。

（副議長就任あいさつ）

- 副議長（中塚新治君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方の温かいお力添えで副議長という大役を受けさせていただくことになりました。今後は、副議長という職務を十分心に秘め、一生懸命に私の力のある限り頑張らせていただきたいと思います。どうか今後とも皆様方の温かい御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。副議長就任のごあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

- 議長（若浜記久男君） 御丁重なるごあいさつ、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き会議を開きますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時55分散会）

○

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF CHEMISTRY
5800 S. UNIVERSITY AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60637
TEL: 773-936-3700

RECEIVED
JAN 15 1964
FROM: [illegible]
TO: [illegible]
SUBJECT: [illegible]

[illegible text]

[illegible text]

[illegible text]

[illegible text]

最 終 日



平成7年10月17日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼契約課長	北橋輝博
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同財政課長	林和男
市長公室長	逢野博之	同和対策部長	三井義秋
同理事(人事担当)	戸口泰明	同次長兼総合調整課長	門林良治
同次長兼人事課長	今村堅太郎	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同人権啓発室長	山本襄	参与兼市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事兼保険年金課長	長岡敏晃
企画調整部長	森利治	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同理事(行政改革推進担当)	井阪和充	福祉事務所長	坂田平之
同次長兼企画調整課長	油谷巧	同理事	池辺一三
同次長兼情報政策課長	西岡政徳	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同次長兼女性政策課長	樋渡和子	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
同次長(施策推進担当)	石本博信	産業部長	萩本啓介
参与兼総務部長	神藤恒治	同理事兼農林課長	松林保
同理事(財政担当)	阪豊光	同理事	池辺功
同次長兼総務課長	山下喬三	同副理事(交通公害担当)	大塚俊昭

参与兼都市整備部長	富田宏之	同次長兼総務課長	梅山世紀
同理事(再開発担当)	橋本昭夫	同次長兼医事課長	尾食良信
同理事(再開発担当)	清王政志	消 防 長	一ノ瀬喜廣
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事兼消防署長	池野透
同次長兼開発調整課長	上出卓	同次長兼予防課長兼消防署長補佐	飯坂慶治
同次長兼公園課長	藤本仁	土地開発公社事務局長	北野喜平
コスモポリス推進部長	中屋正彦	同次長兼総務課長	植田真人
同 理 事	鈴木常弘	教 育 委 員 長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教 育 長	杉本弘文
建 設 部 長	奥村富彦	教育次長兼社会教育部長	大塚孝之
同理事(道路担当)	谷俊雄	管 理 部 長	鹿嶋賢昌
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	同次長兼総務課長	田丸周美
下 水 道 部 長	藤原清司	同次長兼学事課長	着本直幸
同 次 長	中野英二	指 導 部 長	木村吉男
同副理事(河川水路担当)	樋渡顕治	同次長兼指導課長	堀川不可止
同副理事(ふるさと急傾斜対策担当)	岸本孝二	社会教育部次長兼社会教育課長	田丸勝之
改 良 事 業 部 長	中辻寿夫	同副理事兼久保惣記念美術館長	中野徹
水 道 事 業 管 理 者	田中稔	収 入 役 室 長	藤木意継
水 道 部 長	仲田博文	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同理事兼営業課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	着本善夫
同 次 長	西尾浩	監 査 委 員	庄司清
同次長兼総務課長	池野文一	同 事 務 局 長	吉田陽三
病 院 長	竹林淳	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病 院 事 務 局 長	谷上徹	同 事 務 局 長	席田嗣夫

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆
 参 事 山本茂樹
 主 幹 大谷幸広
 議事係長 田中康弘
 議事係主査 田村隆宏

平成7年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		常任委員会委員の辞任について	別紙
2		特別委員会委員の辞任について	別紙
3		常任委員会委員の選任について	別紙
4		特別委員会委員の選任について	別紙
5		決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
6	選挙第4号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
7	選挙第5号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙
8	選挙第6号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	別紙

(午後3時30分開議)

- 議長(若浜記久男君) 大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆様方には、何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。ただいま25名でございます。
- 議長(若浜記久男君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

平成7年10月17日

常任委員会委員の辞任について

本市議会常任委員会の下記委員より、平成7年10月17日付けで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

記

総務委員会委員（6名）

若 浜 記久男 井 坂 善 行 田 代 一 男 讃 岐 一太郎
辻 正 治 天 堀 博

産業文教委員会委員（6名）

原 重 樹 上 田 育 子 木 村 静 雄 竹 下 義 章
穴 瀬 克 己 猪 尾 伸 子

建設水道委員会委員（7名）

須 藤 洋之進 早乙女 実 森 悦 造 大 谷 昌 幸
池 田 秀 夫 赤 阪 和 見 西 口 秀 光

厚生病院委員会委員（7名）

並 河 道 雄 柏 富久蔵 友 田 博 文 松 尾 孝 明
中 塚 新 治 柳 瀬 美 樹 勝 部 津喜枝

平成7年10月17日

特別委員会委員の辞任について

本市議会特別委員会の下記委員より、平成7年10月17日付けで辞任の願出があったので、本議会はこれを許可する。

記

交通・公害対策特別委員会委員（12名）

友 田 博 文 上 田 育 子 田 代 一 男 讃 岐 一太郎
井 坂 善 行 柏 富久蔵 須 藤 洋之進 穴 瀬 克 己
辻 正 治 柳 瀬 美 樹 早乙女 実 猪 尾 伸 子

開発事業対策特別委員会委員（12名）

池田 秀夫	井坂 善行	友田 博文	上田 育子
田代 一男	柏 富久蔵	竹下 義章	赤阪 和見
辻 正治	西口 秀光	原 重樹	勝部 津喜枝

同和対策特別委員会委員（8名）

赤阪 和見	猪尾 伸子	中塚 新治	讃岐 一太郎
穴瀬 克己	西口 秀光	柳瀬 美樹	天堀 博

関西新国際空港対策特別委員会委員（8名）

田代 一男	友田 博文	池田 秀夫	大谷 昌幸
木村 静雄	竹下 義章	辻 正治	勝部 津喜枝

土地開発公社特別委員会委員（12名）

木村 静雄	田代 一男	友田 博文	若浜 記久男
中塚 新治	大谷 昌幸	須藤 洋之進	穴瀬 克己
並河道 雄	西口 秀光	天堀 博	原 重樹

○ 議長（若浜記久男君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長（若浜記久男君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1「常任委員会委員の辞任について」及び日程第2「特別委員会委員の辞任について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、各委員会委員から辞任願が提出されております。お手元に配付いたしております資料のとおりであり、それぞれ辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、常任委員会委員及び特別委員会委員の辞任については、許可することに決しました。

○

委員会名		人員	委員長	副委員長	委員		
常任委員 会	総務委員会	6	勝部津喜枝	柏 富久蔵	森 悦造 穴瀬克己	上田育子	池田秀夫
	産業文教委員会	6	大谷昌幸	田代一男	讃岐一太郎 天堀 博	辻 正治	西口秀光
	建設水道委員会	7	竹下義章	井坂善行	中塚新治 原 重樹	並河道雄 猪尾伸子	柳瀬美樹
	厚生病院委員会	7	友田博文	須藤洋之進	若浜記久男 赤阪和見	松尾孝明 早乙女 実	木村静雄
特別委員 会	交通公害対策 特別委員会	12	並河道雄	池田秀夫	森 悦造 大谷昌幸 辻 正治 猪尾伸子	上田育子 柏 富久蔵 柳瀬美樹	田代一男 須藤洋之進 早乙女 実
	開発事業対策 特別委員会	12	讃岐一太郎	上田育子	友田博文 木村静雄 穴瀬克己 勝部津喜枝	田代一男 竹下義章 西口秀光	大谷昌幸 赤阪和見 原 重樹
	同 和 对 策 特別委員会	8	穴瀬克己	西口秀光	森 悦造 並河道雄	松尾孝明 原 重樹	讃岐一太郎 早乙女 実
	関西新国際空港 対策特別委員会	8	天堀 博	池田秀夫	上田育子 辻 正治	木村静雄 柳瀬美樹	赤阪和見 猪尾伸子
	土地開発公社 特別委員会	12	穴瀬克己	井坂善行	友田博文 讃岐一太郎 並河道雄 早乙女 実	上田育子 柏 富久蔵 柳瀬美樹	松尾孝明 竹下義章 天堀 博

決算審査特別委員会委員名簿

友 田 博 文	須 藤 洋 之 進
上 田 育 子	赤 阪 和 見
松 尾 孝 明	辻 正 治
池 田 秀 夫	西 口 秀 光
原 重 樹	猪 尾 伸 子
大 谷 昌 幸	勝 部 津 喜 枝
井 坂 善 行	

- 議長（若浜記久男君） 次に、日程第3より第5までは、各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

お諮りいたします。本3件の委員選任については、先刻の議員全員協議会において種々御協議を願っております。つきましては、委員会条例第4条の規定により、お手元に配付いたしております名簿のとおり選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本3件は、名簿のとおり選任することに決しました。

- 議長（若浜記久男君） ここで、お手元の資料のとおり、各常任委員会正副委員長さんが互選されております。この際、各常任委員会正副委員長さんを代表してのごあいさつをお願いいたします。各常任委員会正副委員長さんは前の方へお願いいたします。総務委員長さんから代表をお願いいたします。

（常任委員会正副委員長代表＝総務委員長あいさつ）

- 総務委員長（勝部津喜枝君） 慣例ということでございますので、大変僭越ではございますが、4常任委員会正副委員長を代表してごあいさつさせていただきます。

このたびは、御選任をいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。（拍手）

選挙第4号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合同規約第6条第1項の規定により選挙を行なう。

平成7年10月17日 提出

和泉市議会議長

若 浜 記久男

記

泉北環境整備施設組合同議会議員（5名）

選挙第5号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により選挙を行なう。

平成7年10月17日 提出

和泉市議会議長

若 浜 記久男

記

泉北水道企業団議会議員（5名）

選挙第6号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について

南大阪湾岸北部流域下水道組合同約第6条の規定により選挙を行なう。

平成6年10月17日 提出

和泉市議会議長

若 浜 記久男

記

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員（3名）

○ 議長（若浜記久男君） 常任委員会正副委員長さんを代表してのごあいさつが終わりました。正副委員長さんには、委員会の運営についてよろしく御協力をお願いいたします。

次に、日程第6より第8までは、いずれも一部事務組合議会議員の選挙についてでありますので、これを一括議題といたします。

お諮りいたします。本3件の選挙につきましても、先刻の議員全員協議会で種々御協議を願っておりますので、選挙の方法については指名推選によることとし、指名の方法については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から指名いたします。

局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

○ 市議会事務局長（河原茂隆君） 朗読いたします。

泉北環境整備施設組合議会議員に松尾孝明議員、上田育子議員、讃岐一太郎議員、柏富久蔵議員、須藤洋之進議員。

泉北水道企業団議会議員に赤阪和見議員、並河道雄議員、西口秀光議員、天堀 博議員、原重樹議員。

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員に森 悦造議員、田代一男議員、 早乙女実議員。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） ただいま事務局長朗読のとおり、以上、13名の方々をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました13名の方々をそれぞれ一部事務組合議会議員として指名推選することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました各議員は、地方自治法第18条第3項の規定により当選されました。

それでは、ただいま当選されました13名の方々に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

（赤阪和見議員退席）

平成7年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

（10月17日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第48号	監査委員の選任について	追加 P. 1

議案第48号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成7年10月17日 提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第48号参考資料

〔I〕地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2～5略

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(II) 退任者

西口秀光

- 議長（若浜記久男君） ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「監査委員の選任について」を日程に追加することに決めます。
追加議案を配付させます。

(事務局配付)

- 議長（若浜記久男君） 追加日程第1「監査委員の選任について」を議題といたします。
- 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。

(市長登壇、説明)

- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第48号「監査委員の選任について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本市監査委員さんは、条例に基づきましてその定数は2名でございまして、議会議員及び識見を有する者よりそれぞれ1名をもって構成をさせていたしております。

今回、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、赤阪和見議員さんが人格識見ともに兼ね備えた方でありまして、適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正な運営を期待しているものであります。どうか赤阪議員さんを監査委員に御選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願いを

申し上げる次第であります。

なおまた、西口秀光議員さんには、監査委員に御就任以来適正な監査をしていただき、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきますと存じます。よろしく御礼を申し上げます。

- 議長（若浜記久男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま同意されました監査委員のごあいさつを願います。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（赤阪和見君） 一言、御礼を申し上げます。

ただいま議員皆様方におかれまして、監査委員選任の御同意を得まして光栄に存じております。本当にありがとうございます。

今回の大任を拝するに当たりまして、知識経験者の庄司監査委員とともに市行政が公平に、という監査について微力ではありますが、努力をしてみたいと存じますので、議員皆様方の御支援をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○

- 議長（若浜記久男君） ここで、ただいま赤阪和見議員が監査委員に就任されましたので、先刻の議員全員協議会の申し合わせによりまして、泉北水道企業団議会議員として、赤阪和見議員に代わり辻正治議員を改めて指名推選いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、泉北水道企業団議会議員として辻正治議員を指名推選することに決しました。

○

- 議長（若浜記久男君） 以上をもちまして本定例会に付議されました諸議案はすべて議いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、これをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

(市長登壇、閉会あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) ありがとうございます。閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る10月2日、平成7年第3回定例会をお願いを申し上げ、多数の議案を御提案を申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多繁の中にもかかわりませず、長時間にわたりまして慎重御審議をいただき、御可決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

また、平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定あるいは平成6年度和泉市水道事業会計、病院事業会計決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審査を願うことに相なりました。委員の皆様方には、まことに御苦勞様ではございますが、よろしくをお願いを申し上げる次第であります。

なお、このたびの役員改選によりまして御退任をされました松尾孝明議長さん、森悦造副議長さんには、御就任以来、円滑なる議会運営を通じ市政進展のため御尽瘁をいただき、御大任を全うされました。この間におきます正副議長さんお2人の並々ならぬ御尽力と御心勞に対しまして、高うございますが、衷心より感謝と御礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

また、後任の議長には若浜記久男議員さん、副議長には中塚新治議員さんが、議員皆様方の御推挙によりまして御就任をされました。まことにおめでとうでございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なおまた、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選をされましたが、それぞれ所管をされます事項につきまして、今後、いろいろと御審議を相賜り、御苦勞をお掛けすることとは存じますが、どうかひとつよろしくをお願いを申し上げる次第であります。

さて、本議会は、私の最後の定例会でございましたが、本日、無事審議を終了させていただきました。過去20年間、和泉市政を担当させていただきました。その重責を果たすことができました。この間、皆様方よりいただきました御支援、御協力、御厚情に心から厚く御礼を申し上げますとともに、礼儀を失することも多々あったこ

とは存じますが、数々の御無礼に対しまして深くお詫びを申し上げる次第であります。

終わりに当たりまして、和泉市のさらなる発展と皆様方の一層の御健勝、御活躍をひたすら御祈念をいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

（議長登壇、閉会あいさつ）

- 議長（若浜記久男君） 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

去る10月2日開会されましてから本日までの長期間にわたります定例会も、議員皆様方の御協力によりまして一般質問並びに諸議案、なおまた、役員選挙等々に慎重御審議を煩わし、本日、ここに全日程を終了することができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

特に先刻の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大な御推挙をいただき、身に余る光栄と存じ、ここに改めて厚く御礼を申し上げます。

なお、今後の議会運営に格段の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

それでは、これもちまして平成7年第3回定例会を閉会いたします。長時間、まことにありがとうございました。

（午後3時50分閉会）

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 若 浜 記久男

同 署名議員 井 坂 善 行

同 署名議員 猪 尾 伸 子

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..

... ..